

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
<p>第10章 料金等</p> <p>第2節 接続料金の支払義務 (従量制の網使用料の支払義務)</p> <p>第65条 当社の指定電気通信設備との接続において従量制の網使用料(網使用料のうち定額制の網使用料以外のものをいいます。以下同じとします。)の支払いを要する電気通信事業者は、第54条(接続形態)に規定する接続形態ごとに、別表2第4表(従量制網使用料支払事業者)に規定するところによります。</p> <p>ただし、信号伝送機能、加入者交換機機能メニュー利用機能、<u>優先接続機能</u>、番号情報データベース登録機能、番号情報データベース利用機能、リルーティング通信機能及びリダイレクション網使用機能については、この限りではありません。</p> <p>第3節 工事費及び手続費等の支払義務 (手続費の支払義務)</p> <p>第68条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2(手続費)に規定する手続費の支払いを要します。</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p>(18) <u>当社が、電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続の取扱いに基づき、当社の加入者交換機に優先接続機能に係る協定事業者の事業者識別番号(番号規則別表第10号に規定する電気通信番号をいいます。以下、優先接続機能に係る協定事業者の事業者識別番号を「優先接続番号」といいます。)の登録を行ったとき。</u></p> <p>第4節 料金の計算及び支払い (手続費の実績に基づく精算)</p> <p>第74条の2 当社は、料金表第2表(工事費及び手続費)第2(手続費)に規定するみなし契約者に関する宛名情報提供手続費、優先接続受付手続費、光回線設備線路条件調査費ウ欄、光配線区域情報調査費、ルーティング番号登録工事等受付手続費ア(7)③欄、(イ)欄若しくはイ欄、同一番号移転可否情報調査費又はき線点情報調査費について、その事業年度の需要の実績値及び受付実績数(以下「当年度実績」といいます。)を把握したときは、それらの手続費と、当年度実績によって算定した精算のための手続費との差額に、当年度実績を乗じて得た額を、協定事業者と精算するものとします。</p> <p>(工事費及び手続費等の遡及適用)</p> <p>第75条 当社は、料金表第2表(工事費及び手続費)に規定する光信号分岐端末回線接続工事費、光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費、光信号分岐端末回線設置等加算工事費、電話帳掲載手続費、番号情報データベース登録手続費、みなし契約者に関する宛名情報提供手続費、<u>優先接続受付手続費</u>、光回線設備線路条件調査費ウ欄、光配線区域情報調査費、ルーティング番号登録工事等受付手続費ア(7)③欄、(イ)欄若しくはイ欄、同一番号移転可否情報調査費、き線点情報調査費、端末回線情報提供手続費、申込者情報確認結果即時通知手続費又は第4表(光信号引込等設備に係る負担額)に規定する負担額について料金額を変更したときは、変更後の料金額の原価に係る事業年度の翌事業年度の4月1日に遡及して、変更後の料金額を</p>	<p>第10章 料金等</p> <p>第2節 接続料金の支払義務 (従量制の網使用料の支払義務)</p> <p>第65条 当社の指定電気通信設備との接続において従量制の網使用料(網使用料のうち定額制の網使用料以外のものをいいます。以下同じとします。)の支払いを要する電気通信事業者は、第54条(接続形態)に規定する接続形態ごとに、別表2第4表(従量制網使用料支払事業者)に規定するところによります。</p> <p>ただし、信号伝送機能、加入者交換機機能メニュー利用機能、番号情報データベース登録機能、番号情報データベース利用機能、リルーティング通信機能及びリダイレクション網使用機能については、この限りではありません。</p> <p>第3節 工事費及び手続費等の支払義務 (手続費の支払義務)</p> <p>第68条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2(手続費)に規定する手続費の支払いを要します。</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p>(18) <u>削除</u></p> <p>第4節 料金の計算及び支払い (手続費の実績に基づく精算)</p> <p>第74条の2 当社は、料金表第2表(工事費及び手続費)第2(手続費)に規定するみなし契約者に関する宛名情報提供手続費、光回線設備線路条件調査費ウ欄、光配線区域情報調査費、ルーティング番号登録工事等受付手続費ア(7)③欄、(イ)欄若しくはイ欄、同一番号移転可否情報調査費又はき線点情報調査費について、その事業年度の需要の実績値及び受付実績数(以下「当年度実績」といいます。)を把握したときは、それらの手続費と、当年度実績によって算定した精算のための手続費との差額に、当年度実績を乗じて得た額を、協定事業者と精算するものとします。</p> <p>(工事費及び手続費等の遡及適用)</p> <p>第75条 当社は、料金表第2表(工事費及び手続費)に規定する光信号分岐端末回線接続工事費、光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費、光信号分岐端末回線設置等加算工事費、電話帳掲載手続費、番号情報データベース登録手続費、みなし契約者に関する宛名情報提供手続費、光回線設備線路条件調査費ウ欄、光配線区域情報調査費、ルーティング番号登録工事等受付手続費ア(7)③欄、(イ)欄若しくはイ欄、同一番号移転可否情報調査費、端末回線情報提供手続費、申込者情報確認結果即時通知手続費又は第4表(光信号引込等設備に係る負担額)に規定する負担額について料金額を変更したときは、変更後の料金額の原価に係る事業年度の翌事業年度の4月1日に遡及して、変更後の料金額を適用します。</p>

適用します。

第16章 雑則

(優先接続機能の提供を受ける協定事業者に対する契約者情報の提供)

第98条の2 当社は、電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続の取扱いに基づき、当社の契約者から、優先接続番号の指定（変更及び廃止を含みます。）があったときは、第1号及び第2号のいずれにも該当する場合に限り、その契約者に係る第3号に規定する契約者情報を優先接続機能の提供を受ける協定事業者に提供します。

(1) その協定事業者が、提供された契約者情報の取扱いにあたって、以下に掲げる事項を遵守しないおそれがないこと。

ア 利用者からの故障の問い合わせ等に迅速に対応する目的又はその協定事業者の電気通信サービスに係る不要な利用者料金の支払いを防止する目的等特に業務遂行上必要な目的のみに、提供された契約者情報を利用し、営業活動に利用しないこと。

イ 提供された契約者情報を自ら（他者に業務を委託する場合を含みます。）利用し、他者に二次提供しないこと。

ウ 目的達成後は遅滞なくその契約者情報を消去すること。

エ 対象契約者の権利利益を不当に害しないこと。

オ その他、個人情報保護ガイドライン等を遵守すること。

(2) その他契約者情報の提供にあたって、当社の業務遂行上支障がないこと。

(3) 提供する契約者情報

ア 契約者回線番号等（追加番号を除きます。）

イ 契約者氏名又は名称

ウ 申込者連絡先電話番号、氏名又は名称及び住所

エ 通話区分

オ 優先接続の区分

カ 登録工事実施日（予定日を含みます。）

キ 廃止工事実施日

2 第98条（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）第2項及び第4項から第7項の規定は、前項の場合に準用します。この場合において、同条第2項に「前項」とあるのは「第98条の2（優先接続機能の提供を受ける協定事業者に対する契約者情報の提供）第1項」と、「前項第3号又は第4号」とあるのは「第98条の2第1項第1号」と、「第3項から第5項」とあるのは「第98条の2第2項の規定により読み替えて準用する第98条第4項及び第5項」と、同条第4項及び第5項に「第1項第4号」とあるのは「第98条の2第1項第1号」と、同条第5項に「前2項の場合において、協定事業者から対象契約者の同意を得たことを証する書面が提出されるまでの間、又は」とあるのは「第98条の2第2項の規定により読み替えて準用する第98条第4項の場合において、」と読み替えるものとします。

第16章 雑則

第98条の2 削除

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区分	内容
(1)～(3)-2 (略)	(略)
(4) 公衆電話発信機能の適用	ア (略) イ 2 (料金額) 2-10-1 第1欄に規定する機能については、2-10-1に掲げる料金額に、2-10-2に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、2-10-2に掲げる料金額の算定にあたっては、前年度の公衆電話発信機能に係る電気通信番号数及び算定対象需要実績(公衆電話発信機能に係る実績トラヒックをいいます。以下同じとします。)を把握したときに、それらと前年度末に適用される合算番号単備(事業法第106条に基づき指定された基礎的電気通信業務支援機関(以下「支援機関」といいます。))において同法第110条に基づき総務大臣の認可を受けた負担金の額の算定に用いた合算番号単備であって平成18年総務省告示第429号の規定により算定した合算番号単備(修正合算番号単備を含みます。)をいい、基礎的電気通信業務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成14年総務省令第64号)第27条第3項の規定により支援機関から公表された適格電気通信事業者ごとの番号単備を合算したものをいいます。以下同じとします。)を用いて料金額を再算定(2-10-1に掲げる料金額を変更するときに行うものとします。)してその事業年度の4月1日に遡及して適用するものとし、各事業年度の公衆電話発信機能に係る電気通信番号数及び算定対象需要実績を把握したときは、その加算料と、その事業年度の各月に適用すべき合算番号単備にその事業年度の各月末の公衆電話発信機能に係る電気通信番号数を乗じて得た額の合計をその事業年度の算定対象需要
(5)～(8)-2 (略)	(略)
(8)-3 優先接続機能に係る料金の適用	優先接続機能に係る料金については、当該機能を利用して接続する協定事業者のうち、優先接続番号を有する協定事業者が支払うものとします。
(8)-4～(31) (略)	(略)
(32) 開門系ルータ交換機能に係る料金の適用	開門系ルータ交換機能(IPoE方式で接続する場合があります。)イ欄に係る料金については、2(料金額)2-4第4欄に掲げる令和5年4月1日時点(ただし、同欄イ(3)から(ホ)欄については当該IPoE方式で接続するものの利用が予定される月の月末時点とします。)のIPoE方式で接続するものに限り、以下この欄において「設置場所」といいます。)の区分ごとに算定した料金額を、IPoE接続を利用する協定事業者に適用します。なお、令和5年4月1日(ただし、同欄イ(3)から(ホ)欄については当該IPoE方式で接続するものの利用が予定される月の月末時点とします。)以降、その区分ごとのIPoE方式で接続するものの増設又は協定事業者の利用ポート数の増減等により、当社が算定した額が変動することがあります。この場合において、その変動後の額については、料金表第1表第2(網改造料)2-1に規定する網改造料の算出式を準用して算定するものとします。また、当社は、その変動後の額について、接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区分	内容
(1)～(3)-2 (略)	(略)
(4) 公衆電話発信機能の適用	ア (略) イ 2 (料金額) 2-10-1 第1欄に規定する機能については、2-10-1に掲げる料金額に、2-10-2に掲げる料金額を加えた額を適用します。
(5)～(8)-2 (略)	(略)
(8)-3 削除	
(8)-4～(31) (略)	(略)
(32) 開門系ルータ交換機能に係る料金の適用	開門系ルータ交換機能(IPoE方式で接続する場合があります。)イ欄に係る料金については、2(料金額)2-4第4欄に掲げる令和5年4月1日時点のIPoE方式で接続するものに限り、以下この欄において「設置場所」といいます。)の区分ごとに算定した料金額を、IPoE接続を利用する協定事業者に適用します。なお、令和5年4月1日以降、その区分ごとのIPoE方式で接続するものの増設又は協定事業者の利用ポート数の増減等により、当社が算定した額が変動することがあります。この場合において、その変動後の額については、料金表第1表第2(網改造料)2-1に規定する網改造料の算出式を準用して算定するものとします。また、当社は、その変動後の額について、接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

月額

区分		単位	料金額	備考				
(1) (略)								
(2) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合)	端末回線を受容する伝送装置及び標準的な接続箇所により伝送を行う機能	ア～イ(略)	ウ 光信号伝送装置により符号伝送可能なもの(1 Gbit/sタイプ又は10Gbit/sタイプのもの)	(7) 光信号主端回線収容装置と組み合わせることのできる光信号主端回線リッタの最大数が1のもの(1 Gbit/sタイプに限ります。)	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端回線収容装置ごとに	1,176円	2-1の4に係る料金は含みません。
					② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端回線収容装置ごとに	1,176円	
					③ ①②以外のもの	1 光信号主端回線収容装置ごとに	1,211円	
					(4) (略)			
(3) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア 2線式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 回線ごとに	1,484円	(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 回線ごとに	1,484円
			(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 回線ごとに	1,484円			
			(4) (7) (4)以外のもの	1 回線ごとに	1,529円			
				イ 4線式のもの	1 回線ごとに	3,057円		
			ウ 1芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	第6欄ア(7)①A欄に規定する料金額	
					② 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	第6欄ア(7)①B欄に規定する料金額	
					③ 令和7年4月1日以降に適用する料金	1 回線ごとに	第6欄ア(7)①C欄に規定する料金額	
					(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	第6欄ア(7)②A欄に規定する料金額
						② 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	第6欄ア(7)②B欄に規定する料金額
						③ 令和7年4月1日以降に適用する料金	1 回線ごとに	第6欄ア(7)②C欄に規定する料金額
(4) (7) (4)以外のもの	① 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに			第6欄ア(7)③A欄に規定する料金額			
	② 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに			第6欄ア(7)③B欄に規定する料金額			
	③ 令和7年4月1日以降に適用する料金	1 回線ごとに			第6欄ア(7)③C欄に規定する料金額			

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

月額

区分		単位	料金額	備考				
(1) (略)								
(2) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合)	端末回線を受容する伝送装置及び標準的な接続箇所により伝送を行う機能	ア～イ(略)	ウ 光信号伝送装置により符号伝送可能なもの(1 Gbit/sタイプ又は10Gbit/sタイプのもの)	(7) 光信号主端回線収容装置と組み合わせることのできる光信号主端回線リッタの最大数が1のもの(1 Gbit/sタイプに限ります。)	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端回線収容装置ごとに	1,269円	2-1の4に係る料金は含みません。
					② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端回線収容装置ごとに	1,269円	
					③ ①②以外のもの	1 光信号主端回線収容装置ごとに	1,307円	
					(4) (略)			
(3) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア 2線式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 回線ごとに	1,583円	(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 回線ごとに	1,583円
			(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 回線ごとに	1,583円			
			(4) (7) (4)以外のもの	1 回線ごとに	1,630円			
				イ 4線式のもの	1 回線ごとに	3,261円		
			ウ 1芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	第6欄ア(7)①A欄に規定する料金額	
					② 令和7年4月1日以降に適用する料金	1 回線ごとに	第6欄ア(7)①B欄に規定する料金額	
					(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	第6欄ア(7)②A欄に規定する料金額
						② 令和7年4月1日以降に適用する料金	1 回線ごとに	第6欄ア(7)②B欄に規定する料金額
						(4) (7) (4)以外のもの	① 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに
							② 令和7年4月1日以降に適用する料金	1 回線ごとに

		エ	2芯 式の もの	(7)~(イ) (略)				
				(イ) (イ)以外 のもの	① 令和5年4月1 日から令和7年 3月31日まで適 用する料金	1回線ごと に	4,388円	
					② 令和6年4月1 日から令和7年 3月31日まで適 用する料金	1回線ごと に	4,380円	
					③ 令和7年4月1 日以降に適用す る料金	1回線ごと に	4,334円	
(4)	端末回 線伝送 機能 (第5 条(標 準的な 接続箇 所)第 1項の 表中第 1-2 欄で接 続する 場合)	ア	イ以 外の もの	(7) (イ)以 外の 場合	① 保守の区別が タイプ1-1のも の	1回線ごと に	1,526円	
					② 保守の区別が タイプ1-2のも の	1回線ごと に	1,526円	
					③ ①②以外のもの	1回線ごと に	1,572円	
				(イ) 電話 重畳 する 場合	① 保守の区別が タイプ1-1のも の	1回線ごと に	57円	
					② 保守の区別が タイプ1-2のも の	1回線ごと に	57円	
		イ	第2 群の 伝送 シス テム を用 いる もの (収 容に 係る 利用 制限 が設 けら れて いる もの であ って 、カ ドに 単独 収容 され るも のに 限 りま す。)	(7) (イ)以 外の 場合	① 保守の区別が タイプ1-1のも の	1回線ごと に	1,745円	
					② 保守の区別が タイプ1-2のも の	1回線ごと に	1,745円	
					③ ①②以外のもの	1回線ごと に	1,791円	
				(イ) 電話 重畳 する 場合	① 保守の区別が タイプ1-1のも の	1回線ごと に	276円	
					② 保守の区別が タイプ1-2のも の	1回線ごと に	276円	
(4)-2~(5) (略)								

		エ	2芯 式の もの	(7)~(イ) (略)				
				(イ) (イ)以外 のもの	① 令和6年4月1 日から令和7年 3月31日まで適 用する料金	1回線ごと に	4,456円	
					② 令和7年4月1 日以降に適用す る料金	1回線ごと に	4,334円	
(4)	端末回 線伝送 機能 (第5 条(標 準的な 接続箇 所)第 1項の 表中第 1-2 欄で接 続する 場合)	ア	イ以 外の もの	(7) (イ)以 外の 場合	① 保守の区別が タイプ1-1のも の	1回線ごと に	1,628円	
					② 保守の区別が タイプ1-2のも の	1回線ごと に	1,628円	
					③ ①②以外のもの	1回線ごと に	1,677円	
				(イ) 電話 重畳 する 場合	① 保守の区別が タイプ1-1のも の	1回線ごと に	64円	
					② 保守の区別が タイプ1-2のも の	1回線ごと に	64円	
		イ	第2 群の 伝送 シス テム を用 いる もの (収 容に 係る 利用 制限 が設 けら れて いる もの であ って 、カ ドに 単独 収容 され るも のに 限 りま す。)	(7) (イ)以 外の 場合	① 保守の区別が タイプ1-1のも の	1回線ごと に	1,846円	
					② 保守の区別が タイプ1-2のも の	1回線ごと に	1,846円	
					③ ①②以外のもの	1回線ごと に	1,895円	
				(イ) 電話 重畳 する 場合	① 保守の区別が タイプ1-1のも の	1回線ごと に	282円	
					② 保守の区別が タイプ1-2のも の	1回線ごと に	282円	
(4)-2~(5) (略)								

(6) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号回線 (光局外スリッパを含まないものに限ります。により芯で伝送を行う機能)	(7) 光回線設備接続モジュール (光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ (保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	① 保守の別がタイプ1-1のもの	A 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,130円	
				B 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,126円	
				C 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,104円	
			② 保守の別がタイプ1-2のもの	A 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,130円	
				B 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,126円	
				C 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,104円	
			③ ①②以外のもの	A 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,194円	
				B 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,190円	
				C 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,167円	
			(4) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の別がタイプ1-1のもの	A 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,130円
					B 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,126円
					C 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,104円
② 保守の別がタイプ1-2のもの	A 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		2,130円			
	B 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		2,126円			
	C 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに		2,104円			
③ ①②以外のもの	A 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		2,194円			
	B 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		2,190円			
	C 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに		2,167円			

(6) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号回線 (光局外スリッパを含まないものに限ります。により芯で伝送を行う機能)	(7) 光回線設備接続モジュール (光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ (保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	① 保守の別がタイプ1-1のもの	A 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,163円	
				B 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,104円	
				C 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,104円	
			② 保守の別がタイプ1-2のもの	A 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,163円	
				B 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,104円	
				C 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,104円	
			③ ①②以外のもの	A 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,228円	
				B 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,167円	
				C 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,167円	
			(4) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の別がタイプ1-1のもの	A 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,163円
					B 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,104円
					C 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,104円
② 保守の別がタイプ1-2のもの	A 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		2,163円			
	B 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに		2,104円			
	C 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに		2,104円			
③ ①②以外のもの	A 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		2,228円			
	B 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに		2,167円			
	C 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに		2,167円			

イ 光信号主端末回線 (光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,773円		
		② 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,765円		
		③ 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,730円		
	(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,773円		
		② 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,765円		
		③ 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,730円		
	(7)(4)以外のもの	① 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,823円		
		② 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,815円		
		③ 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,779円		
	(7)~(8) (略)					
	(9) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/s から100Mbit/s までの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	4,081円	
			イ 200Mbit/s から1Gbit/s までの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	9,091円	
ウ 2Gbit/s から400Gbit/s までの符合伝送が可能なもの			1回線ごとに	2,618円		

イ 光信号主端末回線 (光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,796円		
		② 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,730円		
	(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,796円		
		② 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,730円		
	(7)(4)以外のもの	① 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,847円		
		② 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,779円		
	(7)~(8) (略)					
	(9) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/s から100Mbit/s までの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	4,115円	
			イ 200Mbit/s から1Gbit/s までの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	9,125円	
ウ 2Gbit/s から400Gbit/s までの符合伝送が可能なもの			1回線ごとに	2,652円		

2-1-1-1の2 複数年段階料金を適用する場合の基本料

月額

区分	単位	料金額	備考
光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能	保守の区別がタイプ1-1のもの (7) 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 1,585円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)①欄に規定する料金額に、163円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 163円 を加算した料金額 のうち、 162円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。

2-1-1-1の2 複数年段階料金を適用する場合の基本料

月額

区分	単位	料金額	備考
光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能	保守の区別がタイプ1-1のもの (7) 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 1,616円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)①欄に規定する料金額に、134円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 134円 を加算した料金額 のうち、 133円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。

(4) 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額に、 134円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 134円 のうち、 133円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
(6) 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)③欄に規定する料金額に、 189円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 189円 のうち、 188円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7) 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,585円
	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(4)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(4)①欄に規定する料金額に、 163円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 163円 のうち、 162円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
(4) 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(4)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

(4) 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額に、 189円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 189円 のうち、 188円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
(6) 令和8年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	令和8年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額に、 181円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 181円 のうち、 180円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7) 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,616円
	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(4)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(4)①欄に規定する料金額に、 134円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 134円 のうち、 133円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
(4) 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(4)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

		1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(4)②欄に規定する料金額に、 134円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 134円 のうち、 133円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	(6) 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(4)③欄に規定する料金額に、 189円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 189円 のうち、 188円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
ウ アイ以外のもの	(7) 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,630円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
		1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(4)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(4)②欄に規定する料金額に、 167円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 167円 のうち、 166円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
(4) 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(4)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(4)②欄に規定する料金額に、 138円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 138円 のうち、 137円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
(6) 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(4)③欄に規定する料金額に、 194円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 194円 のうち、 193円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。	

		1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(4)②欄に規定する料金額に、 189円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 189円 のうち、 188円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	(6) 令和8年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	令和8年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(4)欄に規定する料金額に、 181円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 181円 のうち、 180円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
ウ アイ以外のもの	(7) 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,662円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
		1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(4)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(4)②欄に規定する料金額に、 138円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 138円 のうち、 137円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
(4) 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(4)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(4)②欄に規定する料金額に、 194円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 194円 のうち、 193円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
(6) 令和8年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	令和8年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(4)欄に規定する料金額に、 186円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 186円 のうち、 185円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。	

区分		単位	料金額	備考			
(1) 専用サービス契約に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア 2線式のもの	1回線ごとに	137円	—			
	イ 1芯式のもの	(7) (4)以外のもの	① 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金		(4)①欄に規定する料金額		
			② 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金		(4)②欄に規定する料金額		
			③ 令和7年4月1日以降に適用する料金		(4)③欄に規定する料金額		
	(4) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	① 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		141円		
			② 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金		1回線ごとに	141円	
			③ 令和7年4月1日以降に適用する料金		1回線ごとに	141円	
	ウ (略)	—	—		—		
	(2) 2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの		① 保守の別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	444円
					② 保守の別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	444円
③ ①②以外のもの				1光信号分岐端末回線ごとに	457円		
ウ (略)				—	—		

区分		単位	料金額	備考			
(1) 専用サービス契約に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア 2線式のもの	1回線ごとに	148円	—			
	イ 1芯式のもの	(7) (4)以外のもの	① 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金		(4)①欄に規定する料金額		
			② 令和7年4月1日以降に適用する料金		(4)②欄に規定する料金額		
			(4) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの		① 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	143円
	② 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	141円				
	ウ (略)	—	—				
	(2) 2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの		① 保守の別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	468円
					② 保守の別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	468円
					③ ①②以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	482円
					ウ (略)	—	—

イ	(4) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用しないもの	① 当社が設置した光信号分岐末端回線収容キャビネット等	A 保守の別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐末端回線ごとに	449円
			B 保守の別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐末端回線ごとに	449円
			C AB以外のもの	1光信号分岐末端回線ごとに	462円
		② 協定事業者が設置した光信号分岐末端回線収容キャビネット等	A 保守の別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐末端回線ごとに	443円
			B 保守の別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐末端回線ごとに	443円
			C AB以外のもの	1光信号分岐末端回線ごとに	456円
	イ	(7) 保守の別がタイプ1-1のもの	① 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1光信号主端回線ごとに	1,773円
			② 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1光信号主端回線ごとに	1,765円
			③ 令和7年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端回線ごとに	1,730円
(4) 保守の別がタイプ1-2のもの		① 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1光信号主端回線ごとに	1,773円	
		② 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1光信号主端回線ごとに	1,765円	
		③ 令和7年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端回線ごとに	1,730円	
(4) (7) (4) 以外のもの		① 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1光信号主端回線ごとに	1,823円	
		② 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1光信号主端回線ごとに	1,815円	
		③ 令和7年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端回線ごとに	1,779円	

イ	(4) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用しないもの	① 当社が設置した光信号分岐末端回線収容キャビネット等	A 保守の別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐末端回線ごとに	471円
			B 保守の別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐末端回線ごとに	471円
			C AB以外のもの	1光信号分岐末端回線ごとに	485円
		② 協定事業者が設置した光信号分岐末端回線収容キャビネット等	A 保守の別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐末端回線ごとに	466円
			B 保守の別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐末端回線ごとに	466円
			C AB以外のもの	1光信号分岐末端回線ごとに	480円
	イ	(7) 保守の別がタイプ1-1のもの	① 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1光信号主端回線ごとに	1,796円
			② 令和7年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端回線ごとに	1,730円
			(4) 保守の別がタイプ1-2のもの	① 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1光信号主端回線ごとに
② 令和7年4月1日以降に適用する料金		1光信号主端回線ごとに	1,730円		
(4) (7) (4) 以外のもの		① 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1光信号主端回線ごとに	1,847円	
		② 令和7年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端回線ごとに	1,779円	

(3) (略)				
(4) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	240円	
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	1,330円	

(3) (略)				
(4) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	273円	
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	1,295円	

2-1-1-2の2 複数段階料金を適用する場合の加算料

月額

区分	単位	料金額	備考
2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料	1 光信号主端末回線ごとに	1,585円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額に、 163円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 163円 のうち、 162円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
(4) 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額に、 134円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 134円 のうち、 133円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
(7) 令和7年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)③欄に規定する料金額に、 189円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 189円 のうち、 188円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。

2-1-1-2の2 複数段階料金を適用する場合の加算料

月額

区分	単位	料金額	備考
2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料	1 光信号主端末回線ごとに	1,616円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額に、 134円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 134円 のうち、 133円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
(4) 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額に、 189円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 189円 のうち、 188円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
(7) 令和8年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	令和8年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額に、 181円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 181円 のうち、 180円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。

イ 保守の区別 がタイプ1 -2のもの	(7) 令和5年 4月1日 から令和 6年3月 31日まで 適用する 料金	1 光信号 主端未回 線ごとに	1,585円	接続開始日から、1年未満 の場合に適用します。
		1 光信号 主端未回 線ごとに	2-1-1- 2第2欄イ (4)①欄に規 定する料金額	接続開始日から、1年以上 2年未満の場合に適用しま す。
		1 光信号 主端未回 線ごとに	2-1-1- 2第2欄イ (4)①欄に規 定する料金額 に、 163円 を加算した料 金額	接続開始日から、2年以上 3年未満の場合に適用しま す。また、料金表通則の規 定にかかわらず左欄に掲げ る 163円 のうち、 162円 にのみ消費税相当額を加算 するものとします。
(4) 令和6年 4月1日 から令和 7年3月 31日まで 適用する 料金	1 光信号 主端未回 線ごとに	2-1-1- 2第2欄イ (4)②欄に規 定する料金額	接続開始日から、1年以上 2年未満の場合に適用しま す。	
	1 光信号 主端未回 線ごとに	2-1-1- 2第2欄イ (4)②欄に規 定する料金額 に、 134円 を加算した料 金額	接続開始日から、2年以上 3年未満の場合に適用しま す。また、料金表通則の規 定にかかわらず左欄に掲げ る 134円 のうち、 133円 にのみ消費税相当額を加算 するものとします。	
(7) 令和7年 4月1日 以降に適 用する料 金	1 光信号 主端未回 線ごとに	2-1-1- 2第2欄イ (4)③欄に規 定する料金額 に、 189円 を加算した料 金額	接続開始日から、2年以上 3年未満の場合に適用しま す。また、料金表通則の規 定にかかわらず左欄に掲げ る 189円 のうち、 188円 にのみ消費税相当額を加算 するものとします。	

イ 保守の区別 がタイプ1 -2のもの	(7) 令和6年 4月1日 から令和 7年3月 31日まで 適用する 料金	1 光信号 主端未回 線ごとに	1,616円	接続開始日から、1年未満 の場合に適用します。
		1 光信号 主端未回 線ごとに	2-1-1- 2第2欄イ (4)①欄に規 定する料金額	接続開始日から、1年以上 2年未満の場合に適用しま す。
		1 光信号 主端未回 線ごとに	2-1-1- 2第2欄イ (4)①欄に規 定する料金額 に、 134円 を加算した料 金額	接続開始日から、2年以上 3年未満の場合に適用しま す。また、料金表通則の規 定にかかわらず左欄に掲げ る 134円 のうち、 133円 にのみ消費税相当額を加算 するものとします。
(4) 令和7年 4月1日 から令和 8年3月 31日まで 適用する 料金	1 光信号 主端未回 線ごとに	2-1-1- 2第2欄イ (4)②欄に規 定する料金額	接続開始日から、1年以上 2年未満の場合に適用しま す。	
	1 光信号 主端未回 線ごとに	2-1-1- 2第2欄イ (4)②欄に規 定する料金額 に、 189円 を加算した料 金額	接続開始日から、2年以上 3年未満の場合に適用しま す。また、料金表通則の規 定にかかわらず左欄に掲げ る 189円 のうち、 188円 にのみ消費税相当額を加算 するものとします。	
(7) 令和8年 4月1日 以降に適 用する料 金	1 光信号 主端未回 線ごとに	令和8年4月 1日以降に適 用する2-1- 1-2第2 欄イ(4)欄に 規定する料金 額に、 181円 を加算した料 金額	接続開始日から、2年以上 3年未満の場合に適用しま す。また、料金表通則の規 定にかかわらず左欄に掲げ る 181円 のうち、 180円 にのみ消費税相当額を加算 するものとします。	

ウ	アイ以外のもの	(7)	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端未回線ごとに	1,630円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端未回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
			1 光信号主端未回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額に、 167円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 167円 のうち、 166円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
(4)	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端未回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
		1 光信号主端未回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額に、 138円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 138円 のうち、 137円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
(7)	令和7年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端未回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)③欄に規定する料金額に、 194円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 194円 のうち、 193円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。		

2-1-2 加算額

区分		料金金額	備考
(1)	(略)	—	—
(2)	当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア(略)	—
		イ 光信号分岐端未回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用する場合	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの 172円 (4) 保守の区別がタイプ1-2のもの 179円 (7) (7)(4)以外のもの 185円

ウ	アイ以外のもの	(7)	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端未回線ごとに	1,662円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端未回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
			1 光信号主端未回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額に、 138円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 138円 のうち、 137円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
(4)	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端未回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
		1 光信号主端未回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額に、 194円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 194円 のうち、 193円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
(7)	令和8年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端未回線ごとに	令和8年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額に、 186円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 186円 のうち、 185円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。		

2-1-2 加算額

区分		料金金額	備考
(1)	(略)	—	—
(2)	当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア(略)	—
		イ 光信号分岐端未回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用する場合	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの 180円 (4) 保守の区別がタイプ1-2のもの 187円 (7) (7)(4)以外のもの 190円

2-1の2 (略)

2-1の3 光信号電気信号変換機能

1回線ごとに月額

区分				料金額	備考
光信号電気信号変換機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項表中第2欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号(1Gbit/sまでの符号伝送が可能なものに限ります。)の相互変換を行う機能	(1) (略)		—	—
		(2) 1Gbit/sタイプ	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	628円	—
			イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	628円	
	ウ アイ以外のもの	647円			

2-1の2 (略)

2-1の3 光信号電気信号変換機能

1回線ごとに月額

区分				料金額	備考
光信号電気信号変換機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項表中第2欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号(1Gbit/sまでの符号伝送が可能なものに限ります。)の相互変換を行う機能	(1) (略)		—	—
		(2) 1Gbit/sタイプ	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	614円	—
			イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	614円	
	ウ アイ以外のもの	632円			

2-1の4 光信号多重分離機能

月額

区分				料金額	備考			
光信号多重分離機能	光局内スプリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行う機能	ア 1Gbit/sタイプ	(7) 光信号主端末回線の最大収容数が4のもの又は光信号端末回線の最大収容数が4のもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	186円	—		
					② 保守の区別がタイプ1-2のもの		186円	
					③ ①②以外のもの		192円	
		(4) 光信号端末回線の最大収容数が8のもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	428円				
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	428円				
			③ ①②以外のもの	441円				
			イ (略)					

2-1の4 光信号多重分離機能

月額

区分				料金額	備考			
光信号多重分離機能	光局内スプリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行う機能	ア 1Gbit/sタイプ	(7) 光信号主端末回線の最大収容数が4のもの又は光信号端末回線の最大収容数が4のもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	240円	—		
					② 保守の区別がタイプ1-2のもの		240円	
					③ ①②以外のもの		247円	
		(4) 光信号端末回線の最大収容数が8のもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	674円				
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	674円				
			③ ①②以外のもの	694円				
			イ (略)					

2-2 端末系交換機能

区分		単位	料金額	備考
(1) (略)				
(2) 加入者交換機能メニュー利用機能	加入者交換機において加入者交換機能メニューを利用し通信の交換を行う機能	1加入者交換機能メニュー利用ごとに	0.1129円	—

2-2 端末系交換機能

区分		単位	料金額	備考
(1) (略)				
(2) 加入者交換機能メニュー利用機能	加入者交換機において加入者交換機能メニューを利用し通信の交換を行う機能	1加入者交換機能メニュー利用ごとに	0.1469円	—

(3) 優先接続機能	当社の加入者交換機において、協定事業者と優先的に接続するために、加入者交換機に契約者回線ごとにあらかじめ登録された協定事業者の電気通信番号を識別等する機能		1通信ごとに	0.1476円	
(4) 一般番号ポータビリティ実現機能	加入者交換機において一般番号ポータビリティを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供等する機能		月額	9,333,333円	
(5) (略)					
(6) 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能	携帯・自動車電話事業者の設定した利用者料金を当社が回収する場合において、当該利用者料金の計算と当社の接続料金の計算を区別して行う特殊精算機能	ア 加入者交換機を利用する場合 イ〜ウ (略) エ 市内通信機能を利用する場合 オ リルーティング通信機能を利用する場合	1通信ごとに	0.00005552円 0.00006940円 0.00008272円	
(7)~(10) (略)					

(3) 削除					
(4) 一般番号ポータビリティ実現機能	加入者交換機において一般番号ポータビリティを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供等する機能		月額	10,416,667円	
(5) (略)					
(6) 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能	携帯・自動車電話事業者の設定した利用者料金を当社が回収する場合において、当該利用者料金の計算と当社の接続料金の計算を区別して行う特殊精算機能	ア 加入者交換機を利用する場合 イ〜ウ (略) エ 市内通信機能を利用する場合 オ リルーティング通信機能を利用する場合	1通信ごとに	0.00006281円 0.00007851円 0.00009547円	
(7)~(10) (略)					

2-3 (略)

2-3 (略)

2-4 中継系交換機能

区分		単位	料金額	備考	
(1)~(3) (略)					
(4) 関門系ルータ交換機能	ア (略) イ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄で接続するものうちIPoE方式で接続する場合	(7) 大阪府内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	171,732円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
		(4) 兵庫県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	319,150円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
		(7) 愛知県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	246,178円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
		(i) 広島県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	287,471円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
		(4) 福岡県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	203,554円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
		(4) 京都府内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	404,639円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。

2-4 中継系交換機能

区分		単位	料金額	備考	
(1)~(3) (略)					
(4) 関門系ルータ交換機能	ア (略) イ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄で接続するものうちIPoE方式で接続する場合	(7) 大阪府内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	176,938円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
		(4) 兵庫県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	280,407円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
		(7) 愛知県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	236,112円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
		(i) 広島県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	284,564円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
		(4) 福岡県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	238,156円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
		(4) 京都府内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	369,286円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。

(4)	静岡県内の設置場所において接続する場合	1ポータルあたり月額	503,286円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(7)	岐阜県内の設置場所において接続する場合	1ポータルあたり月額	749,139円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(7)	三重県内の設置場所において接続する場合	1ポータルあたり月額	1,102,292円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(2)	熊本県内の設置場所において接続する場合	1ポータルあたり月額	577,729円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(4)	鹿児島県内の設置場所において接続する場合	1ポータルあたり月額	1,113,875円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(5)	岡山県内の設置場所において接続する場合	1ポータルあたり月額	577,729円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(8)	長崎県内の設置場所において接続する場合	1ポータルあたり月額	1,113,875円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(6)	山口県内の設置場所において接続する場合	1ポータルあたり月額	1,113,875円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(7)	滋賀県内の設置場所において接続する場合	1ポータルあたり月額	1,113,875円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(9)	石川県内の設置場所において接続する場合	1ポータルあたり月額	2,183,417円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(7)	富山県内の設置場所において接続する場合	1ポータルあたり月額	2,183,417円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。

(4)	静岡県内の設置場所において接続する場合	1ポータルあたり月額	465,823円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(7)	岐阜県内の設置場所において接続する場合	1ポータルあたり月額	498,467円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(7)	三重県内の設置場所において接続する場合	1ポータルあたり月額	597,708円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(2)	熊本県内の設置場所において接続する場合	1ポータルあたり月額	499,533円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(4)	鹿児島県内の設置場所において接続する場合	1ポータルあたり月額	599,083円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(5)	岡山県内の設置場所において接続する場合	1ポータルあたり月額	423,597円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(8)	長崎県内の設置場所において接続する場合	1ポータルあたり月額	1,154,208円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(6)	山口県内の設置場所において接続する場合	1ポータルあたり月額	599,083円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(7)	滋賀県内の設置場所において接続する場合	1ポータルあたり月額	599,083円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(9)	石川県内の設置場所において接続する場合	1ポータルあたり月額	1,153,792円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(7)	富山県内の設置場所において接続する場合	1ポータルあたり月額	1,153,792円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。

(ウ) 奈良県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	2,183,417円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(フ) 愛媛県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	2,183,417円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(ト) 香川県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	2,183,417円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(チ) 佐賀県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	2,183,417円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(ニ) 沖縄県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	2,183,417円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(ク) 大分県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	2,184,417円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(ケ) 和歌山県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	2,184,417円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(コ) 宮崎県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	2,184,417円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(サ) 福井県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	2,184,417円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(セ) 徳島県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	2,184,417円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(シ) 島根県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	2,184,417円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。

(ウ) 奈良県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	783,861円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(フ) 愛媛県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	783,861円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(ト) 香川県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,153,792円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(チ) 佐賀県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,153,792円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(ニ) 沖縄県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	598,875円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(ク) 大分県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,145,042円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(ケ) 和歌山県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,145,042円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(コ) 宮崎県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,145,042円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(サ) 福井県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	778,056円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(セ) 徳島県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,145,042円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(シ) 島根県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,145,042円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。

		(ア) 鳥取県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	2,184,417円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
		(イ) 高知県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	2,184,417円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
	ウ～エ (略)				

		(ア) 鳥取県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,145,042円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
		(イ) 高知県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,145,042円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
	ウ～エ (略)				

2-4の2 (略)

2-4の2 (略)

2-5 中継伝送機能

2-5 中継伝送機能

2-5-1～2-5-2の2 (略)

2-5-1～2-5-2の2 (略)

2-5-3 光信号中継伝送機能

2-5-3 光信号中継伝送機能

2-5-3-1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

2-5-3-1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

1回線ごとに1メートルあたり月額

1回線ごとに1メートルあたり月額

区分		料金金額	備考
一般光信号中継伝送機能	ア 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合	1,330円	—
	イ 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	1,330円	

区分		料金金額	備考
一般光信号中継伝送機能	ア 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合	1,295円	—
	イ 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	1,295円	

2-5-3-2 (略)

2-5-3-2 (略)

2-5-3-3 加算料

2-5-3-3 加算料

月額

月額

区分		単位	料金金額	備考
光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	240円	—
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	1,330円	

区分		単位	料金金額	備考
光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	273円	—
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	1,295円	

2-6 通信路設定伝送機能
 2-6-1 分岐回線以外の部分の基本料
 2-6-1-1 基本料

区分		料金額		備考
		1回線ごとに月額		
専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送機器並びに伝送を行う機能	ア一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 専ら音声伝送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	10,173円 9,921円 13,974円	7,776円 7,817円
	イ高速デジタル伝送に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの 128kbit/sの符号伝送が可能なもの 192kbit/sの符号伝送が可能なもの 256kbit/sの符号伝送が可能なもの 384kbit/sの符号伝送が可能なもの 512kbit/sの符号伝送が可能なもの 768kbit/sの符号伝送が可能なもの 1,152Mbit/sの符号伝送が可能なもの 1,536Mbit/sの符号伝送が可能なもの 3,072Mbit/sの符号伝送が可能なもの 4,608Mbit/sの符号伝送が可能なもの 6,144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの Eコマースクラスのものを 保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの 10,173円 45,651円 16,335円 16,655円 17,291円 60,065円 74,528円 103,449円 132,378円 180,225円 277,003円 363,777円 204,891円 208,981円 217,158円 595,179円 812,118円 1,043,520円 5,553,545円 5,664,607円 5,886,733円	28,765円 7,498円 7,776円 40,856円 11,813円 12,042円 42,496円 52,873円 64,939円 89,070円 113,203円 161,467円 233,862円 306,258円 150,627円 159,839円 499,314円 680,304円 873,360円 3,176,904円 3,240,347円 3,367,403円
ウ(略)				

2-6-1-2 加算料

区分		料金額		備考
		1回線ごとに月額		
専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送機器並びに伝送を行う機能	ア一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 専ら音声伝送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	1,040円 3,390円	3,172円 4,301円
	イ高速デジタル伝送に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの 128kbit/sの符号伝送が可能なもの 192kbit/sの符号伝送が可能なもの 256kbit/sの符号伝送が可能なもの 384kbit/sの符号伝送が可能なもの 512kbit/sの符号伝送が可能なもの 768kbit/sの符号伝送が可能なもの 1,152Mbit/sの符号伝送が可能なもの 1,536Mbit/sの符号伝送が可能なもの 3,072Mbit/sの符号伝送が可能なもの 4,608Mbit/sの符号伝送が可能なもの 6,144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの Eコマースクラスのものを 保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの 1,040円 2,080円 2,000円 2,080円 3,120円 4,160円 6,230円 8,310円 12,470円 18,700円 24,930円 23,520円 23,990円 41,550円 57,130円 73,750円 493,450円 503,230円 523,060円	3,172円 2,992円 3,052円 1,040円 6,343円 5,984円 6,104円 6,343円 9,515円 12,686円 19,029円 25,372円 38,056円 57,087円 76,116円 71,809円 73,244円 16,116円 126,861円 174,434円 225,178円 2,351,023円 2,338,040円 2,492,084円
ウ(略)				

2-6-2 分岐回線の部分の基本料

区分		料金額		備考
		1回線ごとに月額		
専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送機器並びに伝送を行う機能	ア一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 専ら音声伝送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	7,386円 7,427円	7,386円
	イ高速デジタル伝送に係るもの	64kbit/sの符号伝送が可能なもの 128kbit/sの符号伝送が可能なもの 192kbit/sの符号伝送が可能なもの 256kbit/sの符号伝送が可能なもの 384kbit/sの符号伝送が可能なもの 512kbit/sの符号伝送が可能なもの 768kbit/sの符号伝送が可能なもの 1,152Mbit/sの符号伝送が可能なもの 1,536Mbit/sの符号伝送が可能なもの 3,072Mbit/sの符号伝送が可能なもの 4,608Mbit/sの符号伝送が可能なもの 6,144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	28,375円 40,076円 51,703円 63,379円 86,730円 110,082円 156,785円 226,841円 296,896円 483,711円 658,850円 845,664円	28,375円 40,076円 51,703円 63,379円 86,730円 110,082円 156,785円 226,841円 296,896円 483,711円 658,850円 845,664円

2-6 通信路設定伝送機能
 2-6-1 分岐回線以外の部分の基本料
 2-6-1-1 基本料

区分		料金額		備考
		1回線ごとに月額		
専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送機器並びに伝送を行う機能	ア一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 専ら音声伝送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	11,529円 14,629円	9,261円 8,873円
	イ高速デジタル伝送に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの 128kbit/sの符号伝送が可能なもの 192kbit/sの符号伝送が可能なもの 256kbit/sの符号伝送が可能なもの 384kbit/sの符号伝送が可能なもの 512kbit/sの符号伝送が可能なもの 768kbit/sの符号伝送が可能なもの 1,152Mbit/sの符号伝送が可能なもの 1,536Mbit/sの符号伝送が可能なもの 3,072Mbit/sの符号伝送が可能なもの 4,608Mbit/sの符号伝送が可能なもの 6,144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの Eコマースクラスのものを 保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの 11,529円 38,600円 17,587円 17,927円 18,609円 55,100円 71,623円 104,800円 137,933円 204,196円 303,599円 403,000円 208,723円 212,926円 221,269円 618,368円 850,303円 1,085,672円 5,659,909円 5,773,097円 5,999,474円	19,733円 8,931円 9,261円 34,069円 13,311円 19,822円 177,003円 262,807円 348,609円 157,461円 169,600円 166,878円 534,515円 734,721円 920,628円 3,115,033円 3,173,303円 3,301,883円
ウ(略)				

2-6-1-2 加算料

区分		料金額		備考
		1回線ごとに月額		
専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送機器並びに伝送を行う機能	ア一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 専ら音声伝送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	820円 2,410円	2,989円 4,140円
	イ高速デジタル伝送に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの 128kbit/sの符号伝送が可能なもの 192kbit/sの符号伝送が可能なもの 256kbit/sの符号伝送が可能なもの 384kbit/sの符号伝送が可能なもの 512kbit/sの符号伝送が可能なもの 768kbit/sの符号伝送が可能なもの 1,152Mbit/sの符号伝送が可能なもの 1,536Mbit/sの符号伝送が可能なもの 3,072Mbit/sの符号伝送が可能なもの 4,608Mbit/sの符号伝送が可能なもの 6,144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの Eコマースクラスのものを 保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの 820円 1,630円 1,540円 1,570円 1,630円 2,450円 3,260円 4,300円 6,530円 9,290円 14,690円 19,590円 18,480円 18,850円 30,200円 41,630円 52,240円 880,960円 894,503円 921,820円	2,989円 2,820円 2,876円 2,899円 5,978円 5,640円 5,753円 5,978円 8,968円 11,957円 17,935円 23,914円 35,870円 53,806円 71,741円 67,680円 69,034円 71,741円 110,600円 152,449円 191,309円 2,154,496円 2,156,561円 2,283,766円
ウ(略)				

2-6-2 分岐回線の部分の基本料

区分		料金額		備考
		1回線ごとに月額		
専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送機器並びに伝送を行う機能	ア一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 専ら音声伝送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	8,856円 8,468円	8,856円
	イ高速デジタル伝送に係るもの	64kbit/sの符号伝送が可能なもの 128kbit/sの符号伝送が可能なもの 192kbit/sの符号伝送が可能なもの 256kbit/sの符号伝送が可能なもの 384kbit/sの符号伝送が可能なもの 512kbit/sの符号伝送が可能なもの 768kbit/sの符号伝送が可能なもの 1,152Mbit/sの符号伝送が可能なもの 1,536Mbit/sの符号伝送が可能なもの 3,072Mbit/sの符号伝送が可能なもの 4,608Mbit/sの符号伝送が可能なもの 6,144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	28,375円 40,076円 51,703円 63,379円 86,730円 110,082円 156,785円 226,841円 296,896円 483,711円 658,850円 845,664円	28,375円 40,076円 51,703円 63,379円 86,730円 110,082円 156,785円 226,841円 296,896円 483,711円 658,850円 845,664円

2-8 番号案内機能等

区分	単位	料金額	備考
(1) 番号案内サービス接続機能 (中継交換機等接続)	5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第4欄又は第5欄に規定する箇所での接続により、番号案内台(オペレータを含みます。以下同じとします。)及びその附帯設備(特定協定事業者の伝送路設備及び特定端末事業者の番号案内データベース設備を含みます。以下2-8において同じとします。)を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに 426円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(1) -2 番号案内サービス接続機能(一般中継局ルータ接続)	5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄に規定する箇所での接続であって、当社中間配線盤又は当社が指定する装置での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに 422円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(2) (略)			
(2) -2 NPS交換機利用機能	5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、NPS交換機(番号案内サービスを提供するために必要となる交換設備をいいます。以下同じとします。)及び伝送路設備を利用する機能	1案内ごとに 125.51円	特定端末系事業者に適用します。
(3) (略)			
(4) 番号情報データベース登録機能	当社の番号情報データベースに協定事業者の契約者の番号情報を登録する機能	1番号ごとに 11.31円	番号情報データベース登録事業者に適用します。
(5) 番号情報データベース利用機能	当社の番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する機能	アイ以外の場合 1番号ごとに 7.29円	番号情報データベース利用事業者に適用します。
	アイ番号情報データベースに契約者の番号情報が登録された日から当社が別に定める期間内の日を指定して、当該指定日に番号情報データベースに登録された番号情報のみを利用する場合	1番号ごとに 10.67円	番号情報データベース利用事業者に適用します。

2-9 (略)

2-10 公衆電話機能

2-10-1 基本料

区分	単位	料金額	備考
(1) 公衆電話発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに 2.7360円	
(2) (略)			

2-10-2 加算料

区分	単位	料金額	備考
(1) 2-10-1第1欄に規定する機能に係る加算料	事業法第110条に規定する負担金に係る加算料	1秒ごとに 合算番号単価に公衆電話発信機能に係る電気通信番号数及び12を乗じて得た額を公衆電話発信機能に係る算定対象需要実績で除して得た額	
(2) (略)			

2-8 番号案内機能等

区分	単位	料金額	備考
(1) 番号案内サービス接続機能 (中継交換機等接続)	5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第4欄又は第5欄に規定する箇所での接続により、番号案内台(オペレータを含みます。以下同じとします。)及びその附帯設備(特定協定事業者の伝送路設備及び特定端末事業者の番号案内データベース設備を含みます。以下2-8において同じとします。)を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに 402円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(1) -2 番号案内サービス接続機能(一般中継局ルータ接続)	5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄に規定する箇所での接続であって、当社中間配線盤又は当社が指定する装置での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに 397円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(2) (略)			
(2) -2 NPS交換機利用機能	5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、NPS交換機(番号案内サービスを提供するために必要となる交換設備をいいます。以下同じとします。)及び伝送路設備を利用する機能	1案内ごとに 87.88円	特定端末系事業者に適用します。
(3) (略)			
(4) 番号情報データベース登録機能	当社の番号情報データベースに協定事業者の契約者の番号情報を登録する機能	1番号ごとに 9.46円	番号情報データベース登録事業者に適用します。
(5) 番号情報データベース利用機能	当社の番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する機能	アイ以外の場合 1番号ごとに 6.54円	番号情報データベース利用事業者に適用します。
	アイ番号情報データベースに契約者の番号情報が登録された日から当社が別に定める期間内の日を指定して、当該指定日に番号情報データベースに登録された番号情報のみを利用する場合	1番号ごとに 9.32円	番号情報データベース利用事業者に適用します。

2-9 (略)

2-10 公衆電話機能

2-10-1 基本料

区分	単位	料金額	備考
(1) 公衆電話発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに 3.3852円	
(2) (略)			

2-10-2 加算料

区分	単位	料金額	備考
(1) 公衆電話発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに 0.00098081円	
(2) (略)			

2-1-1 その他の機能

区分		単位	料金額	備考
(1)～(11) (略)				
(12) DSL回線管理機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	アイ以外のもの	1回線ごとに月額	123円
		イ 端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄ア(7)欄及びイ(7)欄に係るもの	1回線ごとに月額	48円
(13) DSL回線故障対応機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の故障の発生原因を特定するために対応する機能		1回線ごとに月額	49円
(14) (略)				
(15) 光回線設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線又は1波長ごとに月額	81円
(16) IP通信回線管理機能	協定事業者のIP通信回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	48円
(17)～(17)-2 (略)				
(18) 光信号分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1光信号分岐端末回線ごとに月額	81円
(19) 光信号局内伝送機能	光信号局内伝送路により1芯にて伝送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに月額	240円
		イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり月額	1,330円
(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	81円
(21)～(26) (略)				
(27) 特定光信号端末回線管理機能	協定事業者の特定光信号端末回線の情報の管理を行うとともに網改造料を請求する機能		1回線ごとに月額	269円

2-1-2～2-1-3 (略)

2-1-4 網同期クロック供給機能

区分		1事業者あたり月額	
	料金額	備考	
網同期クロック供給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同期をとるために、当社のクロック発振装置から発振したクロックを提供する機能	22,665円	

2-1-1 その他の機能

区分		単位	料金額	備考
(1)～(11) (略)				
(12) DSL回線管理機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	アイ以外のもの	1回線ごとに月額	363円
		イ 端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄ア(7)欄及びイ(7)欄に係るもの	1回線ごとに月額	68円
(13) DSL回線故障対応機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の故障の発生原因を特定するために対応する機能		1回線ごとに月額	53円
(14) (略)				
(15) 光回線設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線又は1波長ごとに月額	75円
(16) IP通信回線管理機能	協定事業者のIP通信回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	68円
(17)～(17)-2 (略)				
(18) 光信号分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1光信号分岐端末回線ごとに月額	75円
(19) 光信号局内伝送機能	光信号局内伝送路により1芯にて伝送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに月額	273円
		イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり月額	1,295円
(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	75円
(21)～(26) (略)				
(27) 特定光信号端末回線管理機能	協定事業者の特定光信号端末回線の情報の管理を行うとともに網改造料を請求する機能		1回線ごとに月額	220円

2-1-2～2-1-3 (略)

2-1-4 網同期クロック供給機能

区分		1事業者あたり月額	
	料金額	備考	
網同期クロック供給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同期をとるために、当社のクロック発振装置から発振したクロックを提供する機能	29,517円	

第2 網改造料

1 (略)

2 料金額

2-1~2-1の3 (略)

2-2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区分		内容
取付費比率	交換機械設備	0.323
	電力設備	0.781
	伝送機械設備	0.241
	無線機械設備	0.265
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.099
	土地及び通信用建物以外	0.004
共通割掛費比率		0.088

2-3 年額料金の算定に係る比率

区分		内容	
設備管理運営費比率	(1) (2)以外の場合	端末回線伝送機能	0.025
		端末系交換機能	0.046
		中継系交換機能	0.040
		中継伝送機能	0.041
		通信料対応設備合計	0.045
		データ系設備合計	0.094
		(2) 除却費を個別に支払う場合(個別管理対象設備に限ります。)	端末回線伝送機能
	端末系交換機能	0.044	
	中継系交換機能	0.038	
	中継伝送機能	0.036	
	通信料対応設備合計	0.043	
	データ系設備合計	0.092	
	繰延資産比率		0.0118
	投資等比率		0.0035
貯蔵品比率		0.0074	
他人資本比率		0.482	
自己資本比率		0.518	
他人資本利率		0.0020	
自己資本利益率		0.0004	
有利子負債以外の負債の比率		0.200	
有利子負債以外の負債の利子相当率		0.0005	
利益対応税率		(略)	
貸倒率		(略)	

第2 網改造料

1 (略)

2 料金額

2-1~2-1の3 (略)

2-2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区分		内容
取付費比率	交換機械設備	0.319
	電力設備	0.814
	伝送機械設備	0.244
	無線機械設備	0.265
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.093
	土地及び通信用建物以外	0.002
共通割掛費比率		0.099

2-3 年額料金の算定に係る比率

区分		内容	
設備管理運営費比率	(1) (2)以外の場合	端末回線伝送機能	0.024
		端末系交換機能	0.048
		中継系交換機能	0.043
		中継伝送機能	0.045
		通信料対応設備合計	0.048
		データ系設備合計	0.100
		(2) 除却費を個別に支払う場合(個別管理対象設備に限ります。)	端末回線伝送機能
	端末系交換機能	0.046	
	中継系交換機能	0.042	
	中継伝送機能	0.041	
	通信料対応設備合計	0.045	
	データ系設備合計	0.098	
	繰延資産比率		0.0113
	投資等比率		0.0043
貯蔵品比率		0.0100	
他人資本比率		0.473	
自己資本比率		0.527	
他人資本利率		0.0024	
自己資本利益率		0.0014	
有利子負債以外の負債の比率		0.186	
有利子負債以外の負債の利子相当率		0.0010	
利益対応税率		(略)	
貸倒率		(略)	

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費

1 (略)

2 工事費の額

2-1 工事費

(1)~(9) (略)	区分	単位	工事費の額	備考	
(10) VPN工事費	ア 当社の加入者交換機にVPNサービス機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	2,551円	中継事業者(特定中継事業者を除きます。)に適用します。	
	イ 当社の加入者交換機に登録されたVPNサービス機能を廃止すると同時に新たな方式によるVPNサービス機能を登録する工事及びVPNサービス機能に係るデータ設定を変更する工事に要する費用	1回線ごとに	3,176円		
(11)~(14) (略)					
(15) テレドームサービス登録工事費	当社の加入者交換機にテレドームサービスを登録する工事に要する費用	1回線ごとに	1,737円	特定中継事業者に適用します。	
(16) 地域指定着信課金機能用迷惑電話おこわり機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定する地域指定着信課金機能用迷惑電話おこわり機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	2,126円	特定中継事業者に適用します。	
(17) (略)					
(18) メンバースネットサービス登録工事費	当社の加入者交換機にメンバーズネットサービスを登録する工事に要する費用	新設の場合	1回線ごとに	平日昼間 4,130円	特定中継事業者に適用します。
			平日夜間 4,772円		
			平日深夜 5,507円		
			土日祝日昼夜間 4,955円		
			土日祝日深夜 5,690円		
		廃止の場合	1回線ごとに	平日昼間 3,261円	
			平日夜間 3,769円		
			平日深夜 4,349円		
			土日祝日昼夜間 3,913円		
			土日祝日深夜 4,494円		
(19) 特定中継事業者利用停止工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約者に対する利用停止情報を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	747円	特定中継事業者に適用します。	
(20) 特定中継事業者契約不締結工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約不締結情報を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	176円	特定中継事業者に適用します。	
(21) 全国型着信短縮ダイヤル機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定端末系事業者の契約約款等に規定する全国型着信短縮ダイヤル機能を登録する工事に要する費用	1工事ごとに	6,832円	特定端末系事業者に適用します。	
(22)~(23) (略)					
(24) 端末回線伝送機能提供工事費	第5条(標準的な接続箇所)の表中第(2)~3欄で接続するときの端末回線を設置する工事に要する費用			総合デジタル通信サービス契約約款に規定する工事費に相当する額	

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費

1 (略)

2 工事費の額

2-1 工事費

(1)~(9) (略)	区分	単位	工事費の額	備考	
(10) VPN工事費	ア 当社の加入者交換機にVPNサービス機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	2,571円	中継事業者(特定中継事業者を除きます。)に適用します。	
	イ 当社の加入者交換機に登録されたVPNサービス機能を廃止すると同時に新たな方式によるVPNサービス機能を登録する工事及びVPNサービス機能に係るデータ設定を変更する工事に要する費用	1回線ごとに	3,201円		
(11)~(14) (略)					
(15) テレドームサービス登録工事費	当社の加入者交換機にテレドームサービスを登録する工事に要する費用	1回線ごとに	1,751円	特定中継事業者に適用します。	
(16) 地域指定着信課金機能用迷惑電話おこわり機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定する地域指定着信課金機能用迷惑電話おこわり機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	2,142円	特定中継事業者に適用します。	
(17) (略)					
(18) メンバースネットサービス登録工事費	当社の加入者交換機にメンバーズネットサービスを登録する工事に要する費用	新設の場合	1回線ごとに	平日昼間 4,162円	特定中継事業者に適用します。
			平日夜間 4,806円		
			平日深夜 5,541円		
			土日祝日昼夜間 4,989円		
			土日祝日深夜 5,725円		
		廃止の場合	1回線ごとに	平日昼間 3,287円	
			平日夜間 3,795円		
			平日深夜 4,376円		
			土日祝日昼夜間 3,940円		
			土日祝日深夜 4,521円		
(19) 特定中継事業者利用停止工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約者に対する利用停止情報を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	753円	特定中継事業者に適用します。	
(20) 特定中継事業者契約不締結工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約不締結情報を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	178円	特定中継事業者に適用します。	
(21) 全国型着信短縮ダイヤル機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定端末系事業者の契約約款等に規定する全国型着信短縮ダイヤル機能を登録する工事に要する費用	1工事ごとに	6,886円	特定端末系事業者に適用します。	
(22)~(23) (略)					
(24) 削除					

(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者交換機に登録等する工事に要する費用	ア 基本額	(7) (イ)以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,111円	移転先事業者に適用しません。		
					平日夜間	1,284円			
					平日深夜	1,482円			
					土日祝日昼夜間	1,334円			
					土日祝日深夜	1,531円			
					(4) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに		平日昼間	680円
								平日夜間	786円
								平日深夜	907円
								土日祝日昼夜間	816円
								土日祝日深夜	937円
イ 加算額	(7) (略)								
		(4) 当社が保有する未利用の電気通信番号についてルーティング番号登録工事を行う場合の加算額	1件ごとに	1,518円					
			1電気通信番号ごとに	1,518円					
(26) ルーティング番号等削除工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号又は契約者回線番号等を削除する工事に要する費用	ア ルーティング番号のみを削除する場合	(7) (イ)以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,111円	---		
					平日夜間	1,284円			
					平日深夜	1,482円			
					土日祝日昼夜間	1,334円			
					土日祝日深夜	1,531円			
					(4) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに		平日昼間	577円
								平日夜間	667円
								平日深夜	769円
								土日祝日昼夜間	692円
								土日祝日深夜	795円
イ ルーティング番号及び契約者回線番号等を削除する場合	(7) (イ)以外の場合	1ルーティング番号及び契約者回線番号等に	(4)以外の場合	1ルーティング番号及び契約者回線番号等に	平日昼間	1,245円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用しません。		
					平日夜間	1,439円			
					平日深夜	1,660円			
					土日祝日昼夜間	1,494円			
					土日祝日深夜	1,715円			
					(4) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号及び契約者回線番号等に		平日昼間	577円
								平日夜間	667円
								平日深夜	769円
								土日祝日昼夜間	692円
								土日祝日深夜	795円
(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者交換機に登録等する工事に要する費用	ア 基本額	(7) (イ)以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,120円	移転先事業者に適用しません。		
					平日夜間	1,293円			
					平日深夜	1,491円			
					土日祝日昼夜間	1,343円			
					土日祝日深夜	1,541円			
					(4) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに		平日昼間	686円
								平日夜間	792円
								平日深夜	913円
								土日祝日昼夜間	822円
								土日祝日深夜	943円
イ 加算額	(7) (略)								
		(4) 当社が保有する未利用の電気通信番号についてルーティング番号登録工事を行う場合の加算額	1件ごとに	1,530円					
			1電気通信番号ごとに	1,530円					
(26) ルーティング番号等削除工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号又は契約者回線番号等を削除する工事に要する費用	ア ルーティング番号のみを削除する場合	(7) (イ)以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,120円	---		
					平日夜間	1,293円			
					平日深夜	1,491円			
					土日祝日昼夜間	1,343円			
					土日祝日深夜	1,541円			
					(4) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに		平日昼間	581円
								平日夜間	671円
								平日深夜	774円
								土日祝日昼夜間	697円
								土日祝日深夜	800円
イ ルーティング番号及び契約者回線番号等を削除する場合	(7) (イ)以外の場合	1ルーティング番号及び契約者回線番号等に	(4)以外の場合	1ルーティング番号及び契約者回線番号等に	平日昼間	1,255円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用しません。		
					平日夜間	1,449円			
					平日深夜	1,671円			
					土日祝日昼夜間	1,504円			
					土日祝日深夜	1,726円			
					(4) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号及び契約者回線番号等に		平日昼間	581円
								平日夜間	671円
								平日深夜	774円
								土日祝日昼夜間	697円
								土日祝日深夜	800円

(26) -2 ルーティング番号変更工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号を変更する工事に要する費用	ア 基本額	(7) (イ)以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	2,223円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	2,240円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。				
					平日夜間	2,569円			平日夜間	2,587円					
					平日深夜	2,964円			平日深夜	2,983円					
					土日祝日昼夜間	2,667円			土日祝日昼夜間	2,685円					
					土日祝日深夜	3,063円			土日祝日深夜	3,081円					
					(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに			平日昼間	1,002円		(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,010円
									平日夜間	1,158円				平日夜間	1,166円
									平日深夜	1,336円				平日深夜	1,345円
									土日祝日昼夜間	1,202円				土日祝日昼夜間	1,211円
									土日祝日深夜	1,381円				土日祝日深夜	1,389円
イ (略)				イ (略)											
(27) (略)															
(27) -2 光屋内配線工事費	光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものとします。）に係る工事に要する費用	ア 光屋内配線を新たに設置する場合	(7) (イ)以外の場合	1工事ごとに	平日昼間	14,108円	光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものとします。）に係る工事に要する費用	1工事ごとに	平日昼間	14,386円	光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものとします。）に係る工事に要する費用				
					平日夜間	15,966円			平日夜間	16,247円					
					平日深夜	18,091円			平日深夜	18,375円					
					土日祝日昼間	16,496円			土日祝日昼間	16,778円					
					土日祝日夜間	16,496円			土日祝日夜間	16,778円					
					土日祝日深夜	18,622円			土日祝日深夜	18,906円					
					イ 協定事業者が現に利用している光屋内配線を加工する場合	1工事ごとに			平日昼間	10,731円		イ 協定事業者が現に利用している光屋内配線を加工する場合	1工事ごとに	平日昼間	10,816円
									平日夜間	12,401円				平日夜間	12,487円
									平日深夜	14,309円				平日深夜	14,399円
									土日祝日昼間	12,876円				土日祝日昼間	12,964円
土日祝日夜間	12,876円	土日祝日夜間	12,964円												
土日祝日深夜	14,786円	土日祝日深夜	14,876円												
イ (略)				イ (略)											

ウ	既に設置された社の屋内配線をそのまま転用する場合	(7) 利用者宅内の壁面に既に設置された光成端盤（光屋内配線を終端しているもの）に限ります。以下(4)欄において同じとします。）を利用する場合	① 当社による当社の回線終端装置の撤去に併せて、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1 工事ごとに	平日 昼間	4,463円	—	
				平日 夜間	4,888円	—		
				平日 深夜	5,374円	—		
				土日 祝日 昼間	5,009円	—		
				土日 祝日 夜間	5,009円	—		
				土日 祝日 深夜	5,496円	—		
				1 工事ごとに	平日 昼間	6,388円	—	
			平日 夜間	7,113円	—			
			平日 深夜	7,941円	—			
			土日 祝日 昼間	7,319円	—			
			土日 祝日 夜間	7,319円	—			
			土日 祝日 深夜	8,148円	—			
			(4) 利用者宅内の壁面に新たに光成端盤を設置する場合	① 当社による当社の回線終端装置の撤去に併せて、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1 工事ごとに	平日 昼間	5,426円	—
					平日 夜間	5,993円	—	
平日 深夜	6,641円	—						
土日 祝日 昼間	6,154円	—						
土日 祝日 夜間	6,154円	—						
土日 祝日 深夜	6,803円	—						
1 工事ごとに	平日 昼間	7,351円			—			
平日 夜間	8,218円	—						
平日 深夜	9,208円	—						
土日 祝日 昼間	8,464円	—						
土日 祝日 夜間	8,464円	—						
土日 祝日 深夜	9,455円	—						

ウ	既に設置された社の屋内配線をそのまま転用する場合	(7) 利用者宅内の壁面に既に設置された光成端盤（光屋内配線を終端しているもの）に限ります。以下(4)欄において同じとします。）を利用する場合	① 当社による当社の回線終端装置の撤去に併せて、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1 工事ごとに	平日 昼間	4,324円	—	
				平日 夜間	4,750円	—		
				平日 深夜	5,237円	—		
				土日 祝日 昼間	4,872円	—		
				土日 祝日 夜間	4,872円	—		
				土日 祝日 深夜	5,359円	—		
				1 工事ごとに	平日 昼間	6,265円	—	
			平日 夜間	6,990円	—			
			平日 深夜	7,820円	—			
			土日 祝日 昼間	7,197円	—			
			土日 祝日 夜間	7,197円	—			
			土日 祝日 深夜	8,027円	—			
			(4) 利用者宅内の壁面に新たに光成端盤を設置する場合	① 当社による当社の回線終端装置の撤去に併せて、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1 工事ごとに	平日 昼間	5,335円	—
					平日 夜間	5,902円	—	
平日 深夜	6,551円	—						
土日 祝日 昼間	6,064円	—						
土日 祝日 夜間	6,064円	—						
土日 祝日 深夜	6,713円	—						
1 工事ごとに	平日 昼間	7,275円			—			
平日 夜間	8,142円	—						
平日 深夜	9,135円	—						
土日 祝日 昼間	8,390円	—						
土日 祝日 夜間	8,390円	—						
土日 祝日 深夜	9,382円	—						

(28) (略)										
(29) 光回線設備収容替工事費	当社が別に定める伝送品質を満たしている場合において、協定事業者の要望により光回線設備の芯線を芯線毎に切替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限ります。）の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに	6,881円					
			(4) 加算額	1 工事ごとに	8,095円					
		イ 一般光信号中継回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに	1,415円					
			(4) 加算額	1 工事ごとに	7,792円					
(30) 光回線設備接続モジュール取替工事費	光回線設備の提供開始後において、協定事業者の要望により光回線設備接続モジュールを取替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに	6,881円					
			(4) 加算額	1 工事ごとに	12,140円					
		イ 一般光信号中継回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに	1,415円					
			(4) 加算額	1 工事ごとに	10,324円					
(31) (略)										
(32) 光信号電気信号変換装置データ設定変更工事費	光信号電気信号変換装置における回線情報の設定変更を行う工事に要する費用			1 工事ごとに	8,709円					
(33)～(34) (略)										
(35) 光信号分岐端末回線接続工事費	光信号分岐端末回線を光局外スプリッタに接続する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日昼間		4,238円					
			平日夜間		4,741円					
			平日深夜		5,316円					
			土日祝日昼間		4,884円					
			土日祝日夜間		4,884円					
			土日祝日深夜		5,459円					
(36) 光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費	光信号分岐端末回線を収容するための光信号分岐端末回線収容キャビネット等を設置（既設未利用のものを新たに利用する場合を含みます。）する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日昼間		1,366円					
			平日夜間		1,441円					
			平日深夜		1,528円					
			土日祝日昼間		1,463円					
			土日祝日夜間		1,463円					
			土日祝日深夜		1,549円					
(37) 光信号分岐端末回線設置等加算工事費	光信号分岐端末回線を設置等する工事を平日昼間以外に実施する場合に加算する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日夜間		1,336円					
			平日深夜		2,866円					
			土日祝日昼間		1,722円					
			土日祝日夜間		1,722円					
			土日祝日深夜		3,250円					
(38) 融着接続工事費	光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限ります。）との接続を申込みの場合に、当該回線の架空部分と引込部分を、融着接続工事（光ファイバケーブル同士を融着して接続する工事をいい、単芯により構成される光ファイバケーブルについて工事を行う場合に限ります。）により接続する場合に要する費用	1 回線ごとに	平日昼間		3,194円					
			土日祝日昼間		3,833円					

2-2~2-3 (略)

(28) (略)										
(29) 光回線設備収容替工事費	当社が別に定める伝送品質を満たしている場合において、協定事業者の要望により光回線設備の芯線を芯線毎に切替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限ります。）の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに	6,935円					
			(4) 加算額	1 工事ごとに	8,159円					
		イ 一般光信号中継回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに	1,426円					
			(4) 加算額	1 工事ごとに	7,853円					
(30) 光回線設備接続モジュール取替工事費	光回線設備の提供開始後において、協定事業者の要望により光回線設備接続モジュールを取替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに	6,935円					
			(4) 加算額	1 工事ごとに	12,236円					
		イ 一般光信号中継回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに	1,426円					
			(4) 加算額	1 工事ごとに	10,406円					
(31) (略)										
(32) 光信号電気信号変換装置データ設定変更工事費	光信号電気信号変換装置における回線情報の設定変更を行う工事に要する費用			1 工事ごとに	8,778円					
(33)～(34) (略)										
(35) 光信号分岐端末回線接続工事費	光信号分岐端末回線を光局外スプリッタに接続する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日昼間		4,339円					
			平日夜間		4,853円					
			平日深夜		5,441円					
			土日祝日昼間		5,000円					
			土日祝日夜間		5,000円					
			土日祝日深夜		5,588円					
(36) 光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費	光信号分岐端末回線を収容するための光信号分岐端末回線収容キャビネット等を設置（既設未利用のものを新たに利用する場合を含みます。）する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日昼間		1,377円					
			平日夜間		1,453円					
			平日深夜		1,540円					
			土日祝日昼間		1,475円					
			土日祝日夜間		1,475円					
			土日祝日深夜		1,562円					
(37) 光信号分岐端末回線設置等加算工事費	光信号分岐端末回線を設置等する工事を平日昼間以外に実施する場合に加算する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日夜間		1,385円					
			平日深夜		2,971円					
			土日祝日昼間		1,786円					
			土日祝日夜間		1,786円					
			土日祝日深夜		3,369円					
(38) 融着接続工事費	光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限ります。）との接続を申込みの場合に、当該回線の架空部分と引込部分を、融着接続工事（光ファイバケーブル同士を融着して接続する工事をいい、単芯により構成される光ファイバケーブルについて工事を行う場合に限ります。）により接続する場合に要する費用	1 回線ごとに	平日昼間		3,220円					
			土日祝日昼間		3,859円					

2-2~2-3 (略)

2-4 2-3に適用する作業単金

区分	単位	内容
平日昼間	一人当たり1時間ごとに	6,073円
平日夜間	一人当たり1時間ごとに	7,018円
平日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,098円
土日祝日昼夜間	一人当たり1時間ごとに	7,287円
土日祝日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,368円

2-4 2-3に適用する作業単金

区分	単位	内容
平日昼間	一人当たり1時間ごとに	6,121円
平日夜間	一人当たり1時間ごとに	7,067円
平日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,149円
土日祝日昼夜間	一人当たり1時間ごとに	7,337円
土日祝日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,419円

第2 手続費

1 適用

区分	内容
(1)~(3) (略)	(略)
(4) 優先接続受付手続費の適用	〔手続費の額〕2-1第14欄に掲げる手続費については、電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に規定する通話区分ごとに、優先接続の区分及び優先接続番号を変更（登録を含みます。以下、この欄と2（手続費の額）2-1第14欄において同じとします。）したものを1変更として、変更後の優先接続番号を有する協定事業者がその支払いを要します。

2 手続費の額

2-1 手続費

区分	単位	手続費の額	備考		
(1) (略)					
(2) 料金回収手続費	別表2（接続形態）第2表において協定事業者が利用者料金設定事業者となる接続形態の場合であって、同別表第3表において当社が利用者料金請求するときに行う利用者料金の回収業務に要する費用	1内訳項目ごとに	14.71円	特定中継事業者に適用します。	
		月額	当社が請求する利用者料金額の <u>0.06%</u>	に相当する額	
		月額	当社が請求する利用者料金額の <u>4.2%</u>	に相当する額	
	イ以外の場合	(7) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、請求・収納・回収を当社が行う場合	1通信ごとに	0.18円	
			1内訳項目ごとに	15.29円	
			月額	当社が請求する利用者料金額の <u>0.06%</u>	に相当する額
	イ (略)	(4) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を複数の協定事業者で共用する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	1通信ごとに	0.18円	
			1内訳項目ごとに	15.29円	
			月額	当社が請求する利用者料金額の <u>0.06%</u>	に相当する額
	イ (略)	(7) 当社の音声利用IP通信網サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	1通信ごとに	0.19円	
1内訳項目ごとに			18.15円		
(3) 電話帳掲載手続費	協定事業者の契約者の契約者回線番号等を電話帳に掲載する場合に要する費用	1発行ごとに1掲載あたり	225円		
		イ 職業別電話帳に掲載する場合	1発行ごとに1掲載あたり	242円	
(4) 番号情報データベース登録手続費	協定事業者から契約者の番号情報を番号情報データベースに登録するよう書面により請求された場合に、当該番号情報を番号情報データベースに登録するときに要する費用	1登録ごとに1番号あたり	410円		
(5) お客様情報照会書作成手続費	第98条（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）又は第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第3項の規定により、契約者回線番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合は手続きに要する費用	1件ごとに	225円	中継事業者又は国際系事業者に適用します。	
(6) 利用契約締結手続費	電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手続きに要する費用	1件ごとに	(略)	みなし契約事業者に適用します。	

第2 手続費

1 適用

区分	内容
(1)~(3) (略)	(略)
(4) 削除	

2 手続費の額

2-1 手続費

区分	単位	手続費の額	備考		
(1) (略)					
(2) 料金回収手続費	別表2（接続形態）第2表において協定事業者が利用者料金設定事業者となる接続形態の場合であって、同別表第3表において当社が利用者料金請求するときに行う利用者料金の回収業務に要する費用	1通信ごとに	0.19円		
		1内訳項目ごとに	18.15円		
		月額	当社が請求する利用者料金額の <u>0.10%</u>	に相当する額	
	イ以外の場合	(7) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	1通信ごとに	0.19円	
			1内訳項目ごとに	18.15円	
			月額	当社が請求する利用者料金額の <u>0.10%</u>	に相当する額
	イ (略)	(4) 削除			
	イ (略)	(7) 当社の音声利用IP通信網サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	1通信ごとに	0.19円	
1内訳項目ごとに			18.15円		
(3) 電話帳掲載手続費	協定事業者の契約者の契約者回線番号等を電話帳に掲載する場合に要する費用	1発行ごとに1掲載あたり	225円		
		イ 職業別電話帳に掲載する場合	1発行ごとに1掲載あたり	242円	
(4) 番号情報データベース登録手続費	協定事業者から契約者の番号情報を番号情報データベースに登録するよう書面により請求された場合に、当該番号情報を番号情報データベースに登録するときに要する費用	1登録ごとに1番号あたり	555円		
(5) お客様情報照会書作成手続費	第98条（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）又は第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第3項の規定により、契約者回線番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合は手続きに要する費用	1件ごとに	226円	中継事業者又は国際系事業者に適用します。	
(6) 利用契約締結手続費	電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手続きに要する費用	1件ごとに	(略)	みなし契約事業者に適用します。	

イ	接続に必要な装置等の設置の結果の確認に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	8,520円	—	
		(4) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	8,241円	—	
		(6) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	6,498円	—	
		(1) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	6,407円	—	
ウ	接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用	(7) (イ)以外の場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	6,273円	—	
		(4) 確認の対象が接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック内に終始し、接続申込者が撮影した写真により確認を行う場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	2,836円	—	
エ	接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用		1 通信用建物ごとの1件ごとに	5,362円	—	
(25)	(略)					
(26)	光配線区域情報調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)第3項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 第1号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用	1 通信用建物ごとの1件ごとに	9,139円	—
			イ 第2号に規定する光配線区域に設置されている全ての電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用	1 通信用建物ごとの1件ごとに	9,786円	—
			ウ 第3号に規定する光配線区域内の加入電話等敷設数に係る情報を提供する場合に要する費用	1 通信用建物ごとの1件ごとに	2,352円	—

イ	接続に必要な装置等の設置の結果の確認に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	8,588円	—	
		(4) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	8,306円	—	
		(6) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	6,549円	—	
		(1) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	6,458円	—	
ウ	接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用	(7) (イ)以外の場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	6,323円	—	
		(4) 確認の対象が接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック内に終始し、接続申込者が撮影した写真により確認を行う場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	2,859円	—	
エ	接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用		1 通信用建物ごとの1件ごとに	5,405円	—	
(25)	(略)					
(26)	光配線区域情報調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)第3項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 第1号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用	1 通信用建物ごとの1件ごとに	16,472円	—
			イ 第2号に規定する光配線区域に設置されている全ての電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用	1 通信用建物ごとの1件ごとに	1,938円	—
			ウ 第3号に規定する光配線区域内の加入電話等敷設数に係る情報を提供する場合に要する費用	1 通信用建物ごとの1件ごとに	2,350円	—

(27) ルーティング番号登録工事等受付手続費	ルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	アイ以外の場合	(7) (イ) 以外の場合	① 当社が保有する未利用の電気通信番号を登録する場合	1件ごとに	5,666円	—
			② ①を適用し既に移転した番号について、再度ルーティング番号登録工事の事前に移転可否調査を実施する場合	1電気通信番号ごとに	304円	—	
			③ 協定事業者が電気通信サービス（音声伝送業務に限ります）の提供を希望する番号区画（電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）別表第1に規定するものをいいます。）と異なる番号区画のルーティング番号を用いて一般番号ポータビリティを行う場合	1件ごとに	57円	—	
			(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1件ごとに	57円	—	
		イ	当社が指定した電気通信回線設備を通じてルーティング番号等削除工事（ルーティング番号のみを削除する場合に限ります。）又はルーティング番号変更工事の申込みを行う場合	1件ごとに	96円	—	
				イ	当社が指定した電気通信回線設備を通じてルーティング番号等削除工事（ルーティング番号のみを削除する場合に限ります。）又はルーティング番号変更工事の申込みを行う場合	1件ごとに	96円
(28) 同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供し手続きに要する費用	アイ以外の場合	イ	当社が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合	1電気通信番号ごとの1件ごとに	743円	—
			イ	当社が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合	1電気通信番号ごとの1件ごとに	295円	—
(29) き線点情報調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合の調査に要する費用				1通信用建物ごとに	17,447円	—
(30) き線点換算線路長調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合に要する費用				1電柱ごとに	717円	—
(27) ルーティング番号登録工事等受付手続費	ルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	アイ以外の場合	(7) (イ) 以外の場合	① 当社が保有する未利用の電気通信番号を登録する場合	1件ごとに	5,711円	—
			② ①を適用し既に移転した番号について、再度ルーティング番号登録工事の事前に移転可否調査を実施する場合	1電気通信番号ごとに	306円	—	
			③ 協定事業者が電気通信サービス（音声伝送業務に限ります）の提供を希望する番号区画（電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）別表第1に規定するものをいいます。）と異なる番号区画のルーティング番号を用いて一般番号ポータビリティを行う場合	1件ごとに	58円	—	
			(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1件ごとに	58円	—	
		イ	当社が指定した電気通信回線設備を通じてルーティング番号等削除工事（ルーティング番号のみを削除する場合に限ります。）又はルーティング番号変更工事の申込みを行う場合	1件ごとに	96円	—	
				イ	当社が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合	1電気通信番号ごとの1件ごとに	296円
(29) き線点情報調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合の調査に要する費用				1通信用建物ごとに	17,478円	—
(30) き線点換算線路長調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合に要する費用				1電柱ごとに	722円	—

(31) メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調査費	第99条の3 (DSL回線等に係る情報の提供) 第4項の規定により、当社がメタリック加入者線とDSLサービスを提供する協定事業者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との接続可否に係る情報を提供する場合は調査に要する費用	ア 机上調査を行う場合	1電柱ごとに	1,439円	—
		イ 現地調査を行う場合	1電柱ごとに	12,954円	—
(32) 接続工事等時刻指定手数料	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続きに要する費用	1件ごとに	平日昼間	6,759円	—
			平日夜間	16,682円	—
			平日深夜	27,809円	—
			土日祝日昼間	8,110円	—
			土日祝日夜間	17,321円	—
			土日祝日深夜	28,736円	—
			—	—	—
(33) 端末回線情報提供手数料	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提供する場合に要する費用	月額	1,224,000円	—	
(34) テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費	ア 第34条の10 (光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み) 第1項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士のリボンに組み合わせるもの	1区間ごとに	2,229円	—
		(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むもの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,733円	—
	イ 第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士のリボンに組み合わせるもの	1区間ごとに	2,083円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
		(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むもの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,593円	
	ウ 第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士のリボンに組み合わせるもの	1区間ごとに	2,083円	—
		(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むもの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,903円	—
(35) 申込者情報確認結果即時通知手数料	第99条の13 (申込者情報確認結果の即時通知) 第1項に規定する申込者情報確認結果を提供する場合の手續きに要する費用	月額	998,896円	—	
(36) 光信号分岐端末回線工事日予約可否調査費	光信号分岐端末回線との接続を申込み場合に、申込日当日又は翌日の工事日予約の可否について調査するときに要する費用	1調査ごとに	7,288円	—	
		—	—	—	

(31) メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調査費	第99条の3 (DSL回線等に係る情報の提供) 第4項の規定により、当社がメタリック加入者線とDSLサービスを提供する協定事業者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との接続可否に係る情報を提供する場合は調査に要する費用	ア 机上調査を行う場合	1電柱ごとに	1,451円	—
		イ 現地調査を行う場合	1電柱ごとに	13,056円	—
(32) 接続工事等時刻指定手数料	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続きに要する費用	1件ごとに	平日昼間	6,813円	—
			平日夜間	16,798円	—
			平日深夜	27,984円	—
			土日祝日昼間	8,166円	—
			土日祝日夜間	17,440円	—
			土日祝日深夜	28,911円	—
			—	—	—
(33) 端末回線情報提供手数料	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提供する場合に要する費用	月額	2,054,000円	—	
(34) テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費	ア 第34条の10 (光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み) 第1項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士のリボンに組み合わせるもの	1区間ごとに	2,246円	—
		(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むもの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,754円	—
	イ 第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士のリボンに組み合わせるもの	1区間ごとに	2,100円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
		(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むもの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,614円	
	ウ 第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士のリボンに組み合わせるもの	1区間ごとに	2,100円	—
		(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むもの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,926円	—
(35) 申込者情報確認結果即時通知手数料	第99条の13 (申込者情報確認結果の即時通知) 第1項に規定する申込者情報確認結果を提供する場合の手續きに要する費用	月額	855,367円	—	
(36) 光信号分岐端末回線工事日予約可否調査費	光信号分岐端末回線との接続を申込み場合に、申込日当日又は翌日の工事日予約の可否について調査するときに要する費用	1調査ごとに	7,345円	—	
		—	—	—	

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額

1 算出式

(略)

(1)～(5) (略)

(6) (略)

区分	内容
一般管理費比率	0.112

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第1 通信用建物に係る負担額

1 算出式

(略)

(1) (略)

ア (略)

①～③ (略)

④

区分	内容
設備管理運営費比率	(略)
減価償却率	(略)

(2) (略)

ア～イ (略)

ウ (略)

取付費比率	区分	内容
	受電設備	1.051
取付費比率	発電設備	0.742
	電源設備及び蓄電池設備	0.769
	空気調整設備	2.113
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.018
自己資本利益率		0.0440

(3) (略)

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額

1 算出式

(略)

(1)～(5) (略)

(6) (略)

区分	内容
一般管理費比率	0.110

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第1 通信用建物に係る負担額

1 算出式

(略)

(1) (略)

ア (略)

①～③ (略)

④

区分	内容
設備管理運営費比率	(略)
減価償却率	(略)

(2) (略)

ア～イ (略)

ウ (略)

取付費比率	区分	内容
	受電設備	1.103
取付費比率	発電設備	1.041
	電源設備及び蓄電池設備	0.782
	空気調整設備	2.141
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.017
自己資本利益率		0.0439

(3) (略)

2. 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料
 2-1 (略)
 2-2 料金額

通信用建物が所属する行政区 域	通信用建物名	1平方メートルごとに年額		
		土地	通信用建物	
富山県	富山	1,113円	64,377円	
	富山南	657円	16,465円	
	和合	152円	8,342円	
	水尻	456円	10,592円	
	呉羽	734円	7,286円	
	富山水橋	288円	52,564円	
	富山北	499円	10,028円	
	高岡	359円	14,872円	
	高岡市外	304円	23,235円	
	高岡立野	454円	5,407円	
	戸出機械棟	384円	14,415円	
	新湊機械棟	349円	8,820円	
	堀岡	197円	8,457円	
	魚津	242円	14,637円	
	水見	312円	29,546円	
	富山滑川	238円	10,353円	
	黒部別	440円	15,114円	
	礪波	602円	24,622円	
	小矢部	364円	48,680円	
	大沢野別	278円	15,396円	
	上滝	192円	31,803円	
	上市	209円	6,970円	
	入善	292円	7,271円	
	婦中	335円	9,889円	
	小杉	410円	21,407円	
	太閤山	413円	4,813円	
	大門	440円	35,734円	
	富山平	53円	10,645円	
	井波	173円	35,843円	
	福野	295円	10,482円	
	富山福光	310円	8,783円	
	富山岩瀬2	385円	8,825円	
	高岡伏木	352円	13,729円	
	高岡中田	282円	22,105円	
	富山柳田	434円	10,865円	
	梅檀野	105円	9,237円	
	富山立山	203円	13,264円	
	宇奈月	110円	10,515円	
	富山朝日	142円	15,695円	
	越中八尾	220円	18,151円	
	富山吉里	369円	7,650円	
	城端	249円	33,051円	
	富山福岡別	430円	24,959円	
	津沢	239円	11,573円	
	入善南	93円	9,675円	
	石川県	鳴和	1,294円	30,179円
		金石	747円	25,099円
		金沢弥生	962円	50,904円
		入江	1,073円	32,255円
		額	909円	10,409円
金沢森本		612円	17,676円	
粟ヶ崎		1,402円	10,085円	
金沢3		1,559円	12,885円	
七尾		305円	22,777円	
徳田		200円	8,935円	
和倉		682円	20,642円	
石川小松		580円	27,611円	
符津		411円	15,205円	
中海		437円	32,092円	
輪島		213円	22,415円	
珠洲		189円	31,846円	
石川加賀		290円	34,848円	
片山津		172円	7,907円	
山代		260円	4,809円	
羽咋		141円	8,331円	
邑知		224円	12,364円	
松任		496円	25,981円	
山中		726円	6,478円	
根上別		441円	7,237円	
寺井2		336円	9,363円	
辰口		618円	20,679円	
鶴来		750円	13,204円	
金沢西		929円	19,696円	
野々市		790円	9,579円	
津幡		490円	16,830円	
石川河北		870円	13,288円	
志雄		62円	8,316円	
押水		108円	10,298円	
田鶴浜		248円	9,606円	
鳥屋		229円	10,546円	
石川中島		162円	12,751円	
石川鹿島		201円	8,894円	
能都		385円	19,744円	
犀川		365円	18,160円	
粟津		139円	30,891円	
美川		398円	8,747円	
七塚木津		177円	14,776円	
内灘		561円	19,228円	
石川		250円	35,110円	
石川高松別		167円	31,886円	
富来		98円	8,932円	
六水		244円	23,548円	
羽咋志賀別		170円	8,501円	

2. 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料
 2-1 (略)
 2-2 料金額

通信用建物が所属する行政区 域	通信用建物名	1平方メートルごとに年額		
		土地	通信用建物	
富山県	富山	1,167円	48,876円	
	富山南	707円	18,299円	
	和合	164円	8,190円	
	水尻	460円	13,745円	
	呉羽	747円	5,401円	
	富山水橋	290円	51,501円	
	富山北	552円	9,004円	
	高岡	368円	60,046円	
	高岡市外	316円	22,714円	
	高岡立野	476円	5,312円	
	戸出機械棟	209円	12,264円	
	新湊機械棟	356円	10,357円	
	堀岡	194円	8,931円	
	魚津	276円	23,678円	
	水見	319円	28,543円	
	富山滑川	295円	10,405円	
	黒部別	444円	14,476円	
	礪波	635円	52,149円	
	小矢部	367円	28,174円	
	大沢野別	289円	15,437円	
	上滝	189円	30,440円	
	上市	204円	9,438円	
	入善	330円	6,914円	
	婦中	368円	9,770円	
	小杉	414円	21,403円	
	太閤山	408円	3,874円	
	大門	471円	34,833円	
	富山平	69円	10,304円	
	井波	182円	38,312円	
	福野	348円	8,917円	
	富山福光	315円	7,249円	
	富山岩瀬2	405円	8,646円	
	高岡伏木	333円	13,506円	
	高岡中田	297円	21,702円	
	富山柳田	490円	9,838円	
	梅檀野	94円	10,016円	
	富山立山	198円	12,950円	
	宇奈月	116円	10,312円	
	富山朝日	130円	51,797円	
	越中八尾	228円	19,520円	
	富山吉里	424円	6,704円	
	城端	268円	31,960円	
	富山福岡別	449円	13,203円	
	津沢	228円	12,611円	
	入善南	109円	8,395円	
	石川県	鳴和	1,334円	31,355円
		金石	818円	28,801円
		金沢弥生	1,015円	34,092円
		入江	1,269円	31,273円
		額	1,130円	9,215円
金沢森本		676円	17,325円	
粟ヶ崎		1,567円	9,848円	
金沢3		1,682円	16,348円	
七尾		323円	27,732円	
徳田		191円	8,615円	
和倉		751円	19,727円	
石川小松		590円	36,741円	
符津		424円	23,658円	
中海		442円	15,891円	
輪島		217円	20,102円	
珠洲		208円	32,739円	
石川加賀		273円	21,516円	
片山津		170円	6,860円	
山代		240円	7,757円	
羽咋		255円	9,205円	
邑知		199円	13,034円	
松任		524円	25,571円	
山中		760円	5,695円	
根上別		422円	6,666円	
寺井2		368円	7,193円	
辰口		633円	10,174円	
鶴来		835円	14,583円	
金沢西		1,030円	17,570円	
野々市		837円	56,966円	
津幡		536円	16,686円	
石川河北		890円	13,574円	
志雄		63円	19,186円	
押水		107円	23,848円	
田鶴浜		227円	10,821円	
鳥屋		220円	10,332円	
石川中島		175円	12,653円	
石川鹿島		192円	9,014円	
能都		388円	19,736円	
犀川		374円	17,044円	
粟津		130円	19,341円	
美川		426円	11,108円	
七塚木津		182円	13,585円	
内灘		597円	18,436円	
石川		259円	18,121円	
石川高松別		190円	30,323円	
富来		104円	34,568円	
六水		218円	23,441円	
羽咋志賀別		179円	8,184円	

	宝立	67円	6,822円
	久江	155円	7,164円
	鹿西	230円	11,317円
	門前	27円	12,845円
	柳田	138円	7,778円
	石川内浦	114円	11,272円
	能都小木	107円	3,532円
	金沢2	1,925円	22,060円
	町野	200円	5,114円
	鹿島能登島	169円	9,674円
福井県	福井2	659円	10,939円
	福井南	764円	16,572円
	麻生津	407円	7,357円
	敦賀	675円	27,999円
	武生局舎2	233円	10,546円
	福井小浜2	611円	19,625円
	東小浜	305円	24,444円
	福井大野	218円	7,618円
	福井勝山	267円	15,726円
	鯖江	428円	14,256円
	鯖江西	188円	54,820円
	福井松岡別	487円	24,260円
	福井三国	232円	11,488円
	芦原	108円	28,790円
	丸岡	296円	11,602円
	春江別	412円	8,218円
	山東	329円	(略)
	上中	244円	43,807円
	福井高浜別	568円	31,304円
	福井東別	811円	8,214円
	福井森田	367円	38,173円
	西安居	114円	11,477円
	福井坂井	139円	3,926円
	福井朝日別	232円	11,346円
	福井清水	154円	9,835円
	福井	659円	37,766円
	足羽別	271円	5,592円
	河和田	156円	5,978円
	永平寺	334円	11,657円
	金津別	279円	5,679円
	今立別	187円	26,251円
	福井三方別	130円	33,672円
	美浜	115円	33,898円
	大飯	509円	54,632円
	今庄	232円	8,403円
	福井河合	217円	8,288円
	福井鶴	186円	9,139円
	五分市	433円	46,094円
	上志比	182円	18,859円
	福井池田	216円	31,850円
	南条	407円	10,904円
	福井宮崎	87円	12,079円
	名田庄	101円	46,676円
	越前	645円	10,712円
	荒土	189円	9,078円
	細呂木	74円	38,130円
	織田	137円	13,588円
岐阜県	岐阜	740円	36,305円
	岐阜本荘	719円	14,158円
	長良	919円	20,847円
	長森	926円	34,603円
	岐阜加納	1,393円	87,293円
	黒野	460円	9,032円
	芥見	294円	7,020円
	大垣南	727円	6,452円
	大垣西	330円	8,675円
	大垣丸ノ内南	457円	15,515円
	高山第二	1,901円	54,415円
	東濃白	405円	17,787円
	岐阜根本	751円	20,307円
	岐阜関	487円	17,721円
	小倉田	319円	25,415円
	岐阜中津川	382円	25,762円
	瑞浪	278円	9,634円
	岐阜羽島	472円	19,336円
	恵那白	473円	21,450円
	武並	215円	12,481円
	中濃	526円	26,791円
	土岐	374円	13,367円
	各務原	492円	26,457円
	輪沼	676円	15,835円
	可児	436円	25,998円
	笠松	626円	16,242円
	佐波	408円	11,817円
	養老	278円	28,782円
	垂井	160円	19,568円
	揖斐川	121円	13,165円
	岐阜北方	508円	7,854円
	穂積	797円	8,174円
	高富	557円	19,047円
	郡上八幡	583円	18,743円
	美濃白川	127円	21,154円
	下呂	414円	13,179円
	荘川	28円	9,523円
	飛騨古川	458円	18,463円
	岐阜神岡	153円	14,555円
	一宮川島	467円	5,403円
	岐阜殿美	267円	90,403円
	岐阜赤坂	488円	5,150円

	宝立	70円	6,537円
	久江	134円	6,864円
	鹿西	260円	11,019円
	門前	24円	12,654円
	柳田	163円	7,758円
	石川内浦	107円	12,053円
	能都小木	158円	4,250円
	金沢2	1,677円	22,500円
	町野	241円	5,485円
	鹿島能登島	175円	9,781円
福井県	福井2	640円	12,241円
	福井南	806円	16,185円
	麻生津	394円	7,113円
	敦賀	691円	30,552円
	武生局舎2	260円	13,153円
	福井小浜2	630円	19,289円
	東小浜	361円	22,808円
	福井大野	205円	7,569円
	福井勝山	256円	14,278円
	鯖江	456円	12,113円
	鯖江西	197円	30,267円
	福井松岡別	512円	23,225円
	福井三国	237円	11,926円
	芦原	113円	33,944円
	丸岡	312円	12,532円
	春江別	418円	8,128円
	山東	387円	(略)
	上中	288円	22,156円
	福井高浜別	573円	29,919円
	福井東別	838円	8,102円
	福井森田	383円	36,497円
	西安居	150円	10,105円
	福井坂井	152円	4,730円
	福井朝日別	248円	11,137円
	福井清水	167円	9,853円
	福井	640円	34,004円
	足羽別	314円	5,642円
	河和田	138円	6,352円
	永平寺	322円	55,526円
	金津別	299円	6,987円
	今立別	282円	27,442円
	福井三方別	150円	18,218円
	美浜	126円	20,413円
	大飯	540円	28,990円
	今庄	255円	10,112円
	福井河合	213円	7,952円
	福井鶴	196円	9,083円
	五分市	438円	22,424円
	上志比	203円	18,666円
	福井池田	252円	18,915円
	南条	457円	11,399円
	福井宮崎	106円	49,896円
	名田庄	133円	23,491円
	越前	596円	11,586円
	荒土	216円	9,752円
	細呂木	80円	37,914円
	織田	157円	43,840円
岐阜県	岐阜	757円	37,216円
	岐阜本荘	752円	12,237円
	長良	965円	19,016円
	長森	949円	26,552円
	岐阜加納	1,488円	78,986円
	黒野	545円	9,727円
	芥見	314円	7,890円
	大垣南	705円	7,011円
	大垣西	379円	9,761円
	大垣丸ノ内南	493円	14,529円
	高山第二	2,116円	30,599円
	東濃白	423円	21,112円
	岐阜根本	801円	19,625円
	岐阜関	525円	17,643円
	小倉田	317円	14,541円
	岐阜中津川	387円	26,276円
	瑞浪	286円	9,754円
	岐阜羽島	528円	21,569円
	恵那白	527円	22,020円
	武並	245円	12,023円
	中濃	648円	19,936円
	土岐	390円	13,167円
	各務原	520円	23,297円
	輪沼	691円	15,899円
	可児	480円	24,399円
	笠松	640円	15,861円
	佐波	427円	11,115円
	養老	277円	28,514円
	垂井	161円	19,451円
	揖斐川	112円	13,773円
	岐阜北方	570円	7,809円
	穂積	855円	8,902円
	高富	303円	19,029円
	郡上八幡	620円	20,129円
	美濃白川	119円	18,646円
	下呂	450円	12,437円
	荘川	30円	9,378円
	飛騨古川	468円	18,532円
	岐阜神岡	188円	12,689円
	一宮川島	421円	5,361円
	岐阜殿美	261円	85,694円
	岐阜赤坂	496円	44,231円

美濃坂本	319円	19,433円
第一落合	147円	13,986円
美濃	367円	41,192円
羽島南	260円	18,560円
下石	208円	24,690円
新駄知	142円	6,002円
美濃平田	346円	129,275円
養老東	223円	38,116円
岐阜神戸	452円	42,505円
輪之内	228円	112,098円
美濃池田	287円	16,727円
岐阜川辺	231円	13,036円
御嵩	222円	23,543円
笠原	301円	6,340円
陶	113円	3,946円
久々利	157円	10,451円
春里	200円	6,163円
海津	318円	118,561円
南濃	268円	14,873円
岐阜石津	274円	14,325円
揖斐大野	113円	15,264円
本巣	116円	17,372円
武芸川	195円	12,458円
岐阜大和	473円	6,952円
富加	263円	23,328円
八百津	183円	23,077円
美濃坂下	119円	24,566円
付知	186円	29,681円
美濃福岡	202円	54,747円
岩村	252円	6,847円
山岡	241円	10,623円
明智	430円	13,799円
岐阜萩原	655円	18,580円
飛騨国府	98円	6,045円
美濃加茂北	77円	12,061円
前宮	338円	15,591円
関ヶ原	232円	15,365円
岐阜白鳥	449円	30,267円
飛騨細江	102円	22,028円
岐阜栗野	433円	23,732円
美濃牧谷	75円	14,239円
釜戸	125円	25,512円
鶴里	104円	12,001円
上石津	152円	10,641円
名森	325円	89,827円
墨俣	345円	8,573円
岐阜美山	291円	22,941円
谷合	142円	52,666円
武儀	217円	42,927円
高鷲	59円	37,725円
美並	248円	42,086円
七宗	318円	6,733円
東白川	65円	10,482円
加子母	138円	16,210円
蛭川	186円	8,848円
上矢作	83円	12,605円
飛騨小坂	339円	21,976円
飛騨竹原	186円	6,221円
岐阜金山	603円	28,802円
町方	310円	14,860円
久々野	269円	17,656円
奥飛騨温泉	177円	15,415円
根尾	130円	11,433円
蘇原	115円	29,984円
巢南	184円	9,419円
岐阜黒川	111円	24,595円
飛騨河合	81円	34,959円
上之保	164円	54,237円
美濃春日	72円	15,183円
用宗	1,120円	10,274円
静岡長沼	1,776円	16,054円
城北	2,582円	40,892円
静岡八幡	2,503円	55,006円
静岡大谷	406円	6,189円
静岡電々	5,493円	30,792円
浜松	931円	26,444円
積志	548円	21,166円
浜松住吉	1,318円	42,971円
三方原	999円	21,653円
神久岳	420円	6,104円
中野町	650円	6,069円
白羽	(略)	5,222円
芳川	523円	21,579円
都田	564円	31,413円
向宿別	745円	16,518円
増楽	850円	6,054円
下香貫	787円	7,090円
沼津高島	1,444円	13,070円
沼津原	975円	17,350円
江ノ浦	303円	18,598円
沼津第二	1,311円	16,195円
沼津北	1,490円	29,780円
静岡清水	748円	10,981円
有度	710円	17,308円
江尻	1,537円	8,205円
三保	417円	8,669円
南熱海	419円	6,230円
第二熱海	1,065円	20,298円
三島中郷	950円	15,518円

静岡県

美濃坂本	332円	18,743円
第一落合	210円	12,454円
美濃	365円	27,091円
羽島南	317円	19,634円
下石	221円	12,861円
新駄知	239円	6,616円
美濃平田	350円	123,750円
養老東	238円	38,627円
岐阜神戸	467円	40,535円
輪之内	244円	70,997円
美濃池田	289円	16,643円
岐阜川辺	258円	12,756円
御嵩	221円	15,145円
笠原	310円	5,984円
陶	141円	3,904円
久々利	154円	9,587円
春里	231円	6,102円
海津	290円	114,508円
南濃	256円	14,599円
岐阜石津	259円	13,819円
揖斐大野	117円	18,908円
本巣	118円	17,526円
武芸川	208円	12,146円
岐阜大和	529円	18,174円
富加	269円	22,596円
八百津	191円	101,552円
美濃坂下	113円	26,393円
付知	178円	29,664円
美濃福岡	185円	44,382円
岩村	243円	55,051円
山岡	242円	10,375円
明智	407円	47,409円
岐阜萩原	678円	18,622円
飛騨国府	99円	5,972円
美濃加茂北	93円	11,669円
前宮	329円	15,409円
関ヶ原	240円	15,718円
岐阜白鳥	474円	29,497円
飛騨細江	145円	19,551円
岐阜栗野	445円	23,715円
美濃牧谷	100円	12,463円
釜戸	151円	24,942円
鶴里	115円	20,033円
上石津	159円	10,552円
名森	323円	87,680円
墨俣	344円	8,388円
岐阜美山	269円	22,911円
谷合	170円	31,283円
武儀	234円	41,405円
高鷲	60円	37,865円
美並	256円	41,238円
七宗	362円	7,167円
東白川	109円	10,102円
加子母	163円	16,587円
蛭川	201円	7,626円
上矢作	124円	13,747円
飛騨小坂	345円	21,717円
飛騨竹原	617円	6,280円
岐阜金山	609円	28,750円
町方	372円	15,267円
久々野	270円	16,602円
奥飛騨温泉	239円	16,208円
根尾	127円	11,219円
蘇原	147円	29,246円
巢南	177円	8,823円
岐阜黒川	148円	23,880円
飛騨河合	100円	34,899円
上之保	231円	51,906円
美濃春日	122円	11,041円
用宗	1,143円	10,428円
静岡長沼	1,853円	11,068円
城北	2,728円	39,897円
静岡八幡	2,623円	54,139円
静岡大谷	479円	6,602円
静岡電々	5,857円	27,565円
浜松	1,048円	31,954円
積志	553円	21,044円
浜松住吉	1,371円	23,830円
三方原	1,059円	24,384円
神久岳	438円	6,053円
中野町	670円	5,842円
白羽	(略)	5,186円
芳川	517円	21,573円
都田	585円	25,186円
向宿別	760円	14,479円
増楽	885円	8,148円
下香貫	804円	8,210円
沼津高島	1,457円	10,832円
沼津原	874円	17,998円
江ノ浦	307円	18,597円
沼津第二	1,373円	43,599円
沼津北	1,697円	28,569円
静岡清水	785円	12,540円
有度	763円	21,156円
江尻	1,598円	7,962円
三保	437円	8,523円
南熱海	429円	6,129円
第二熱海	1,387円	20,557円
三島中郷	955円	14,834円

静岡県

北田町	1,838円	20,934円
富士宮	411円	8,347円
伊東	420円	17,161円
静岡伊東2	420円	12,952円
八幡野	467円	8,199円
静岡島田	896円	16,063円
富士	673円	14,434円
平塚	519円	42,709円
富士鈴川	422円	4,042円
富士岡	591円	5,927円
鹿岡	445円	6,089円
磐田	776円	12,937円
焼津	422円	33,073円
大富	623円	7,249円
掛川	433円	25,983円
伊達方	186円	29,568円
藤枝	1,005円	18,804円
兵太夫	999円	8,200円
御殿場	885円	32,649円
玉穂	500円	20,328円
袋井	1,018円	23,288円
天竜	479円	19,414円
浜北	560円	19,715円
伊東下田	521円	13,390円
裾野	1,159円	6,281円
湖西	848円	11,904円
河津	441円	11,164円
南伊豆	236円	9,553円
仁科	1,014円	5,842円
伊豆長岡	978円	60,324円
修善寺大仁	509円	7,401円
新函南	1,183円	36,422円
中土狩	1,719円	32,497円
大井川	360円	13,910円
榛原	302円	15,846円
吉田町	518円	7,335円
浜岡	308円	12,097円
掛川菊川	694円	9,234円
引佐	522円	27,852円
静岡美和	459円	23,151円
服織	1,000円	26,341円
静岡沼津	1,302円	18,936円
富士大淵	313円	8,090円
湯ヶ島	616円	21,809円
青羽根	867円	11,575円
静岡岡部	782円	10,560円
静岡金谷	204円	17,525円
舞阪	390円	15,941円
新居	553円	17,900円
細江	259円	68,053円
伊左地	337円	6,514円
館山寺	364円	10,250円
静岡興津	895円	115,686円
小島	618円	36,964円
上野北山	238円	20,197円
川奈	576円	41,424円
宇佐美	720円	46,651円
富戸	535円	86,493円
初倉	436円	7,254円
富士見台	453円	5,899円
大藤	386円	23,532円
原谷	339円	7,022円
葉梨	348円	35,439円
御殿場神山	615円	33,354円
静岡山梨	646円	33,464円
中瀬	563円	8,070円
宮口	561円	7,725円
沼津御宿	756円	17,841円
新所原	1,010円	16,235円
熱川	215円	8,935円
稲取	286円	10,725円
丹那	196円	8,036円
蘆山	1,013円	9,026円
大仁	1,652円	27,774円
中伊豆	210円	31,795円
須走	249円	8,110円
静岡小山	697円	33,425円
芝川	178円	18,467円
御前崎	316円	103,358円
相良	284円	48,991円
地頭方	100円	8,808円
小笠	333円	8,842円
森町	443円	4,111円
浅羽	313円	16,770円
静岡福田	249円	12,631円
竜洋	271円	10,883円
賤機	643円	28,342円
静岡水落	2,369円	15,151円
伊豆山	543円	21,410円
猪之頭	95円	34,805円
上井出	150円	21,092円
箕作	533円	9,752円
入出	217円	28,583円
白須賀	192円	20,671円
伊東松崎	1,114円	35,798円
西伊豆	717円	25,028円
伊豆賀茂	269円	24,270円
静岡戸田	(略)	13,926円
土肥	151円	20,118円

北田町	1,918円	22,273円
富士宮	398円	9,975円
伊東	424円	18,071円
静岡伊東2	424円	26,003円
八幡野	508円	8,053円
静岡島田	919円	18,413円
富士	700円	14,114円
平塚	529円	41,930円
富士鈴川	427円	8,418円
富士岡	569円	5,799円
鹿岡	461円	6,016円
磐田	816円	12,983円
焼津	368円	32,568円
大富	664円	6,250円
掛川	455円	24,061円
伊達方	183円	23,092円
藤枝	1,030円	18,497円
兵太夫	1,041円	6,093円
御殿場	869円	29,879円
玉穂	536円	20,348円
袋井	1,038円	23,520円
天竜	512円	19,366円
浜北	596円	20,480円
伊東下田	561円	14,391円
裾野	1,178円	7,948円
湖西	875円	11,206円
河津	470円	11,026円
南伊豆	245円	11,860円
仁科	939円	5,773円
伊豆長岡	962円	61,926円
修善寺大仁	569円	23,203円
新函南	1,184円	68,666円
中土狩	1,786円	18,214円
大井川	376円	11,253円
榛原	282円	16,256円
吉田町	525円	7,117円
浜岡	321円	11,513円
掛川菊川	707円	60,115円
引佐	492円	57,844円
静岡美和	472円	17,613円
服織	1,031円	97,827円
静岡沼津	1,315円	17,182円
富士大淵	355円	7,942円
湯ヶ島	611円	21,798円
青羽根	891円	11,161円
静岡岡部	803円	10,290円
静岡金谷	187円	16,599円
舞阪	404円	17,285円
新居	571円	17,396円
細江	295円	33,610円
伊左地	345円	6,254円
館山寺	343円	9,851円
静岡興津	922円	55,137円
小島	627円	35,855円
上野北山	255円	19,599円
川奈	611円	24,745円
宇佐美	741円	45,845円
富戸	529円	46,589円
初倉	439円	7,285円
富士見台	514円	6,861円
大藤	424円	21,496円
原谷	334円	6,701円
葉梨	399円	20,192円
御殿場神山	633円	32,658円
静岡山梨	744円	33,496円
中瀬	586円	7,591円
宮口	592円	7,541円
沼津御宿	752円	17,542円
新所原	1,038円	10,355円
熱川	195円	8,746円
稲取	315円	10,752円
丹那	216円	7,700円
蘆山	1,127円	9,987円
大仁	1,737円	26,550円
中伊豆	197円	31,472円
須走	270円	7,729円
静岡小山	721円	24,703円
芝川	189円	18,169円
御前崎	328円	47,455円
相良	296円	44,971円
地頭方	105円	22,882円
小笠	328円	8,583円
森町	448円	4,020円
浅羽	314円	16,373円
静岡福田	243円	12,425円
竜洋	281円	11,053円
賤機	668円	28,296円
静岡水落	2,394円	15,529円
伊豆山	626円	20,183円
猪之頭	133円	33,787円
上井出	159円	20,862円
箕作	554円	9,358円
入出	215円	27,712円
白須賀	188円	13,558円
伊東松崎	971円	37,011円
西伊豆	728円	23,237円
伊豆賀茂	309円	21,743円
静岡戸田	(略)	13,501円
土肥	152円	18,976円

富士川	537円	21,236円
富士松野	187円	39,435円
蒲原	691円	6,248円
由比	643円	27,892円
静岡川根	510円	27,186円
大須賀	626円	21,619円
静岡豊岡	384円	25,809円
三ヶ日	448円	9,977円
郡筑	311円	20,670円
宮口2	561円	6,926円
掛川城東	158円	12,475円
蘆山高原	60円	7,461円
用沢	365円	11,163円
中川根	382円	16,928円
千頭	224円	23,941円
掛川大東	186円	76,088円
気多	224円	8,065円
天竜佐久間	258円	26,263円
静岡西浦	154円	11,091円
南崎	131円	4,875円
天竜春野	200円	14,452円
水窪	294円	38,766円
千種覚王山	3,068円	29,061円
名古屋東山	1,890円	13,351円
千種第二	4,022円	10,553円
名古屋新東	5,347円	59,721円
布池	4,690円	14,870円
矢田	2,177円	23,229円
大曾根	1,514円	28,482円
味鏡	1,311円	13,760円
名古屋山田	1,089円	42,091円
浄心	1,768円	21,446円
笹島	8,776円	48,033円
則武	5,828円	12,623円
名古屋中村	2,516円	33,257円
稲葉地	2,212円	31,707円
名古屋中	1,984円	33,026円
名古屋金山	7,997円	27,932円
新広小路	6,593円	33,510円
滝子	2,033円	19,680円
瑞穂通	1,870円	16,760円
八事	3,121円	19,946円
名古屋中川	1,143円	17,981円
下之一色	1,083円	18,103円
名古屋港	1,083円	21,046円
稲永	855円	7,376円
道徳	1,842円	22,658円
笠寺	1,142円	16,370円
大同	1,241円	11,685円
名古屋守山	865円	14,161円
名古屋緑	1,418円	44,968円
平手	2,053円	13,486円
鳴子第二	2,031円	26,261円
名東	1,665円	56,105円
猪子石	1,823円	9,604円
猪高	2,382円	22,658円
天白	2,397円	18,121円
豊橋岩田	1,117円	9,057円
豊橋花田	1,294円	15,605円
豊橋南栄	1,183円	12,202円
豊橋二川	921円	4,953円
老津	588円	18,566円
植田	589円	4,340円
札木	550円	17,742円
岡崎	698円	28,039円
羽根	1,940円	18,246円
矢作	504円	15,112円
藤川	843円	39,285円
岩津	1,276円	26,954円
尾張一宮	1,024円	23,356円
一宮神山	1,504円	6,472円
一宮羽根	549円	49,283円
一宮萩原	472円	9,324円
浅井	425円	8,764円
瀬戸陶栄	373円	16,307円
愛知半田	649円	19,907円
春日井	854円	20,967円
勝川	1,635円	18,619円
高蔵寺分室	557円	17,271円
高蔵寺	1,498円	14,904円
春日井坂下	661円	37,641円
愛知豊川	952円	14,690円
御油	1,019円	5,888円
津島藤浪	962円	10,030円
碧南2	771円	16,148円
刈谷	960円	25,173円
刈谷境	880円	13,710円
愛知豊田	982円	21,770円
豊田高上	2,077円	9,598円
豊田寿	858円	22,953円
猿投2	1,233円	9,328円
豊田高岡	1,027円	9,789円
豊田上郷	714円	11,743円
刈谷安城2	885円	90,209円
今村	2,756円	4,671円
西尾寄住	1,433円	16,093円
蒲郡2	1,123円	(略)
犬山B	676円	8,644円
犬山羽黒	709円	11,995円

愛知県

愛知県

富士川	522円	20,886円
富士松野	185円	32,050円
蒲原	793円	6,163円
由比	631円	30,112円
静岡川根	491円	21,487円
大須賀	597円	20,812円
静岡豊岡	398円	25,750円
三ヶ日	417円	9,734円
郡筑	353円	20,057円
宮口2	592円	8,288円
掛川城東	152円	11,874円
蘆山高原	77円	7,406円
用沢	372円	10,712円
中川根	376円	15,882円
千頭	255円	22,704円
掛川大東	178円	73,733円
気多	223円	10,739円
天竜佐久間	293円	38,067円
静岡西浦	258円	14,160円
南崎	175円	4,852円
天竜春野	205円	14,270円
水窪	291円	37,796円
千種覚王山	3,724円	28,192円
名古屋東山	2,221円	13,352円
千種第二	4,623円	10,329円
名古屋新東	6,132円	59,483円
布池	5,225円	14,844円
矢田	2,433円	17,964円
大曾根	1,802円	28,867円
味鏡	1,793円	13,334円
名古屋山田	1,308円	41,314円
浄心	2,024円	15,434円
笹島	10,475円	47,184円
則武	6,511円	12,909円
名古屋中村	2,671円	34,416円
稲葉地	2,362円	22,584円
名古屋中	2,138円	40,137円
名古屋金山	8,004円	31,059円
新広小路	8,567円	32,831円
滝子	2,283円	18,903円
瑞穂通	2,120円	16,419円
八事	3,461円	19,607円
名古屋中川	1,726円	17,824円
下之一色	1,139円	22,070円
名古屋港	1,128円	22,687円
稲永	968円	9,919円
道徳	2,028円	19,189円
笠寺	1,337円	16,332円
大同	1,659円	11,494円
名古屋守山	954円	14,217円
名古屋緑	1,736円	47,831円
平手	2,221円	13,166円
鳴子第二	2,407円	18,087円
名東	3,167円	33,087円
猪子石	1,978円	9,995円
猪高	2,583円	21,120円
天白	2,592円	17,617円
豊橋岩田	1,188円	8,810円
豊橋花田	1,363円	19,855円
豊橋南栄	1,214円	12,266円
豊橋二川	958円	4,911円
老津	607円	67,474円
植田	611円	6,285円
札木	600円	17,556円
岡崎	776円	26,053円
羽根	2,155円	22,126円
矢作	520円	15,386円
藤川	864円	30,768円
岩津	1,337円	105,148円
尾張一宮	1,035円	21,640円
一宮神山	1,586円	6,253円
一宮羽根	587円	30,124円
一宮萩原	488円	9,213円
浅井	428円	9,352円
瀬戸陶栄	400円	16,031円
愛知半田	680円	19,757円
春日井	944円	23,837円
勝川	1,755円	18,017円
高蔵寺分室	572円	16,664円
高蔵寺	1,534円	14,642円
春日井坂下	690円	33,868円
愛知豊川	932円	15,917円
御油	1,025円	5,822円
津島藤浪	996円	10,091円
碧南2	815円	17,376円
刈谷	979円	21,522円
刈谷境	996円	11,389円
愛知豊田	1,077円	21,551円
豊田高上	2,307円	9,253円
豊田寿	954円	20,402円
猿投2	1,196円	11,026円
豊田高岡	1,038円	8,986円
豊田上郷	759円	9,845円
刈谷安城2	835円	65,239円
今村	3,330円	4,568円
西尾寄住	1,470円	15,543円
蒲郡2	1,158円	(略)
犬山B	717円	10,846円
犬山羽黒	724円	10,261円

常滑	547円	28,552円
一宮江南2	1,532円	16,226円
江南宮田	572円	6,075円
尾西	762円	10,343円
小牧機械棟	624円	10,037円
篠岡	498円	12,604円
小牧桜井	631円	19,667円
稲沢	1,706円	15,439円
豊橋新城	602円	7,404円
上野町	930円	13,197円
尾張横須賀B	607円	12,163円
大府	1,476円	9,419円
知多	634円	6,620円
知立2	1,604円	14,150円
尾張旭	1,014円	42,695円
愛知高浜	979円	47,887円
岩倉	1,469円	11,355円
豊明	778円	7,556円
東阿野	1,221円	6,873円
名古屋東郷	1,080円	26,629円
名古屋日進	734円	15,509円
長久手B	1,387円	10,449円
豊山	1,097円	27,135円
西春B	1,578円	17,299円
新川清洲	1,154円	17,658円
江南大口	856円	42,673円
扶桑	899円	6,818円
木曾川B	671円	40,501円
祖父江	576円	8,747円
海部	611円	10,970円
蟹江B	1,022円	11,263円
津島弥富	723円	21,112円
阿久比	484円	19,462円
東浦	861円	9,122円
幸田	1,136円	26,219円
三好	1,861円	5,827円
設楽	76円	25,278円
愛知御津	489円	4,842円
愛知田原2	969円	14,942円
瀬美	468円	5,573円
広小路	6,593円	20,025円
名古屋万場	815円	57,399円
志段味	707円	20,413円
名古屋大森	1,770円	12,903円
河合	514円	17,942円
矢合	521円	31,296円
平和	521円	30,610円
寺沢	663円	52,950円
豊橋石巻	368円	17,604円
常磐	517円	34,649円
六ツ美	1,067円	17,352円
品野	1,513円	33,878円
水野	432円	19,783円
板山	727円	15,854円
亀崎	674円	19,677円
松平	659円	51,614円
保見	561円	3,875円
豊田駒場	740円	36,511円
刈谷桜井	1,600円	21,755円
刈谷明治	585円	87,955円
平坂	812円	12,723円
室場	531円	111,883円
三河大塚	728円	35,713円
形原	661円	15,065円
小鈴谷	232円	93,601円
尾張大野	658円	16,398円
大海	266円	24,086円
新城富岡	210円	41,611円
加木屋	1,200円	6,911円
永和	559円	11,629円
武豊	672円	7,089円
一色2	380円	7,044円
上横須賀	649円	34,090円
三好ヶ丘	1,044円	7,321円
豊田藤岡	495円	4,916円
三河一宮	1,319円	7,476円
小坂井	771円	5,061円
東海栄東西	10,430円	17,934円
豊橋	550円	26,954円
南海部	425円	26,798円
木場	539円	3,532円
鍋田	214円	32,209円
八開	361円	35,511円
南知多	289円	23,148円
師崎	183円	20,246円
愛知豊浜	248円	14,319円
愛知美浜	181円	13,108円
野間	182円	68,486円
吉良	624円	15,208円
幡豆	1,747円	30,604円
豊富	265円	35,455円
下山	66円	19,678円
鳳来大野	697円	21,494円
愛知野田	151円	6,435円
赤羽根	191円	16,858円
伊良湖岬	91円	11,429円
刈谷安城	885円	59,367円
尾張横須賀	607円	15,404円
篠島	456円	34,407円

常滑	590円	27,472円
一宮江南2	1,598円	16,163円
江南宮田	603円	5,953円
尾西	786円	10,682円
小牧機械棟	663円	9,688円
篠岡	516円	12,088円
小牧桜井	711円	19,745円
稲沢	1,762円	14,757円
豊橋新城	649円	7,649円
上野町	1,146円	14,997円
尾張横須賀B	690円	51,921円
大府	1,707円	9,661円
知多	663円	6,156円
知立2	1,835円	13,201円
尾張旭	1,072円	27,899円
愛知高浜	1,071円	22,988円
岩倉	1,551円	10,922円
豊明	864円	6,944円
東阿野	1,263円	32,544円
名古屋東郷	1,134円	26,099円
名古屋日進	783円	16,387円
長久手B	1,315円	10,205円
豊山	1,210円	25,090円
西春B	1,708円	16,252円
新川清洲	1,194円	21,202円
江南大口	890円	80,270円
扶桑	908円	6,674円
木曾川B	603円	28,199円
祖父江	584円	8,889円
海部	613円	13,260円
蟹江B	1,122円	10,925円
津島弥富	728円	21,858円
阿久比	511円	19,476円
東浦	942円	8,961円
幸田	1,185円	25,588円
三好	1,994円	5,559円
設楽	77円	25,382円
愛知御津	512円	6,241円
愛知田原2	1,027円	14,296円
瀬美	475円	5,504円
広小路	8,567円	19,386円
名古屋万場	852円	56,810円
志段味	724円	19,581円
名古屋大森	2,034円	28,812円
河合	550円	16,840円
矢合	539円	21,254円
平和	531円	24,970円
寺沢	688円	41,811円
豊橋石巻	389円	12,401円
常磐	562円	17,866円
六ツ美	1,150円	15,292円
品野	1,571円	25,070円
水野	466円	19,652円
板山	762円	31,680円
亀崎	673円	19,674円
松平	672円	43,653円
保見	587円	3,792円
豊田駒場	804円	23,841円
刈谷桜井	1,848円	14,595円
刈谷明治	604円	65,559円
平坂	826円	11,392円
室場	548円	53,098円
三河大塚	763円	47,534円
形原	687円	14,901円
小鈴谷	248円	91,161円
尾張大野	692円	17,382円
大海	275円	23,888円
新城富岡	219円	40,089円
加木屋	1,310円	6,751円
永和	556円	11,404円
武豊	703円	6,710円
一色2	406円	12,093円
上横須賀	644円	26,518円
三好ヶ丘	1,119円	6,550円
豊田藤岡	532円	4,885円
三河一宮	1,397円	7,300円
小坂井	774円	5,012円
東海栄東西	8,383円	17,653円
豊橋	600円	27,772円
南海部	412円	26,066円
木場	570円	9,421円
鍋田	223円	25,203円
八開	368円	24,079円
南知多	303円	22,272円
師崎	179円	18,347円
愛知豊浜	246円	12,525円
愛知美浜	192円	10,645円
野間	288円	64,256円
吉良	519円	14,546円
幡豆	1,400円	23,257円
豊富	267円	24,259円
下山	73円	19,340円
鳳来大野	649円	21,056円
愛知野田	162円	69,662円
赤羽根	202円	47,420円
伊良湖岬	93円	25,480円
刈谷安城	891円	41,032円
尾張横須賀	690円	43,917円
篠島	564円	55,403円

三重県

日間賀	214円	26,901円
小原	78円	73,514円
小渡	326円	20,008円
東栄	303円	29,001円
福武	329円	37,862円
鳳来	263円	38,106円
菊井	2,061円	20,479円
足助	842円	8,278円
片田	168円	9,421円
高茶屋	559円	19,266円
一身田	435円	21,211円
津丸之内第4	412円	43,290円
四日市B	491円	20,876円
三ツ谷B	429円	5,383円
四日市富田	716円	8,189円
四日市水沢	179円	14,234円
塩浜	514円	20,839円
室山	513円	5,447円
伊勢志摩2	413円	14,856円
伊勢大湊	391円	36,168円
松阪港	423円	12,075円
松阪南	166円	5,288円
松阪新座	372円	6,763円
桑名	397円	22,963円
七和	639円	5,922円
伊賀上野	387円	16,932円
鈴鹿日館	582円	25,315円
鈴鹿白子	393円	8,333円
庄野	461円	8,293円
名張	350円	15,798円
尾鷲	535円	16,433円
三重亀山	187円	7,444円
鳥羽	108円	28,738円
鳥羽第2	108円	15,197円
熊野第二	488円	17,941円
久居	411円	9,177円
員弁	279円	42,524円
菟野	508円	59,077円
三重関	183円	9,983円
伊勢大湊	166円	34,487円
大台	165円	16,147円
阿児	400円	12,089円
津丸之内第3	412円	31,667円
小山田	249円	10,182円
県	242円	9,093円
保々	246円	28,275円
下野	491円	52,728円
伊勢豊浜	161円	10,843円
伊勢南	177円	28,837円
天名	154円	9,340円
伊勢若松	362円	12,887円
東員	170円	69,060円
河芸	278円	12,764円
多気	109円	23,105円
高野尾	76円	48,030円
櫛田	304円	11,090円
伊勢寺	316円	23,369円
松阪東黒部	183円	15,687円
松阪大石	69円	12,462円
桑名深谷	367円	11,675円
三重上野南	108円	49,794円
石業師	179円	11,511円
三重長沢	135円	36,343円
比奈知	115円	15,949円
桔梗ヶ丘第一	508円	19,672円
賀田	103円	25,649円
北輪内	259円	11,934円
野登	98円	13,288円
三重長岡	50円	33,265円
答志島	63円	6,719円
榊原	59円	11,255円
多度	145円	12,030円
伊勢長島	492円	46,127円
北勢	323円	15,091円
大安	107円	42,855円
朝明	121円	40,471円
四日市楠	425円	7,691円
四日市朝日	345円	36,693円
椋本	136円	36,202円
安濃	144円	25,426円
一志	124円	22,970円
三重白山	58円	27,210円
三重辯野	145円	29,405円
三雲	196円	23,614円
明和	275円	5,382円
伊勢玉城	311円	33,156円
伊勢二見	271円	26,109円
内城田	400円	33,851円
伊賀	116円	7,361円
伊賀平田	122円	31,056円
三重青山	223円	18,179円
大王	210円	23,958円
三重志摩	274円	10,795円
甲賀	413円	13,988円
紀伊長島	257円	13,011円
三重御浜	207円	7,771円
大安東	224円	7,327円
三重藤原	219円	10,269円
三重美里	213円	23,578円

三重県

日間賀	257円	40,884円
小原	82円	35,167円
小渡	356円	19,722円
東栄	286円	28,803円
福武	324円	37,574円
鳳来	303円	36,804円
菊井	2,077円	19,387円
足助	856円	8,649円
片田	179円	9,228円
高茶屋	585円	17,443円
一身田	442円	19,594円
津丸之内第4	425円	31,920円
四日市B	513円	20,519円
三ツ谷B	457円	5,537円
四日市富田	739円	7,908円
四日市水沢	194円	13,725円
塩浜	536円	20,299円
室山	524円	45,288円
伊勢志摩2	443円	15,375円
伊勢大湊	397円	42,280円
松阪港	462円	11,917円
松阪南	221円	5,487円
松阪新座	388円	6,485円
桑名	427円	21,668円
七和	663円	5,734円
伊賀上野	378円	16,995円
鈴鹿日館	646円	25,536円
鈴鹿白子	404円	8,346円
庄野	479円	7,838円
名張	389円	14,188円
尾鷲	583円	14,879円
三重亀山	191円	7,300円
鳥羽	131円	28,406円
鳥羽第2	177円	16,383円
熊野第二	639円	17,408円
久居	430円	8,512円
員弁	286円	54,937円
菟野	530円	27,973円
三重関	177円	9,356円
伊勢大湊	164円	32,708円
大台	198円	16,262円
阿児	369円	11,374円
津丸之内第3	425円	20,949円
小山田	257円	9,948円
県	254円	9,582円
保々	241円	21,472円
下野	507円	27,326円
伊勢豊浜	153円	38,336円
伊勢南	195円	28,117円
天名	181円	8,532円
伊勢若松	368円	11,677円
東員	171円	61,187円
河芸	297円	11,869円
多気	113円	21,222円
高野尾	93円	27,120円
櫛田	301円	8,127円
伊勢寺	321円	21,239円
松阪東黒部	212円	29,064円
松阪大石	81円	11,302円
桑名深谷	359円	11,263円
三重上野南	116円	114,726円
石業師	178円	10,773円
三重長沢	151円	24,577円
比奈知	172円	13,483円
桔梗ヶ丘第一	498円	53,288円
賀田	118円	25,607円
北輪内	302円	10,549円
野登	111円	12,976円
三重長岡	71円	32,548円
答志島	183円	13,505円
榊原	65円	10,130円
多度	149円	11,851円
伊勢長島	516円	45,003円
北勢	324円	14,670円
大安	113円	41,396円
朝明	128円	39,819円
四日市楠	443円	7,394円
四日市朝日	348円	99,831円
椋本	140円	26,670円
安濃	148円	24,228円
一志	135円	21,667円
三重白山	62円	25,870円
三重辯野	152円	21,777円
三雲	268円	12,567円
明和	282円	50,813円
伊勢玉城	324円	32,089円
伊勢二見	254円	24,716円
内城田	412円	33,073円
伊賀	129円	5,481円
伊賀平田	141円	132,872円
三重青山	212円	16,806円
大王	207円	23,079円
三重志摩	273円	9,564円
甲賀	380円	12,741円
紀伊長島	334円	13,869円
三重御浜	262円	6,819円
大安東	215円	6,805円
三重藤原	242円	10,009円
三重美里	232円	22,255円

香良洲	239円	6,391円
飯南	240円	21,022円
栃原	235円	13,196円
勢和	254円	9,986円
三重萩原	158円	14,692円
宿田曾	281円	14,775円
五ヶ所	186円	21,995円
南海	157円	6,539円
島ヶ原	69円	13,864円
浜島	198円	15,120円
安楽	244円	15,469円
三重磯部	152円	14,626円
三重九鬼	60円	37,307円
三重飛鳥	167円	11,337円
新鹿	72円	10,448円
二木島	90円	20,463円
美杉	137円	26,277円
三重奥津	105円	16,229円
飯高	172円	21,992円
伊勢志摩3	413円	27,224円
音島	200円	49,835円
飯高川俣	100円	17,065円
阿山	61円	15,044円
矢口桂城	147円	39,945円
紀宝輪殿	419円	11,063円
入鹿	44円	17,041円
海山	530円	13,773円
磯柄	125円	8,167円
三重錦	255円	7,122円
島津	268円	12,816円
神島	120円	82,154円
南島	314円	11,792円
滋賀大津	955円	35,266円
堅田2	885円	12,330円
滋賀瀬田	1,038円	18,788円
石山	606円	11,218円
大津坂本2	840円	8,414円
におの浜	1,265円	14,364円
彦根3	455円	22,569円
河瀬	320円	33,043円
稲枝	259円	24,985円
滋賀長浜	464円	14,809円
近江八幡	524円	10,396円
六枚橋別館	850円	10,617円
八日市	977円	17,017円
草津	668円	25,564円
常盤	329円	27,776円
近江守山	574円	11,158円
守山北	915円	31,225円
栗東	578円	38,978円
野洲2	1,047円	12,958円
甲西	580円	22,784円
水口	313円	32,277円
滋賀甲賀	365円	24,589円
信楽	166円	33,531円
安土	574円	11,095円
近江日野	260円	29,638円
滋賀鶴川	290円	16,459円
五箇荘	468円	14,439円
能登川	932円	25,263円
湖東	69円	7,585円
秦荘	129円	9,858円
愛知川	151円	44,514円
滋賀多賀	751円	29,163円
滋賀山東	54円	18,476円
米原	749円	12,703円
虎姫	169円	115,076円
滋賀湖北	204円	16,112円
びわ	282円	12,320円
近江高月	153円	9,584円
木之本	165円	23,558円
今津	226円	50,719円
安曇川	415円	16,189円
高島	209円	32,103円
新旭	205円	15,961円
関ノ津	85円	17,777円
滋賀志賀	165円	24,944円
和恋	132円	12,873円
金勝	578円	12,702円
中主	791円	14,326円
石部	217円	71,380円
下田	486円	11,746円
菩提寺	484円	20,232円
近江甲南	262円	30,053円
滋賀蒲生	71円	12,745円
竜王	58円	34,211円
豊郷	181円	11,787円
甲良	135円	6,709円
醒ヶ井	204円	20,123円
滋賀浅井	310円	37,520円
比叡平	288円	12,401円
小松	213円	72,571円
長浜局舎2	430円	21,559円
土山	235円	16,039円
滋賀大野	110円	19,872円
霽井	119円	10,124円
柏原別館	156円	36,082円
朝日	147円	5,276円
中之郷	233円	14,588円

滋賀県

香良洲	214円	6,097円
飯南	271円	19,674円
栃原	238円	11,998円
勢和	292円	10,624円
三重萩原	201円	13,486円
宿田曾	296円	13,569円
五ヶ所	231円	21,910円
南海	166円	5,870円
島ヶ原	77円	12,724円
浜島	232円	13,837円
安楽	223円	13,896円
三重磯部	155円	13,146円
三重九鬼	110円	36,382円
三重飛鳥	214円	10,122円
新鹿	119円	9,854円
二木島	202円	20,263円
美杉	169円	26,444円
三重奥津	149円	14,988円
飯高	233円	21,782円
伊勢志摩3	443円	25,695円
音島	448円	49,799円
飯高川俣	121円	15,860円
阿山	64円	14,486円
矢口桂城	219円	39,014円
紀宝輪殿	537円	17,722円
入鹿	86円	15,517円
海山	551円	9,073円
磯柄	131円	7,078円
三重錦	307円	16,929円
島津	257円	11,715円
神島	142円	79,026円
南島	308円	12,719円
滋賀大津	878円	38,025円
堅田2	946円	11,736円
滋賀瀬田	1,088円	21,370円
石山	631円	10,528円
大津坂本2	895円	8,184円
におの浜	1,484円	12,402円
彦根3	477円	34,737円
河瀬	323円	31,826円
稲枝	252円	17,380円
滋賀長浜	473円	14,554円
近江八幡	658円	12,406円
六枚橋別館	871円	10,092円
八日市	973円	16,495円
草津	705円	25,145円
常盤	328円	26,294円
近江守山	620円	10,147円
守山北	900円	27,428円
栗東	585円	62,604円
野洲2	1,085円	13,936円
甲西	593円	22,631円
水口	399円	31,860円
滋賀甲賀	352円	27,069円
信楽	163円	34,564円
安土	566円	38,801円
近江日野	266円	29,051円
滋賀鶴川	255円	15,224円
五箇荘	436円	14,107円
能登川	961円	23,939円
湖東	64円	7,029円
秦荘	128円	9,274円
愛知川	158円	44,038円
滋賀多賀	730円	27,581円
滋賀山東	51円	17,185円
米原	772円	12,747円
虎姫	172円	67,466円
滋賀湖北	194円	18,262円
びわ	277円	11,805円
近江高月	144円	8,533円
木之本	153円	23,006円
今津	203円	49,514円
安曇川	423円	15,682円
高島	215円	31,704円
新旭	185円	17,897円
関ノ津	88円	21,623円
滋賀志賀	174円	25,660円
和恋	128円	12,487円
金勝	581円	12,543円
中主	782円	14,062円
石部	206円	37,368円
下田	494円	11,000円
菩提寺	501円	19,433円
近江甲南	267円	30,297円
滋賀蒲生	66円	19,565円
竜王	53円	34,722円
豊郷	173円	10,840円
甲良	127円	6,197円
醒ヶ井	192円	18,651円
滋賀浅井	303円	36,000円
比叡平	299円	14,515円
小松	211円	66,839円
長浜局舎2	434円	20,345円
土山	226円	18,656円
滋賀大野	101円	21,858円
霽井	100円	9,448円
柏原別館	143円	26,837円
朝日	142円	5,236円
中之郷	254円	14,861円

滋賀県

	マキノ沢	176円	46,046円
	船木	212円	14,849円
	愛東	147円	11,824円
	マキノ	164円	30,331円
	途中	138円	9,916円
	上田上別館	216円	31,174円
	滋賀伊吹	112円	13,534円
	近江大浦	35円	12,580円
	永源寺	266円	8,448円
	能登川北	158円	10,724円
	滋賀広瀬	122円	15,795円
京都府	紫野	3,358円	8,248円
	京都北野	10,886円	20,404円
	西陣別館	6,074円	31,368円
	賀茂	3,647円	33,217円
	壬生別館	6,223円	17,956円
	京都	20,356円	29,255円
	七条	3,544円	33,791円
	京都南	2,966円	32,536円
	嵯峨2	2,592円	18,286円
	朱雀	2,659円	17,527円
	深草	2,137円	11,758円
	京都醍醐	2,056円	17,365円
	伏見	3,280円	32,292円
	淀	1,131円	9,462円
	山科	1,873円	30,904円
	京都桂	4,112円	27,533円
	大原野	1,229円	6,998円
	前田	657円	57,208円
	福知山	891円	20,830円
	京都舞鶴	916円	29,186円
	舞鶴西	433円	32,128円
	綾部	763円	42,707円
	宇治2	1,602円	20,895円
	京都新田	1,614円	15,585円
	宮津	265円	19,655円
	亀岡	1,349円	22,138円
	城陽	1,321円	19,948円
	京都西山	5,342円	14,229円
	長岡京	2,425円	25,290円
	京都八幡	901円	10,071円
	山城田辺	1,177円	27,691円
	精華2	926円	9,212円
	園部	892円	26,185円
	岩滝	266円	78,756円
	加悦谷	116円	15,156円
	峰山	169円	18,089円
	丹後大宮	91円	11,489円
	網野	160円	68,370円
	鞍馬	980円	20,362円
	木幡	1,373円	17,805円
	山城木津	1,020円	14,478円
	福知山上川口	284円	139,624円
	宮前	206円	50,562円
	井手	435円	36,167円
	山城町	431円	29,068円
	山城加茂	656円	48,704円
	京都八木	916円	37,215円
	丹波町	186円	19,979円
	京都弥栄	370円	17,411円
	京都吉田別館	4,885円	26,336円
	山城大原	129円	14,489円
	祇園別館	4,250円	11,816円
	八田	82円	12,591円
	三和	132円	32,895円
	朱雀・桂2	4,112円	23,844円
	何北	41円	68,056円
	天ノ橋立	236円	16,649円
	和東	81円	43,591円
	京北	450円	23,981円
	京都美山	365円	13,066円
	京都下山	140円	8,731円
	京都日吉	282円	8,600円
	瑞穂	138円	60,131円
	和知	176円	144,006円
	夜久野	72円	129,521円
	丹後木津	383円	13,071円
	丹後町	223円	14,391円
	神野	242円	61,596円
	久美浜	441円	14,766円
	舞鶴八雲2	56円	259,269円
	宇治田原	356円	47,452円
	舞鶴岡田	119円	213,498円
	京都大江	346円	13,121円
	平野	161円	132,016円
	伊根	65円	22,292円
	中上林	111円	41,061円
	大河内	102円	11,420円
大阪府	都島	2,484円	30,955円
	此花	1,880円	25,806円
	大阪新町新	4,179円	24,474円
	西	2,571円	34,651円
	大阪港	1,898円	26,116円
	大阪大正別館	1,589円	13,331円
	天王寺	2,299円	37,272円
	大阪桜川	1,425円	22,237円
	日本橋北館	2,884円	26,452円
	西淀川	1,606円	15,691円
	東淀川	3,200円	38,445円

	マキノ沢	167円	27,636円
	船木	177円	14,170円
	愛東	133円	10,969円
	マキノ	174円	21,034円
	途中	153円	12,765円
	上田上別館	220円	31,387円
	滋賀伊吹	106円	12,915円
	近江大浦	43円	16,085円
	永源寺	233円	6,863円
	能登川北	150円	9,972円
	滋賀広瀬	118円	14,736円
京都府	紫野	3,455円	7,940円
	京都北野	11,563円	24,979円
	西陣別館	5,627円	29,694円
	賀茂	3,773円	32,788円
	壬生別館	6,385円	25,554円
	京都	22,169円	29,662円
	七条	3,854円	32,332円
	京都南	3,156円	44,975円
	嵯峨2	2,718円	13,419円
	朱雀	2,820円	20,711円
	深草	2,263円	11,385円
	京都醍醐	2,233円	14,401円
	伏見	3,507円	35,931円
	淀	1,175円	9,184円
	山科	2,088円	30,705円
	京都桂	4,481円	29,135円
	大原野	1,237円	7,716円
	前田	647円	55,860円
	福知山	1,202円	19,345円
	京都舞鶴	946円	27,805円
	舞鶴西	438円	31,117円
	綾部	836円	46,406円
	宇治2	1,790円	27,309円
	京都新田	1,712円	15,127円
	宮津	301円	19,263円
	亀岡	1,434円	20,912円
	城陽	1,488円	19,043円
	京都西山	5,769円	13,696円
	長岡京	2,751円	24,160円
	京都八幡	935円	9,304円
	山城田辺	1,264円	26,734円
	精華2	957円	9,681円
	園部	924円	29,876円
	岩滝	272円	77,086円
	加悦谷	117円	14,704円
	峰山	182円	24,259円
	丹後大宮	96円	13,477円
	網野	159円	39,685円
	鞍馬	1,031円	19,618円
	木幡	1,449円	18,680円
	山城木津	1,115円	13,287円
	福知山上川口	306円	136,272円
	宮前	222円	49,768円
	井手	444円	26,817円
	山城町	412円	19,774円
	山城加茂	643円	41,969円
	京都八木	969円	36,851円
	丹波町	193円	18,866円
	京都弥栄	381円	17,020円
	京都吉田別館	5,618円	25,769円
	山城大原	138円	11,838円
	祇園別館	4,351円	11,399円
	八田	91円	11,760円
	三和	151円	32,365円
	朱雀・桂2	4,481円	68,411円
	何北	57円	34,792円
	天ノ橋立	246円	16,311円
	和東	85円	31,699円
	京北	435円	23,884円
	京都美山	358円	13,286円
	京都下山	176円	8,183円
	京都日吉	283円	19,225円
	瑞穂	147円	28,957円
	和知	199円	82,071円
	夜久野	79円	126,090円
	丹後木津	400円	14,949円
	丹後町	269円	14,228円
	神野	249円	61,459円
	久美浜	459円	15,490円
	舞鶴八雲2	67円	251,625円
	宇治田原	371円	45,499円
	舞鶴岡田	132円	211,530円
	京都大江	359円	25,132円
	平野	177円	130,989円
	伊根	90円	24,443円
	中上林	119円	39,451円
	大河内	109円	10,936円
大阪府	都島	3,016円	28,865円
	此花	2,022円	25,094円
	大阪新町新	4,041円	25,686円
	西	2,945円	23,858円
	大阪港	2,179円	28,647円
	大阪大正別館	1,786円	37,354円
	天王寺	2,600円	36,937円
	大阪桜川	1,465円	22,294円
	日本橋北館	3,650円	36,533円
	西淀川	1,650円	15,888円
	東淀川	3,400円	31,171円

東成	3,798円	15,042円
生野	1,521円	26,511円
箕	1,530円	32,837円
大阪旭	2,594円	44,761円
大阪城東	2,335円	16,236円
鴨野	2,365円	32,635円
桑津	2,238円	37,489円
阿倍野	3,960円	26,669円
長居	4,414円	28,632円
大阪住吉	2,430円	16,560円
天下茶屋	2,243円	19,205円
大阪淀川3	1,867円	25,271円
大阪三国	2,136円	42,603円
大阪鶴見	4,186円	16,180円
住之江	2,744円	20,753円
南港	1,237円	11,273円
大阪平野	2,971円	16,042円
北平野	1,940円	12,319円
大阪北	4,668円	22,207円
北	2,732円	20,699円
堀川	5,181円	20,179円
豊崎	6,089円	22,362円
高津	2,965円	38,932円
大阪東	2,836円	34,561円
大阪中央ビル	5,389円	38,128円
堺	1,853円	28,607円
大阪石津	1,687円	47,795円
金岡	2,744円	15,525円
鳳	1,599円	21,897円
浜寺	1,911円	19,210円
登美丘	4,962円	28,263円
泉北	1,496円	16,421円
深井	1,541円	24,369円
初芝	1,904円	11,386円
南大阪2	1,237円	38,202円
東岸和田	1,902円	20,603円
山直	765円	7,432円
豊中	3,439円	19,301円
服部	3,979円	30,247円
庄内	2,924円	13,911円
池田石橋	2,671円	109,693円
池田別館	3,663円	14,794円
西吹田	2,897円	27,577円
吹田	1,776円	22,353円
千里	2,813円	20,929円
万国博	2,785円	49,321円
泉大津	1,466円	22,557円
高槻	2,327円	29,517円
南高槻	2,057円	41,006円
茨木富田	1,183円	26,288円
安岡寺	1,780円	14,820円
上牧	1,607円	12,069円
水間	464円	17,329円
大阪守口	1,751円	47,174円
枚方	2,504円	28,304円
枚方	3,499円	13,352円
中宮	1,536円	32,214円
香里丘	1,594円	15,313円
津田	1,600円	13,297円
香里	3,819円	24,106円
茨木	2,144円	95,905円
星見	2,382円	35,571円
郡	1,985円	24,295円
平田	1,785円	9,832円
八尾	2,289円	21,536円
志紀	1,985円	8,133円
千塚	1,194円	14,895円
泉佐野	881円	22,243円
大阪田尻	530円	31,415円
日根野2	581円	13,128円
富田林	721円	19,753円
金剛	3,309円	60,018円
佐備	407円	10,370円
寝屋川	1,226円	18,859円
池田	1,935円	64,678円
河内長野	1,487円	68,632円
三田市町	694円	9,503円
大阪松原	2,222円	24,749円
大阪大東	2,587円	91,832円
大阪和泉	1,295円	25,155円
三林	1,055円	5,573円
箕面	4,052円	29,206円
白鳥	2,270円	60,240円
柏原	1,431円	14,184円
柏原園分	1,227円	70,857円
羽曳野	1,122円	14,037円
門真	2,058円	36,262円
大和田	1,269円	61,593円
摂津	1,911円	25,202円
淀川島飼	1,621円	17,481円
高砂	578円	9,390円
藤井寺	1,445円	21,601円
東大阪	2,442円	15,539円
北布施	2,284円	34,180円
大阪河内	1,836円	29,637円
枚岡	1,946円	33,909円
鴻池	1,612円	35,222円
泉南	745円	10,263円
四条畷	1,904円	18,819円

東成	3,961円	14,439円
生野	1,530円	26,103円
箕	1,694円	24,629円
大阪旭	2,644円	38,844円
大阪城東	2,567円	18,411円
鴨野	2,579円	28,046円
桑津	2,404円	31,989円
阿倍野	4,026円	27,046円
長居	4,690円	28,200円
大阪住吉	2,439円	17,162円
天下茶屋	2,219円	19,144円
大阪淀川3	1,979円	23,831円
大阪三国	2,238円	39,852円
大阪鶴見	4,692円	17,749円
住之江	2,940円	20,004円
南港	1,365円	13,781円
大阪平野	3,016円	15,818円
北平野	2,019円	11,728円
大阪北	5,385円	26,730円
北	3,296円	20,432円
堀川	5,719円	19,384円
豊崎	7,081円	20,422円
高津	3,208円	38,508円
大阪東	2,997円	42,644円
大阪中央ビル	6,199円	35,448円
堺	2,118円	25,272円
大阪石津	1,766円	33,119円
金岡	2,940円	15,096円
鳳	1,852円	25,053円
浜寺	1,976円	19,519円
登美丘	5,472円	29,280円
泉北	1,592円	16,298円
深井	1,596円	27,562円
初芝	1,869円	13,241円
南大阪2	1,267円	30,215円
東岸和田	2,218円	13,637円
山直	807円	6,993円
豊中	3,843円	18,614円
服部	4,122円	20,558円
庄内	3,256円	18,726円
池田石橋	2,736円	56,790円
池田別館	3,821円	14,686円
西吹田	2,868円	25,384円
吹田	1,997円	17,233円
千里	2,756円	20,629円
万国博	2,869円	30,357円
泉大津	1,541円	21,792円
高槻	2,386円	28,107円
南高槻	2,097円	27,137円
茨木富田	1,208円	26,473円
安岡寺	1,918円	19,923円
上牧	1,662円	13,506円
水間	507円	18,491円
大阪守口	1,768円	44,548円
枚方	2,657円	38,213円
枚方	3,393円	23,264円
中宮	1,669円	20,777円
香里丘	1,602円	15,516円
津田	1,770円	20,338円
香里	4,071円	22,025円
茨木	2,343円	93,092円
星見	2,513円	23,418円
郡	2,181円	13,077円
平田	2,043円	17,598円
八尾	2,491円	16,736円
志紀	2,033円	9,262円
千塚	1,267円	14,626円
泉佐野	875円	23,526円
大阪田尻	517円	30,512円
日根野2	597円	12,863円
富田林	752円	21,969円
金剛	3,351円	28,600円
佐備	977円	8,945円
寝屋川	1,270円	18,354円
池田	2,105円	48,305円
河内長野	1,712円	60,474円
三田市町	902円	8,603円
大阪松原	2,617円	27,089円
大阪大東	2,764円	48,774円
大阪和泉	1,314円	35,220円
三林	1,084円	6,996円
箕面	4,067円	28,812円
白鳥	2,356円	31,108円
柏原	1,451円	14,017円
柏原園分	1,286円	36,949円
羽曳野	1,209円	15,909円
門真	2,103円	22,776円
大和田	1,385円	61,320円
摂津	1,969円	25,470円
淀川島飼	1,741円	17,216円
高砂	628円	9,100円
藤井寺	1,534円	22,102円
東大阪	2,639円	14,682円
北布施	2,391円	23,666円
大阪河内	2,053円	29,196円
枚岡	2,001円	24,046円
鴻池	1,686円	20,727円
泉南	754円	9,803円
四条畷	2,259円	18,521円

兵庫小野	619円	13,709円
兵庫三田	703円	31,553円
加西	675円	13,200円
社	595円	23,260円
播磨八千代	51円	8,997円
福崎	781円	20,524円
播磨山崎	675円	8,691円
日高	117円	43,003円
出石	173円	46,684円
浜坂	175円	17,109円
八鹿	387円	15,954円
和田山	412円	27,779円
丹波柏原	157円	24,953円
水上別館	148円	87,578円
春日	128円	16,958円
兵庫津名	213円	16,571円
緑	249円	14,730円
淡路三原	113円	16,464円
西神中央	122円	9,325円
名塩	143円	7,824円
宝塚山本	2,358円	53,837円
清和台	616円	44,694円
猪名川	188円	68,557円
六甲山	142円	77,136円
仁豊野	125円	21,508円
播磨山田	120円	63,633円
谷内	141円	48,102円
林田	327円	140,942円
淡路由良	187円	23,079円
安平	232円	26,290円
若狹野	111円	30,400円
矢野	94円	15,233円
津唐山	20円	35,990円
志方	122円	78,353円
平荘	91円	5,027円
宝殿	1,896円	9,815円
国包	58円	11,093円
神岡	166円	14,180円
揖西	106円	9,944円
西構	138円	128,595円
坂越	152円	141,419円
有年	171円	25,507円
宝塚西谷	94円	12,410円
口吉川	93円	11,897円
緑ヶ丘	1,353円	15,741円
大塩	702円	22,563円
曾根	976円	10,863円
兵庫山下	1,188円	20,237円
多田	1,007円	13,312円
青野ヶ原	69円	12,111円
小田	61円	8,751円
広野	339円	119,823円
相野	93円	89,138円
高平	74円	6,714円
北条黄茂	65円	14,166円
姫路下里	66円	40,393円
在田	253円	6,793円
和泉	64円	16,758円
富合	78円	16,674円
中野	247円	13,045円
滝野	672円	50,816円
稲美	119円	63,717円
母里	24円	7,249円
兵庫市川	295円	23,759円
香寺	762円	27,612円
揖保川	670円	106,460円
太子	658円	10,165円
上郡	181円	40,673円
佐用	461円	6,483円
村岡	131円	30,905円
兵庫養父	112円	28,387円
朝来	284円	14,985円
水上	152円	12,929円
山南	(略)	17,247円
篠山	319円	12,002円
篠山城東	120円	7,111円
篠山福住	115円	5,805円
兵庫宮田	119円	13,288円
丹南	568円	37,169円
古市	215円	13,916円
今田	158円	8,739円
淡路阿万	72円	31,168円
木津	90円	7,605円
加古川吉川	131円	6,329円
吉川西	171円	8,517円
兵庫鴨川	40円	12,825円
上久米	65円	20,466円
兵庫東条	78円	6,781円
中東条	72円	7,111円
中町	194円	94,502円
加美	56円	152,716円
杉原谷	40円	138,325円
黒田庄	47円	10,005円
家島	64円	9,785円
家島坊勢	109円	17,172円
夢前	108円	31,610円
菅野	127円	20,061円
栗賀	287円	22,940円
瀬加	220円	41,809円

兵庫小野	669円	14,354円
兵庫三田	720円	31,792円
加西	706円	14,039円
社	589円	22,229円
播磨八千代	58円	8,747円
福崎	818円	21,455円
播磨山崎	701円	8,335円
日高	104円	42,367円
出石	145円	36,693円
浜坂	143円	20,750円
八鹿	333円	16,045円
和田山	437円	23,868円
丹波柏原	144円	22,650円
水上別館	154円	42,098円
春日	132円	16,896円
兵庫津名	229円	15,859円
緑	234円	32,291円
淡路三原	116円	18,158円
西神中央	123円	6,778円
名塩	291円	6,863円
宝塚山本	2,537円	90,653円
清和台	731円	43,672円
猪名川	183円	36,746円
六甲山	145円	40,386円
仁豊野	112円	20,277円
播磨山田	110円	49,020円
谷内	138円	46,520円
林田	318円	135,760円
淡路由良	183円	22,892円
安平	237円	16,120円
若狹野	108円	29,119円
矢野	98円	14,461円
津唐山	27円	38,591円
志方	124円	36,985円
平荘	93円	6,183円
宝殿	1,960円	9,658円
国包	59円	12,612円
神岡	205円	12,429円
揖西	127円	9,315円
西構	128円	123,995円
坂越	141円	133,321円
有年	154円	47,550円
宝塚西谷	106円	29,044円
口吉川	95円	11,311円
緑ヶ丘	1,490円	15,734円
大塩	718円	22,951円
曾根	989円	10,643円
兵庫山下	1,204円	19,985円
多田	1,030円	14,091円
青野ヶ原	76円	11,496円
小田	62円	8,502円
広野	325円	117,029円
相野	90円	88,501円
高平	79円	6,304円
北条黄茂	73円	13,646円
姫路下里	69円	48,277円
在田	252円	6,453円
和泉	69円	16,110円
富合	79円	15,876円
中野	266円	12,089円
滝野	673円	38,911円
稲美	125円	33,410円
母里	32円	7,137円
兵庫市川	333円	22,690円
香寺	729円	39,428円
揖保川	680円	100,987円
太子	745円	11,442円
上郡	197円	45,920円
佐用	503円	7,521円
村岡	175円	31,509円
兵庫養父	114円	16,646円
朝来	331円	14,713円
水上	150円	18,090円
山南	(略)	16,999円
篠山	331円	10,998円
篠山城東	129円	7,059円
篠山福住	120円	5,638円
兵庫宮田	127円	12,707円
丹南	529円	35,528円
古市	226円	13,639円
今田	161円	7,882円
淡路阿万	74円	30,473円
木津	88円	7,360円
加古川吉川	133円	6,342円
吉川西	172円	8,529円
兵庫鴨川	63円	12,223円
上久米	66円	19,544円
兵庫東条	77円	6,423円
中東条	77円	6,626円
中町	201円	92,738円
加美	55円	74,089円
杉原谷	41円	140,045円
黒田庄	55円	27,569円
家島	101円	9,780円
家島坊勢	115円	18,272円
夢前	104円	37,107円
菅野	128円	12,698円
栗賀	305円	12,403円
瀬加	225円	27,706円

鶴居	338円	22,079円
寺前	47円	11,808円
播磨新宮	520円	11,637円
香島	91円	122,206円
播磨御津	1,008円	9,973円
船坂	(略)	12,578円
上月	26円	12,847円
久崎	39円	12,413円
徳久	52円	11,318円
三日月	90円	8,937円
安富	124円	30,476円
播磨一宮	58円	151,077円
三方	43円	26,709円
波賀	41円	16,313円
播磨千種	31円	7,901円
城崎	1,043円	16,723円
竹野	118円	9,627円
香住	171円	18,769円
神鍋	40円	41,849円
栗山	50円	12,683円
但東中山	36円	8,613円
小代	48円	16,982円
湯村	96円	11,581円
大屋	47円	17,641円
関宮	108円	6,764円
兵庫生野	105円	138,101円
竹田	70円	17,335円
兵庫山東	79円	139,416円
青垣	68円	149,568円
東中	(略)	47,955円
西脇和田	61円	116,879円
市島	89円	135,531円
中竹田	48円	9,790円
生穂	88円	16,914円
淡路岩屋	250円	25,372円
北淡	197円	14,281円
淡路室津	97円	61,441円
淡路一宮	122円	14,415円
江井	53円	27,444円
五色	101円	11,865円
鮎原	101円	13,361円
洲本鳥飼	68円	9,199円
淡路東浦	370円	13,284円
西淡	347円	8,371円
西淡阿那賀	105円	35,346円
南淡	170円	7,591円
沼島	46円	29,037円
奈良2	2,133円	93,706円
西奈良	2,434円	26,921円
大宮	1,754円	34,462円
大和	840円	16,867円
大和郡山	981円	37,555円
昭和2	671円	16,040円
天理	736円	41,065円
二階堂	445円	32,865円
裸木2	635円	17,023円
大和権原2	1,334円	16,984円
歌傍	5,338円	14,519円
奈良桜井2	628円	24,142円
五條	269円	19,581円
御所	555円	29,611円
奈良名柄	238円	22,533円
生駒	1,992円	35,294円
高山第一	592円	37,625円
香芝	1,156円	30,425円
斑鳩	806円	7,578円
田原本	917円	13,124円
大和橿原	345円	15,190円
高取別館	377円	44,875円
大和新庄	779円	23,283円
王寺	987円	22,554円
広陵	536円	20,654円
奈良吉野	220円	20,823円
奈良下市別館	125円	24,030円
十津川	48円	13,858円
上北山	66円	20,572円
平城	1,069円	53,666円
大和高田	594円	30,614円
南生駒2	842円	10,275円
平群	995円	8,724円
馬見	918円	6,340円
天理中山	313円	18,479円
川西	219円	12,061円
明日香	610円	16,551円
奈良当麻2	748円	21,521円
大安寺別館	1,595円	28,402円
大宇陀	276円	34,768円
初瀬	322円	20,091円
葛	82円	15,996円
菟田野	106円	11,169円
御杖	135円	16,241円
大柳生	76円	21,187円
都祁	152円	16,711円
室生	165円	9,543円
東吉野	241円	10,007円
西吉野	293円	7,374円
川上柏木	92円	17,630円
和歌山3	841円	28,818円
和歌山東	919円	21,517円

奈良県

和歌山県

鶴居	362円	21,235円
寺前	56円	17,710円
播磨新宮	540円	12,149円
香島	80円	119,064円
播磨御津	1,061円	9,205円
船坂	(略)	11,837円
上月	48円	12,296円
久崎	48円	11,768円
徳久	55円	10,816円
三日月	113円	8,658円
安富	120円	17,752円
播磨一宮	65円	127,717円
三方	46円	17,313円
波賀	43円	14,434円
播磨千種	39円	7,198円
城崎	1,243円	16,078円
竹野	107円	10,271円
香住	173円	19,931円
神鍋	43円	41,163円
栗山	53円	13,751円
但東中山	59円	6,859円
小代	68円	18,518円
湯村	93円	11,043円
大屋	55円	20,801円
関宮	110円	21,753円
兵庫生野	96円	63,636円
竹田	79円	15,436円
兵庫山東	84円	64,037円
青垣	64円	145,939円
東中	(略)	63,985円
西脇和田	58円	112,996円
市島	93円	132,061円
中竹田	56円	9,337円
生穂	94円	15,429円
淡路岩屋	282円	35,083円
北淡	192円	87,919円
淡路室津	96円	49,578円
淡路一宮	131円	13,913円
江井	60円	31,387円
五色	98円	11,900円
鮎原	98円	26,693円
洲本鳥飼	65円	11,221円
淡路東浦	383円	12,337円
西淡	364円	10,032円
西淡阿那賀	145円	33,538円
南淡	166円	7,370円
沼島	72円	28,399円
奈良2	2,938円	85,223円
西奈良	2,540円	25,555円
大宮	1,790円	29,586円
大和	909円	15,285円
大和郡山	1,129円	35,672円
昭和2	680円	14,972円
天理	751円	59,144円
二階堂	453円	32,417円
裸木2	679円	16,944円
大和権原2	1,356円	16,995円
歌傍	5,453円	13,990円
奈良桜井2	647円	24,060円
五條	290円	28,366円
御所	608円	29,730円
奈良名柄	242円	21,160円
生駒	2,066円	34,684円
高山第一	910円	36,110円
香芝	1,166円	30,980円
斑鳩	830円	7,672円
田原本	922円	16,194円
大和橿原	361円	16,035円
高取別館	378円	36,007円
大和新庄	802円	22,019円
王寺	995円	22,246円
広陵	550円	19,925円
奈良吉野	231円	20,322円
奈良下市別館	319円	22,023円
十津川	61円	13,922円
上北山	82円	20,209円
平城	1,165円	34,353円
大和高田	602円	29,960円
南生駒2	921円	9,273円
平群	914円	8,804円
馬見	943円	6,195円
天理中山	349円	16,652円
川西	220円	12,610円
明日香	641円	16,267円
奈良当麻2	783円	14,151円
大安寺別館	1,598円	28,403円
大宇陀	288円	22,378円
初瀬	350円	32,995円
葛	79円	15,330円
菟田野	122円	29,037円
御杖	163円	34,015円
大柳生	80円	29,678円
都祁	160円	21,425円
室生	171円	14,914円
東吉野	269円	8,530円
西吉野	284円	7,088円
川上柏木	97円	16,595円
和歌山3	871円	29,650円
和歌山東	947円	21,173円

奈良県

和歌山県

和歌浦別館	1,149円	25,074円
狐島別館	711円	12,870円
海南	457円	28,452円
和歌山橋本	449円	22,511円
箕島	575円	20,067円
御坊	498円	41,633円
田辺	685円	37,227円
和歌山新宮	401円	39,259円
岩出	380円	49,528円
かつらぎ	128円	17,553円
湯淺	194円	44,273円
和歌山南部	215円	16,963円
和歌山白浜	289円	27,708円
串本	144円	30,198円
京橋別館2	943円	31,930円
和歌山山東	101円	19,340円
安原	163円	31,879円
紀伊	582円	15,932円
阪井	422円	27,259円
紀見	472円	11,796円
打田	154円	21,068円
粉河	322円	10,721円
桃山	147円	52,579円
貴志川	199円	27,627円
高野口	301円	17,992円
太地	206円	49,749円
和佐	150円	21,189円
三輪崎	428円	16,048円
下津	370円	30,203円
野上	452円	40,949円
那賀	245円	24,819円
九度山	234円	59,552円
和歌山吉備	584円	29,346円
上富田	161円	23,078円
那智勝浦	217円	46,442円
和歌山加太	328円	27,177円
糸我	309円	32,445円
名田	418円	23,491円
美里	386円	17,877円
金屋	713円	15,681円
印南	(略)	20,993円
田辺下里	304円	34,481円
宇久井	160円	102,565円
本宮	298円	37,787円
和歌山由良	134円	56,762円
日置川	188円	28,928円
富貴	120円	72,807円
和歌山清水	406円	21,370円
和歌山日高	520円	30,609円
南部川	554円	47,935円
すさみ	387円	18,130円
古座	255円	20,134円
中辺路	430円	17,872円
切目	350円	20,626円
田辺富田	444円	35,257円
五西月	362円	24,298円
比井	201円	29,349円
江住	364円	17,488円
和深	58円	34,210円
鳥取寺町2	666円	30,181円
鳥取賀露	558円	21,341円
鳥取叶	120円	38,896円
米子3	333円	17,271円
米子巖	336円	14,936円
米子河崎	170円	25,247円
倉吉	296円	25,223円
倉吉上井	557円	21,497円
境港	137円	13,495円
郡家	192円	32,342円
三朝	357円	49,063円
岸本	508円	17,378円
根雨	231円	14,662円
末恒	328円	18,172円
米子大篠津	67円	42,340円
米子福市	234円	26,431円
倉吉福光	62円	24,856円
境港余子	94円	46,820円
岩美	131円	9,283円
浜村	71円	20,053円
青谷	108円	20,318円
羽合	145円	15,619円
倉吉泊	57円	23,948円
倉吉松崎	127円	23,598円
倉吉北条	99円	21,078円
東伯	79円	39,791円
西伯	446円	13,856円
淡江	129円	20,583円
用瀬	41円	13,339円
智頭	168円	59,844円
鳥取鹿野	81円	13,167円
会見	214円	13,138円
米子大山	117円	14,840円
大山寺	93円	27,704円
溝口	307円	14,603円
河原	69円	13,451円
由良	85円	16,533円
東伯赤碓	102円	13,158円
御来屋	180円	22,767円
若桜	48円	15,625円

鳥取県

和歌浦別館	1,230円	75,730円
狐島別館	770円	13,332円
海南	446円	32,817円
和歌山橋本	455円	19,789円
箕島	615円	19,924円
御坊	527円	41,535円
田辺	810円	37,304円
和歌山新宮	474円	27,886円
岩出	379円	31,164円
かつらぎ	135円	16,726円
湯浅	221円	30,995円
和歌山南部	218円	19,834円
和歌山白浜	324円	24,975円
串本	153円	32,024円
京橋別館2	972円	31,220円
和歌山山東	112円	18,717円
安原	172円	31,161円
紀伊	579円	17,030円
阪井	421円	33,707円
紀見	585円	9,672円
打田	173円	20,699円
粉河	325円	13,614円
桃山	141円	48,826円
貴志川	190円	26,531円
高野口	332円	16,020円
太地	225円	31,896円
和佐	157円	20,773円
三輪崎	437円	15,578円
下津	411円	31,491円
野上	434円	32,563円
那賀	261円	18,852円
九度山	246円	57,433円
和歌山吉備	580円	28,667円
上富田	165円	22,627円
那智勝浦	268円	47,257円
和歌山加太	375円	26,278円
糸我	286円	30,754円
名田	461円	33,118円
美里	396円	16,991円
金屋	793円	18,151円
印南	(略)	20,420円
田辺下里	313円	33,582円
宇久井	175円	57,317円
本宮	304円	36,010円
和歌山由良	138円	45,727円
日置川	185円	28,135円
富貴	158円	67,913円
和歌山清水	487円	21,078円
和歌山日高	541円	29,566円
南部川	520円	34,965円
すさみ	389円	17,429円
古座	275円	16,699円
中辺路	425円	16,998円
切目	335円	21,286円
田辺富田	404円	27,492円
五西月	364円	28,439円
比井	209円	27,816円
江住	388円	17,042円
和深	61円	32,371円
鳥取寺町2	694円	30,361円
鳥取賀露	578円	22,399円
鳥取叶	130円	37,712円
米子3	334円	16,695円
米子巖	344円	16,313円
米子河崎	183円	24,792円
倉吉	362円	24,758円
倉吉上井	682円	22,112円
境港	154円	8,987円
郡家	207円	25,177円
三朝	397円	50,356円
岸本	548円	16,190円
根雨	242円	14,240円
末恒	364円	18,950円
米子大篠津	63円	45,132円
米子福市	239円	27,539円
倉吉福光	63円	23,467円
境港余子	91円	130,378円
岩美	142円	10,086円
浜村	68円	19,445円
青谷	111円	21,388円
羽合	146円	17,095円
倉吉泊	85円	25,184円
倉吉松崎	140円	21,870円
倉吉北条	107円	22,270円
東伯	88円	38,345円
西伯	471円	15,657円
淡江	141円	21,434円
用瀬	61円	14,444円
智頭	175円	48,602円
鳥取鹿野	90円	13,940円
会見	239円	23,271円
米子大山	142円	138,809円
大山寺	184円	27,289円
溝口	354円	16,377円
河原	74円	141,612円
由良	93円	17,092円
東伯赤碓	112円	14,107円
御来屋	216円	18,374円
若桜	57円	17,127円

鳥取県

	生山	215円	25,245円
	八東	170円	6,342円
	関金	35円	19,281円
	倉吉下市	258円	31,507円
	江尾	238円	20,593円
	上石見	62円	16,117円
島根県	松江	(略)	50,597円
	松江古江	700円	68,738円
	島根浜田	329円	13,110円
	出雲	471円	30,766円
	益田	221円	24,129円
	石見大田	160円	20,609円
	安来	499円	29,310円
	江津	222円	27,368円
	出雲平田	362円	10,227円
	木次	261円	12,969円
	斐川	649円	26,865円
	大社	286円	52,100円
	川本2	102円	25,867円
	西郷	599円	32,194円
	松江八雲	565円	38,229円
	多伎	217円	12,912円
	温泉津	329円	11,403円
	粕瀬	54円	33,264円
	都賀	24円	70,084円
	川本瑞穂	25円	13,894円
	石見	37円	22,165円
	桜江	118円	11,562円
	金城	63円	13,110円
	石見旭	94円	15,139円
	匹見	41円	14,230円
	津和野	462円	29,256円
	海士	84円	26,988円
	西ノ島	82円	42,713円
	浜田西	246円	17,330円
	益田横田	377円	16,087円
	益田西	212円	10,539円
	益田東	381円	38,060円
	安来荒島	334円	10,569円
	江津西	321円	13,268円
	惠曇	530円	47,403円
	美保関	296円	27,955円
	措屋	440円	17,459円
	松江玉造	479円	26,931円
	宍道	(略)	41,002円
	島根広瀬	225円	9,406円
	伯太	292円	8,883円
	仁多	185円	16,661円
	出雲横田	120円	20,530円
	木次加茂	139円	13,063円
	三刀屋	251円	14,758円
	仁方	171円	18,539円
	浜田三隅	390円	36,818円
	六日市	95円	12,860円
	津和野七日市	75円	14,557円
	西郷布施	168円	67,332円
	西郷五箇	188円	15,969円
	都万	229円	17,655円
	掛合	272円	18,415円
	松江本庄	223円	12,929円
	秋鹿	114円	11,605円
	神西	268円	13,513円
出雲神原	237円	10,912円	
大根島	246円	17,440円	
頓原	160円	16,190円	
赤来	222円	8,595円	
松江馬潟	497円	48,810円	
浜田東	262円	19,601円	
出雲長浜	259円	15,449円	
石見大田三瓶	34円	12,927円	
木次大東	310円	11,363円	
江津東	63円	10,872円	
平田河下	139円	16,151円	
松江加賀	106円	19,194円	
岡山県	岡山東	1,499円	66,132円
	岡山南	715円	33,263円
	岡山西	1,120円	41,983円
	妹尾	668円	8,031円
	岡山今村	1,662円	33,641円
	興除	235円	20,939円
	吉備	849円	17,578円
	三幡2	1,159円	10,363円
	岡山長岡	687円	17,534円
	西大寺	273円	11,610円
	倉敷	559円	25,881円
	児島	435円	19,322円
	水島	678円	16,862円
	玉島	334円	42,623円
	新倉敷	1,097円	33,847円
	茶屋町	637円	14,864円
	倉敷東	581円	10,973円
	倉敷西	555円	6,223円
	児島琴浦	358円	11,695円
	水島東	512円	12,755円
	津山	295円	45,880円
	津山院庄	248円	6,052円
	玉野	384円	12,578円
	笠岡	545円	18,040円
	笠岡吉浜	376円	19,479円

	生山	284円	26,452円
	八東	196円	7,862円
	関金	38円	27,881円
	倉吉下市	278円	154,701円
	江尾	270円	16,141円
	上石見	72円	16,462円
島根県	松江	(略)	38,990円
	松江古江	762円	71,069円
	島根浜田	341円	13,473円
	出雲	502円	38,132円
	益田	207円	23,889円
	石見大田	159円	20,064円
	安来	444円	28,967円
	江津	206円	26,432円
	出雲平田	370円	133,748円
	木次	280円	13,216円
	斐川	660円	75,119円
	大社	283円	43,760円
	川本2	113円	26,557円
	西郷	608円	27,230円
	松江八雲	602円	26,712円
	多伎	250円	145,667円
	温泉津	347円	13,263円
	粕瀬	66円	35,033円
	都賀	30円	38,346円
	川本瑞穂	40円	22,180円
	石見	46円	20,715円
	桜江	134円	20,736円
	金城	76円	14,549円
	石見旭	110円	16,598円
	匹見	61円	13,628円
	津和野	490円	28,611円
	海士	93円	27,475円
	西ノ島	86円	44,265円
	浜田西	265円	18,171円
	益田横田	420円	22,475円
	益田西	231円	18,909円
	益田東	440円	39,698円
	安来荒島	338円	11,469円
	江津西	315円	14,036円
	惠曇	561円	46,839円
	美保関	329円	24,191円
	措屋	456円	17,903円
	松江玉造	496円	21,069円
	宍道	(略)	26,104円
	島根広瀬	221円	10,915円
	伯太	313円	10,444円
	仁多	210円	25,629円
	出雲横田	140円	21,670円
	木次加茂	160円	13,915円
	三刀屋	256円	15,987円
	仁方	182円	17,382円
	浜田三隅	406円	37,019円
	六日市	105円	18,561円
	津和野七日市	95円	15,963円
	西郷布施	181円	314,083円
	西郷五箇	219円	173,125円
	都万	278円	153,676円
	掛合	292円	17,617円
	松江本庄	234円	15,337円
	秋鹿	125円	12,433円
	神西	291円	14,684円
出雲神原	250円	12,197円	
大根島	260円	16,052円	
頓原	183円	15,967円	
赤来	245円	11,413円	
松江馬潟	580円	52,782円	
浜田東	278円	21,126円	
出雲長浜	280円	140,788円	
石見大田三瓶	50円	21,200円	
木次大東	307円	12,310円	
江津東	79円	12,064円	
平田河下	158円	21,600円	
松江加賀	111円	19,918円	
岡山県	岡山東	1,568円	64,882円
	岡山南	731円	32,960円
	岡山西	1,229円	41,749円
	妹尾	677円	7,898円
	岡山今村	1,728円	33,218円
	興除	248円	17,021円
	吉備	959円	19,662円
	三幡2	1,225円	10,150円
	岡山長岡	695円	16,132円
	西大寺	282円	44,927円
	倉敷	565円	27,339円
	児島	458円	17,552円
	水島	715円	15,280円
	玉島	340円	24,801円
	新倉敷	1,249円	22,707円
	茶屋町	662円	14,729円
	倉敷東	620円	84,007円
	倉敷西	646円	83,700円
	児島琴浦	388円	11,744円
	水島東	528円	81,539円
	津山	299円	44,801円
	津山院庄	261円	9,202円
	玉野	392円	19,958円
	笠岡	582円	21,450円
	笠岡吉浜	372円	17,193円

笠岡西大島	431円	8,021円
井原	602円	12,988円
総社	653円	20,479円
高梁	462円	18,539円
新見	536円	24,963円
備前	178円	14,267円
岡山瀬戸	653円	38,832円
邑久	1,035円	47,357円
早島	772円	5,778円
吉備高原	189円	30,702円
美作勝山	371円	13,780円
久世落合	326円	13,457円
久世	462円	14,654円
鏡野	235円	10,094円
日本原	272円	9,233円
美作大原	132円	11,393円
美作	278円	6,493円
岡山高島	1,273円	17,182円
甲浦	337円	22,734円
野谷	277円	31,839円
足守	379円	15,170円
備前一宮	679円	5,857円
備中高松	368円	21,112円
西大寺上南	200円	8,620円
児島郷内	455円	45,988円
玉島黒崎	184円	17,102円
玉野西	385円	13,388円
玉野荘内	622円	14,504円
灘崎	748円	13,901円
金光	584円	12,911円
鴨方	470円	12,641円
真備	450円	27,023円
岡山藤田	312円	14,584円
吉備線路2	849円	7,914円
上道	511円	12,586円
児島下津井	261円	17,697円
津山山北	610円	13,108円
津山河辺	268円	21,899円
津山一宮	412円	10,981円
玉野山田	663円	13,073円
玉野八浜	376円	24,321円
総社新本	327円	22,276円
福渡御津	682円	27,353円
福渡	635円	9,305円
山陽	456円	4,069円
日生	273円	17,552円
和気	135円	24,247円
長船	803円	24,568円
玉島船穂	431円	16,146円
里庄	344円	16,473円
矢掛	351円	6,515円
成羽	202円	15,640円
高梁川上	184円	11,242円
ひるぜん	52円	18,998円
勝央	287円	15,133円
亀甲	349円	9,798円
福渡旭	94円	13,011円
津山久米	87円	18,462円
楢	181円	32,771円
井原高屋	291円	9,835円
美星	128円	9,518円
哲西	323円	17,553円
湯原	84円	18,983円
美新	16円	20,383円
津山加茂	272円	17,209円
児島塩生	308円	16,145円
笠岡北	236円	10,871円
総社豪漢	304円	10,691円
美袋	100円	8,899円
高倉	121円	14,175円
備前香登	219円	12,918円
備前三石	146円	49,301円
備前伊里	187円	16,059円
加茂川	102円	11,952円
瀬戸万富	591円	14,592円
岡山瀬戸赤坂	481円	21,955円
熊山	250円	6,287円
周匝	554円	8,859円
吉永	362円	20,026円
備前佐伯	170円	10,111円
芳井	(略)	15,898円
賀陽	304円	12,630円
備中	64円	10,470円
大佐	130円	11,877円
英田	191円	10,385円
福渡弓削	465円	16,027円
岡山原	745円	17,453円
西大寺神崎	190円	40,986円
牛窓	653円	7,179円
北房	88円	22,310円
作東	217円	6,413円
牟佐	349円	15,180円
寄島	533円	9,781円
有漢	93円	11,441円
柵原	269円	18,345円
加茂川井原	81円	14,154円
土橋	74円	15,027円
南笠岡	51円	61,598円
美作勝田	156円	18,555円

笠岡西大島	449円	7,739円
井原	620円	28,093円
総社	689円	20,441円
高梁	537円	19,698円
新見	571円	24,784円
備前	180円	16,019円
岡山瀬戸	669円	66,199円
邑久	1,055円	42,856円
早島	819円	5,920円
吉備高原	199円	30,106円
美作勝山	366円	105,338円
久世落合	311円	14,745円
久世	459円	15,460円
鏡野	240円	13,606円
日本原	302円	13,123円
美作大原	145円	10,485円
美作	270円	7,968円
岡山高島	1,298円	16,988円
甲浦	340円	28,454円
野谷	279円	28,080円
足守	389円	14,683円
備前一宮	709円	5,717円
備中高松	379円	18,160円
西大寺上南	192円	9,114円
児島郷内	465円	30,566円
玉島黒崎	187円	17,482円
玉野西	370円	49,657円
玉野荘内	633円	13,970円
灘崎	755円	13,593円
金光	591円	10,577円
鴨方	479円	12,541円
真備	460円	24,288円
岡山藤田	331円	19,848円
吉備線路2	948円	7,408円
上道	528円	12,124円
児島下津井	274円	17,849円
津山山北	693円	11,568円
津山河辺	282円	21,286円
津山一宮	425円	10,557円
玉野山田	631円	13,076円
玉野八浜	369円	23,981円
総社新本	313円	25,141円
福渡御津	681円	20,454円
福渡	757円	7,969円
山陽	463円	85,891円
日生	284円	17,294円
和気	142円	28,315円
長船	810円	23,997円
玉島船穂	437円	16,384円
里庄	357円	16,561円
矢掛	383円	6,312円
成羽	197円	15,006円
高梁川上	193円	11,306円
ひるぜん	57円	57,229円
勝央	279円	14,706円
亀甲	362円	9,972円
福渡旭	107円	12,611円
津山久米	85円	14,365円
楢	189円	32,576円
井原高屋	290円	14,906円
美星	145円	9,096円
哲西	156円	16,796円
湯原	105円	18,525円
美新	18円	19,845円
津山加茂	293円	16,707円
児島塩生	298円	15,532円
笠岡北	241円	40,605円
総社豪漢	369円	10,346円
美袋	101円	14,053円
高倉	155円	13,762円
備前香登	216円	11,687円
備前三石	131円	28,290円
備前伊里	190円	15,433円
加茂川	108円	11,717円
瀬戸万富	590円	14,465円
岡山瀬戸赤坂	467円	21,852円
熊山	258円	6,267円
周匝	562円	8,756円
吉永	389円	19,318円
備前佐伯	189円	10,042円
芳井	(略)	13,173円
賀陽	295円	12,261円
備中	89円	9,953円
大佐	140円	11,561円
英田	201円	9,777円
福渡弓削	493円	18,268円
岡山原	743円	17,250円
西大寺神崎	188円	23,636円
牛窓	645円	14,879円
北房	85円	18,791円
作東	216円	10,323円
牟佐	342円	14,433円
寄島	531円	14,542円
有漢	110円	10,991円
柵原	286円	17,752円
加茂川井原	85円	15,975円
土橋	97円	16,841円
南笠岡	54円	62,058円
美作勝田	157円	17,293円

広島県	広島西	3,207円	38,256円
	広島南2	4,155円	50,395円
	広島中	5,504円	45,114円
	広島大州	2,016円	21,308円
	宇品	2,848円	37,558円
	広島西蟹屋	2,453円	14,733円
	仁保	2,069円	29,236円
	広島庚午	3,412円	17,091円
	広島三篠	1,779円	7,940円
	安古市	1,706円	19,454円
	安芸祇園	2,141円	17,515円
	可部	971円	24,785円
	高陽	895円	21,965円
	海田	2,208円	18,409円
	五日市廿日2	1,509円	40,506円
	呉東	1,238円	93,905円
	呉吉浦	273円	20,301円
	呉天応	258円	18,348円
	郷原	384円	12,555円
	呉2	1,258円	29,115円
	竹原	299円	42,742円
	尾道	465円	46,543円
	尾道高須	389円	10,945円
	尾道美ノ郷	184円	28,893円
	尾道東	1,268円	4,126円
	因島	139円	43,776円
	因島中庄	546円	17,289円
	因島重井	212円	10,214円
	福山	850円	21,938円
	福山東	814円	27,549円
	松永	440円	12,596円
	新福山	629円	54,952円
	福山西	481円	8,717円
	福山北	353円	33,814円
	福山水呑	451円	16,827円
	福山南	600円	9,175円
	福山坪生	443円	19,306円
	駅家	523円	39,677円
	福山加茂	324円	31,552円
	福山熊野	193円	21,274円
	府中	547円	6,117円
	府中本町	402円	30,047円
	三次	1,000円	21,802円
	三次塩町	120円	10,345円
	庄原	471円	8,036円
	東広島	1,125円	23,902円
	八本松	328円	34,519円
	八本松原	90円	9,804円
	廿日市	1,817円	7,976円
	五日市地御前	602円	23,538円
	江田島	288円	23,241円
	安芸大野1	408円	15,900円
	宮島口	1,310円	39,474円
	安芸吉田	368円	7,848円
	黒瀬	201円	34,410円
	甲山	186円	16,159円
	神辺電話交2	278円	25,031円
	神辺御領	110円	7,764円
	神辺中条	466円	14,032円
	新市	377円	17,162円
	広島中山	797円	11,036円
	広島戸坂	1,260円	10,707円
	安古市安2	1,515円	9,905円
	八木	809円	17,073円
	伴	1,170円	43,005円
	坂	1,433円	12,638円
	福木	612円	13,817円
	戸山	288円	10,560円
	高陽狩小川	497円	36,287円
	白木井原	327円	64,145円
	海田畑賀	673円	8,481円
	新矢野	1,768円	6,224円
	五日廿日寺田	1,174円	7,818円
	五日廿日石内	1,095円	73,462円
	呉仁方	511円	33,826円
	呉焼山	416円	5,741円
	大竹	707円	67,695円
	志和	60円	25,194円
	三永	127円	9,962円
	五日廿日宮内	1,233円	37,742円
	安芸熊野	577円	24,198円
	安佐	91円	11,341円
	呉警固屋	551円	13,118円
	竹原忠海	241円	10,832円
	三原幸崎	813円	39,692円
	三原長谷	105円	16,639円
	松永藤江	203円	10,692円
	福山芦田	205円	24,564円
	大竹玖波	352円	9,937円
	高屋	649円	27,539円
	音戸	218円	33,958円
	音戸先奥	107円	52,534円
	倉橋	311円	14,079円
	倉橋室尾	349円	5,145円
	安芸佐伯	308円	13,405円
	安芸佐伯友和	155円	9,092円
	能美	637円	23,300円
	大柿	223円	10,064円
	八千代	423円	10,144円

広島県	広島西	3,369円	36,844円
	広島南2	4,566円	27,572円
	広島中	6,180円	37,937円
	広島大州	2,237円	19,779円
	宇品	2,988円	36,517円
	広島西蟹屋	2,606円	14,449円
	仁保	2,253円	26,241円
	広島庚午	3,443円	13,151円
	広島三篠	1,918円	7,842円
	安古市	1,815円	19,388円
	安芸祇園	2,183円	19,991円
	可部	991円	27,556円
	高陽	956円	23,142円
	海田	2,225円	26,511円
	五日市廿日2	1,683円	23,820円
	呉東	1,242円	56,845円
	呉吉浦	305円	19,643円
	呉天応	289円	17,922円
	郷原	438円	10,392円
	呉2	1,281円	18,857円
	竹原	317円	27,462円
	尾道	485円	48,886円
	尾道高須	436円	92,418円
	尾道美ノ郷	183円	28,341円
	尾道東	1,261円	7,135円
	因島	142円	24,463円
	因島中庄	518円	13,223円
	因島重井	214円	9,987円
	福山	934円	21,233円
	福山東	859円	34,446円
	松永	456円	91,752円
	新福山	981円	30,531円
	福山西	510円	8,023円
	福山北	404円	32,371円
	福山水呑	448円	16,644円
	福山南	616円	8,981円
	福山坪生	559円	11,419円
	駅家	532円	53,011円
	福山加茂	326円	47,247円
	福山熊野	200円	20,686円
	府中	688円	6,480円
	府中本町	412円	55,183円
	三次	1,131円	22,511円
	三次塩町	122円	9,657円
	庄原	434円	7,226円
	東広島	1,176円	32,997円
	八本松	332円	32,645円
	八本松原	99円	9,253円
	廿日市	1,821円	7,755円
	五日市地御前	668円	21,773円
	江田島	265円	23,133円
	安芸大野1	412円	10,744円
	宮島口	1,335円	33,541円
	安芸吉田	396円	7,077円
	黒瀬	233円	33,129円
	甲山	164円	16,107円
	神辺電話交2	294円	25,786円
	神辺御領	112円	14,670円
	神辺中条	439円	13,706円
	新市	383円	16,235円
	広島中山	895円	12,729円
	広島戸坂	1,290円	12,955円
	安古市安2	1,706円	15,158円
	八木	787円	16,590円
	伴	1,287円	39,456円
	坂	1,469円	83,991円
	福木	639円	15,193円
	戸山	347円	10,360円
	高陽狩小川	551円	29,306円
	白木井原	328円	62,704円
	海田畑賀	703円	8,247円
	新矢野	1,938円	9,288円
	五日廿日寺田	1,216円	54,368円
	五日廿日石内	1,240円	82,161円
	呉仁方	490円	32,796円
	呉焼山	414円	6,994円
	大竹	729円	32,004円
	志和	74円	25,208円
	三永	146円	16,060円
	五日廿日宮内	1,402円	32,640円
	安芸熊野	659円	23,443円
	安佐	98円	15,574円
	呉警固屋	557円	19,985円
	竹原忠海	278円	22,175円
	三原幸崎	812円	37,445円
	三原長谷	113円	16,490円
	松永藤江	202円	9,207円
	福山芦田	207円	26,028円
	大竹玖波	368円	11,657円
	高屋	670円	29,095円
	音戸	222円	36,765円
	音戸先奥	103円	46,962円
	倉橋	314円	25,147円
	倉橋室尾	358円	15,749円
	安芸佐伯	302円	12,971円
	安芸佐伯友和	167円	13,916円
	能美	553円	19,235円
	大柿	207円	10,941円
	八千代	553円	9,717円

甲田	693円	9,185円
東広島福富	134円	11,559円
東広島豊栄	267円	14,651円
甲山大和	114円	8,533円
東広島河内	80円	13,618円
河内河戸	99円	7,793円
本郷	402円	35,713円
安芸津	264円	12,743円
安浦	162円	28,889円
呉川尻	308円	11,336円
瀬戸田	217円	12,656円
久井	170円	17,802円
尾道向島	1,170円	6,529円
東城	357円	52,433円
尾道三原2	973円	9,437円
宮島	513円	15,770円
御調	104円	48,214円
安佐久地	475円	15,357円
安佐後山	385円	8,575円
可部三入	374円	8,418円
瀬野川	928円	16,912円
瀬野	453円	22,951円
竹原荘野	291円	6,882円
鞆	386円	26,676円
松永本郷	252円	23,111円
庄原山内	70円	18,276円
造賀	80円	10,649円
砂谷	45円	32,871円
沖美	281円	14,182円
加計	245円	16,147円
戸河内	249円	15,314円
大朝	253円	19,461円
広島千代田	277円	38,696円
豊平	172円	12,510円
都志見	155円	11,564円
高宮	132円	12,213円
福山内海	278円	156,979円
沼隈	375円	46,324円
沼隈山南	284円	12,335円
吉舎	85円	10,212円
三良坂	198円	7,280円
郷田	157円	9,640円
新向原	422円	71,399円
芸北	114円	11,869円
比和	106円	11,023円
木江白水	451円	20,622円
広島似島	75円	8,202円
三原本原	273円	14,006円
浦崎	252円	53,890円
坂小屋浦	655円	8,734円
下蒲刈	341円	9,934円
湯来	65円	14,872円
木江大崎	365円	15,569円
木江	255円	7,565円
東城三和	216円	55,188円
上下	159円	23,224円
三次三和	104円	10,094円
作木	81円	17,766円
世羅西(略)		15,135円
西城	184円	19,213円
木江豊島	263円	16,593円
蒲刈	207円	18,305円
豊	212円	12,155円
木江沖浦	281円	10,749円
神石	92円	26,478円
神石永渡	46円	23,115円
下関東	360円	26,597円
下関北	595円	28,059円
下関中	272円	22,112円
下関西	249円	23,144円
下関王司	508円	28,446円
下関勝山	876円	23,818円
宇部3	263円	35,534円
宇部	263円	24,808円
宇部西	424円	20,246円
宇部床波	315円	11,974円
宇部東岐波	383円	23,579円
山口2	516円	37,330円
二島	60円	21,977円
萩	170円	12,299円
徳山	720円	27,463円
徳山周南	717円	83,587円
防府	335円	41,939円
防府2	335円	56,699円
下松	331円	11,658円
岩国支店3棟	464円	5,893円
岩国4	464円	25,803円
岩国西	931円	53,958円
新岩国南	792円	20,439円
宇部小野田	146円	27,709円
光	293円	28,044円
長門	302円	7,625円
柳井	211円	50,989円
美祿	127円	22,602円
新南陽1	584円	18,859円
小郡	313円	11,300円
山口大内	380円	26,864円
下関安岡	260円	17,559円
小月	400円	45,120円

山口県

甲田	705円	8,739円
東広島福富	151円	17,281円
東広島豊栄	259円	13,800円
甲山大和	127円	8,817円
東広島河内	93円	12,840円
河内河戸	127円	6,477円
本郷	421円	34,482円
安芸津	271円	46,045円
安浦	147円	39,778円
呉川尻	323円	10,957円
瀬戸田	205円	18,547円
久井	162円	17,381円
尾道向島	1,238円	6,445円
東城	354円	27,545円
尾道三原2	982円	10,605円
宮島	540円	15,334円
御調	95円	51,294円
安佐久地	503円	12,520円
安佐後山	466円	13,924円
可部三入	486円	10,955円
瀬野川	959円	16,709円
瀬野	467円	22,673円
竹原荘野	312円	6,448円
鞆	382円	16,512円
松永本郷	248円	22,495円
庄原山内	75円	14,982円
造賀	94円	10,251円
砂谷	60円	30,952円
沖美	385円	13,612円
加計	250円	13,031円
戸河内	351円	13,836円
大朝	274円	19,091円
広島千代田	278円	37,503円
豊平	206円	10,544円
都志見	187円	9,678円
高宮	163円	17,697円
福山内海	315円	154,409円
沼隈	378円	44,848円
沼隈山南	314円	11,706円
吉舎	82円	9,784円
三良坂	189円	6,615円
郷田	179円	9,998円
新向原	764円	70,427円
芸北	151円	13,521円
比和	132円	11,568円
木江白水	486円	20,234円
広島似島	139円	10,001円
三原本原	294円	13,566円
浦崎	248円	75,052円
坂小屋浦	704円	13,392円
下蒲刈	300円	17,849円
湯来	73円	13,354円
木江大崎	378円	15,270円
木江	263円	7,478円
東城三和	207円	59,928円
上下	158円	28,669円
三次三和	123円	24,051円
作木	97円	9,613円
世羅西(略)		21,770円
西城	172円	14,996円
木江豊島	334円	13,915円
蒲刈	214円	36,668円
豊	239円	76,732円
木江沖浦	301円	9,257円
神石	96円	25,208円
神石永渡	48円	22,045円
下関東	369円	26,882円
下関北	606円	29,246円
下関中	288円	18,954円
下関西	257円	30,330円
下関王司	545円	22,313円
下関勝山	945円	24,159円
宇部3	289円	33,100円
宇部	289円	21,091円
宇部西	438円	19,850円
宇部床波	320円	12,728円
宇部東岐波	390円	24,319円
山口2	537円	37,062円
二島	63円	20,435円
萩	167円	11,158円
徳山	726円	25,052円
徳山周南	768円	83,997円
防府	343円	26,429円
防府2	343円	55,684円
下松	343円	48,656円
岩国支店3棟	469円	5,758円
岩国4	469円	26,580円
岩国西	949円	169,648円
新岩国南	935円	18,502円
宇部小野田	144円	25,824円
光	302円	26,780円
長門	291円	25,987円
柳井	220円	28,173円
美祿	133円	18,907円
新南陽1	591円	17,479円
小郡	332円	17,493円
山口大内	399円	28,011円
下関安岡	279円	51,444円
小月	402円	43,345円

山口県

山口下関	418円	15,297円
厚東	74円	17,130円
山口仁保	354円	12,945円
四辻	114円	27,156円
嘉川	157円	13,624円
萩大井	222円	16,392円
見島	72円	40,833円
徳山櫛ヶ浜	592円	7,017円
徳山戸田	220円	15,262円
都濃	209円	19,340円
防府西の浦	188円	11,960円
防府大道	176円	19,863円
防府富海	173円	19,057円
下松久保	232円	106,912円
岩園通津	186円	34,978円
御庄	583円	9,412円
岩園河内	118円	16,024円
西ノ浜	218円	42,664円
光室積	401円	11,136円
光島田	313円	6,654円
久賀	561円	73,404円
大島	260円	30,614円
久賀橋	379円	22,322円
由宇	469円	14,977円
玖珂	200円	9,421円
周東	374円	37,968円
岩田	(略)	7,982円
田布施	236円	41,241円
田布施南	208円	14,822円
平生	166円	18,547円
下松熊毛	120円	16,317円
徳山鹿野	232円	35,625円
秋穂	187円	10,819円
宇部橋	128円	26,097円
下関菊川	383円	12,967円
豊浦	265円	18,844円
豊北	291円	14,010円
特牛	303円	20,557円
長門三隅	75円	15,120円
長門仙崎	190円	14,358円
美祿豊田	316円	26,328円
阿月	116円	16,242円
新南陽2	503円	3,396円
久賀下田	273円	10,217円
久賀和田	160円	13,989円
錦町	185円	16,035円
大島	375円	11,689円
上関	321円	16,794円
徳地	207円	14,704円
厚狭埴生	219円	30,469円
秋芳	53円	24,207円
長門古市	174円	11,634円
油谷	249円	47,233円
油谷久津	68円	14,066円
下関吉見	149円	10,941円
阿知須	339円	18,600円
美東	161円	24,462円
阿東	108円	16,077円
長門湯本	102円	12,289円
岩園坂上	256円	12,311円
厚狭	152円	17,308円
阿東生雲	141円	13,776円
伊陸	181円	12,582円
祝島	(略)	122,288円
通	101円	34,780円
平郡	31円	20,078円
下松笠戸島	(略)	15,714円
日積	113円	12,650円
奈古	242円	19,241円
田万川	255円	7,854円
阿波津田	746円	43,168円
阿波川内	580円	40,499円
八万	835円	62,444円
地蔵橋	666円	42,438円
沖洲	736円	9,440円
徳島西	863円	35,634円
鳴門	314円	64,332円
小松島	513円	14,701円
阿波阿南	277円	23,698円
阿波石井	450円	15,988円
那賀川	304円	5,952円
松茂	471円	7,384円
北島	616円	15,285円
藍住	485円	25,850円
板野	398円	8,584円
上板	363円	14,110円
阿波	577円	7,670円
鴨島	500円	18,900円
山川	394円	6,049円
脇町	307円	17,397円
阿波池田	219円	29,429円
徳島日	799円	50,780円
阿波国府	458円	15,995円
多家良	289円	8,377円
応神	374円	12,803円
阿波大麻	180円	6,344円
堂浦	(略)	5,361円
鳴門公園	156円	12,138円
新赤石	372円	19,904円

徳島県

山口下関	414円	22,070円
厚東	85円	18,282円
山口仁保	385円	14,224円
四辻	118円	25,834円
嘉川	168円	23,134円
萩大井	268円	24,241円
見島	68円	40,025円
徳山櫛ヶ浜	619円	10,143円
徳山戸田	237円	27,217円
都濃	243円	18,103円
防府西の浦	198円	13,116円
防府大道	181円	19,301円
防府富海	178円	21,203円
下松久保	260円	106,891円
岩園通津	270円	25,246円
御庄	651円	10,499円
岩園河内	158円	14,919円
西ノ浜	231円	43,591円
光室積	394円	11,641円
光島田	305円	10,790円
久賀	575円	66,282円
大島	209円	23,674円
久賀橋	412円	18,113円
由宇	474円	15,759円
玖珂	195円	9,044円
周東	386円	23,509円
岩田	(略)	9,071円
田布施	235円	26,286円
田布施南	251円	15,913円
平生	179円	17,450円
下松熊毛	129円	16,266円
徳山鹿野	234円	38,836円
秋穂	194円	9,819円
宇部橋	131円	23,843円
下関菊川	392円	14,104円
豊浦	272円	21,844円
豊北	330円	15,342円
特牛	329円	21,508円
長門三隅	81円	17,614円
長門仙崎	193円	15,953円
美祿豊田	319円	23,907円
阿月	119円	17,230円
新南陽2	514円	4,656円
久賀下田	303円	11,048円
久賀和田	195円	13,036円
錦町	192円	17,182円
大島	389円	17,869円
上関	311円	17,958円
徳地	220円	14,411円
厚狭埴生	167円	23,056円
秋芳	54円	20,031円
長門古市	192円	22,100円
油谷	256円	26,425円
油谷久津	79円	23,630円
下関吉見	164円	10,462円
阿知須	358円	16,678円
美東	159円	26,396円
阿東	124円	25,350円
長門湯本	138円	14,520円
岩園坂上	299円	13,716円
厚狭	145円	18,456円
阿東生雲	158円	13,039円
伊陸	194円	11,645円
祝島	(略)	424,001円
通	144円	35,660円
平郡	41円	419,364円
下松笠戸島	(略)	16,123円
日積	121円	12,739円
奈古	244円	19,162円
田万川	251円	26,781円
阿波津田	773円	54,079円
阿波川内	568円	48,191円
八万	858円	61,331円
地蔵橋	683円	40,655円
沖洲	768円	9,259円
徳島西	926円	38,314円
鳴門	304円	63,105円
小松島	506円	14,287円
阿波阿南	294円	20,918円
阿波石井	456円	15,805円
那賀川	303円	6,647円
松茂	473円	48,753円
北島	696円	18,882円
藍住	496円	21,383円
板野	400円	10,257円
上板	365円	14,201円
阿波	552円	11,326円
鴨島	609円	17,967円
山川	379円	5,842円
脇町	308円	40,513円
阿波池田	288円	33,169円
徳島日	784円	54,866円
阿波国府	504円	17,312円
多家良	290円	7,886円
応神	373円	11,971円
阿波大麻	185円	5,981円
堂浦	(略)	4,854円
鳴門公園	165円	15,014円
新赤石	457円	14,885円

徳島県

	阿波橋	436円	18,544円
	桑野	407円	8,289円
	阿波福井	292円	8,632円
	新野	382円	6,448円
	阿波椿	246円	12,292円
	阿波一宮	226円	4,531円
	羽ノ浦	474円	7,129円
	丹生谷	391円	29,086円
	阿波海南	389円	36,874円
	阿波吉野	359円	8,333円
	土成	(略)	6,435円
	市場	327円	5,860円
	阿波川島	419円	3,773円
	美馬	105円	7,829円
	真光	280円	5,049円
	三野	(略)	8,088円
	阿波三好	351円	6,845円
	三縄	336円	29,589円
	阿波井川	515円	6,905円
	三加茂	78円	16,594円
	牟岐	320円	26,832円
	阿波勝浦	147円	12,763円
	日和佐	215円	6,754円
	阿波半田	(略)	19,083円
	穴吹	36円	11,313円
	山城	(略)	13,154円
	阿波神山	71円	6,737円
	阿波広野	40円	7,979円
	佐那河内	73円	7,223円
	穴喰	106円	7,372円
	東祖谷	27円	65,798円
	由岐	87円	10,917円
	阿波今井	(略)	3,774円
香川県	讃岐三条	628円	30,806円
	高松北2	406円	11,650円
	屋島	529円	14,973円
	香西	867円	6,567円
	円座2	660円	22,479円
	讃岐前田	292円	14,924円
	讃岐川島	312円	27,631円
	西植田	195円	19,859円
	新仏生山	584円	21,141円
	丸亀	415円	24,537円
	讃岐郡家	661円	12,017円
	坂出	289円	32,479円
	讃岐加茂	344円	19,252円
	讃岐林田	274円	3,888円
	普通寺	525円	26,377円
	観音寺	555円	13,891円
	引田	(略)	21,526円
	讃岐津田	174円	34,967円
	讃岐大川	209円	7,854円
	志度	250円	20,080円
	長尾	403円	30,544円
	内海	377円	12,172円
	土庄	423円	9,104円
	讃岐三木	355円	42,994円
	讃岐牟礼	405円	12,202円
	香川	416円	17,923円
	綾南	548円	30,556円
	讃岐園分寺	343円	18,509円
	宇多津	408円	21,721円
	琴平	406円	33,979円
	多度津	448円	13,505円
	讃岐高瀬	322円	35,293円
	讃岐豊浜	247円	28,842円
	本島	106円	26,884円
	与島	148円	8,796円
	木之郷	431円	11,768円
	伊吹	93円	90,696円
	鴨部	228円	22,697円
	庵治	230円	18,566円
	綾上	403円	27,589円
	讃岐昭和	327円	26,017円
	綾歌	266円	7,233円
	讃岐飯山	377円	12,984円
	讃岐吉野	(略)	6,981円
	大野原	381円	8,334円
	讃岐豊中	273円	11,587円
	仁尾	183円	14,789円
	三本松2	114円	20,141円
	山本	306円	6,929円
	讃岐神山	139円	20,640円
	塩江	299円	7,755円
	麻二宮	250円	18,666円
	詫間	249円	25,194円
	財田	265円	11,279円
	高松	579円	89,393円
	讃岐池田	420円	40,415円
	讃岐荘内	66円	13,989円
	直島	459円	24,645円
愛媛県	西須賀	646円	33,869円
	吉田浜	830円	5,487円
	堀江	446円	4,064円
	伊予石井2	1,077円	13,364円
	久谷	729円	12,303円
	新久米	1,010円	22,659円
	山越本	738円	22,115円
	松山3	1,500円	20,496円

	阿波橋	428円	16,233円
	桑野	428円	7,938円
	阿波福井	318円	8,229円
	新野	406円	6,097円
	阿波椿	308円	11,808円
	阿波一宮	227円	11,600円
	羽ノ浦	493円	14,518円
	丹生谷	374円	26,788円
	阿波海南	390円	31,967円
	阿波吉野	377円	9,169円
	土成	(略)	10,814円
	市場	318円	20,706円
	阿波川島	398円	3,425円
	美馬	101円	7,743円
	真光	283円	4,993円
	三野	(略)	7,726円
	阿波三好	363円	6,635円
	三縄	307円	28,229円
	阿波井川	478円	6,758円
	三加茂	84円	17,740円
	牟岐	323円	28,536円
	阿波勝浦	144円	12,628円
	日和佐	198円	6,690円
	阿波半田	(略)	21,356円
	穴吹	61円	11,023円
	山城	(略)	12,863円
	阿波神山	68円	6,898円
	阿波広野	49円	11,451円
	佐那河内	71円	7,216円
	穴喰	90円	5,288円
	東祖谷	39円	55,366円
	由岐	97円	12,228円
	阿波今井	(略)	3,764円
香川県	讃岐三条	692円	31,448円
	高松北2	412円	11,506円
	屋島	630円	42,228円
	香西	858円	21,235円
	円座2	632円	20,322円
	讃岐前田	297円	10,786円
	讃岐川島	325円	24,357円
	西植田	229円	21,077円
	新仏生山	748円	21,291円
	丸亀	416円	22,677円
	讃岐郡家	674円	7,465円
	坂出	286円	31,491円
	讃岐加茂	340円	20,472円
	讃岐林田	268円	36,159円
	普通寺	427円	42,275円
	観音寺	583円	15,826円
	引田	(略)	21,083円
	讃岐津田	169円	34,417円
	讃岐大川	210円	7,545円
	志度	249円	15,374円
	長尾	400円	31,288円
	内海	374円	11,816円
	土庄	414円	10,105円
	讃岐三木	362円	32,255円
	讃岐牟礼	428円	11,838円
	香川	439円	16,796円
	綾南	564円	26,289円
	讃岐園分寺	360円	17,335円
	宇多津	461円	20,739円
	琴平	344円	25,568円
	多度津	437円	13,341円
	讃岐高瀬	316円	35,035円
	讃岐豊浜	239円	27,512円
	本島	107円	26,895円
	与島	185円	8,797円
	木之郷	423円	11,306円
	伊吹	116円	92,065円
	鴨部	320円	21,046円
	庵治	225円	18,098円
	綾上	421円	28,424円
	讃岐昭和	403円	23,818円
	綾歌	277円	6,883円
	讃岐飯山	390円	10,438円
	讃岐吉野	(略)	7,021円
	大野原	378円	7,879円
	讃岐豊中	270円	12,448円
	仁尾	181円	16,377円
	三本松2	135円	118,781円
	山本	310円	6,456円
	讃岐神山	188円	21,871円
	塩江	353円	7,643円
	麻二宮	263円	19,931円
	詫間	248円	28,048円
	財田	264円	10,651円
	高松	673円	75,560円
	讃岐池田	404円	40,019円
	讃岐荘内	72円	13,088円
	直島	474円	20,805円
愛媛県	西須賀	614円	28,810円
	吉田浜	865円	9,013円
	堀江	451円	3,815円
	伊予石井2	1,103円	14,744円
	久谷	724円	11,431円
	新久米	1,085円	22,635円
	山越本	719円	27,104円
	松山3	1,537円	25,016円

今治	356円	23,268円
伊予桜井2	625円	8,689円
宇和島	540円	21,755円
八幡浜	345円	15,092円
新居浜3	518円	16,947円
泉川	383円	6,421円
多喜浜	326円	13,557円
伊予西条	613円	58,753円
大洲	351円	42,871円
新谷	319円	13,742円
川之江	663円	25,644円
伊予三島西	723円	15,863円
伊予2	529円	27,383円
伊予北条	490円	18,810円
壬生川2	319円	8,853円
伊予土居	275円	40,751円
大西	843円	20,855円
重信	1,014円	9,239円
松前2	863円	42,067円
砥部	1,448円	7,586円
宇和	303円	6,967円
広見	252円	25,453円
御荘2	118円	22,689円
湯山	2,069円	24,514円
波止浜交換2	345円	7,387円
茶	534円	24,942円
日土	469円	9,581円
穴井	220円	7,765円
伊予水見	594円	23,463円
伊予豊岡	728円	10,646円
伊予三芳	453円	6,671円
粟井	323円	14,908円
伊予小松	678円	15,712円
丹原	365円	28,892円
伊予玉川	388円	34,747円
菊間	149円	47,934円
吉海	363円	13,365円
伯方	844円	11,174円
伊予川内	544円	15,657円
久万	148円	15,393円
保内	380円	7,995円
伊予吉田	355円	24,720円
伊予津島	389円	32,180円
今治支店旧	340円	12,122円
大洲新棟	285円	6,648円
伊予長浜	268円	40,259円
内子	586円	21,178円
伊予三瓶	309円	7,208円
愛媛野村	477円	21,167円
三間	161円	26,461円
伊予朝倉	284円	20,441円
宮窪	75円	16,985円
伊予上浦	40円	12,539円
伊予小田	194円	9,545円
伊予中山機械	567円	32,134円
伊予松野	50円	18,502円
一本松	46円	9,626円
生名	87円	8,446円
伊予弓削	97円	19,999円
双海	549円	5,981円
伊方	175円	26,297円
城川交換機	49円	35,702円
重信2	986円	16,480円
伊予中島	400円	8,112円
岩城	41円	25,079円
城川土居	26円	(略)
興居島	58円	8,266円
大三島	(略)	28,965円
睦月	149円	(略)
神和	127円	21,586円
伊予三崎	106円	9,161円
伊予西海	89円	24,395円
高知東	945円	43,404円
潮江	900円	50,070円
土佐朝倉	837円	17,960円
土佐一宮	972円	11,696円
種崎	378円	39,948円
土佐大津	826円	11,623円
安芸	139円	22,804円
南園	403円	42,763円
須崎	356円	10,987円
土佐中村	224円	21,297円
赤岡	328円	8,327円
土佐山田	253円	43,337円
伊野	650円	54,631円
池川	267円	9,526円
土佐春野	199円	8,263円
土佐羽根	237円	13,591円
片山	802円	5,382円
土佐国府	623円	12,660円
戸波	251円	6,907円
具同	247円	5,716円
宿毛	374円	18,244円
片島	51円	60,309円
土佐長浜	215円	8,120円
介良	909円	15,604円
室戸	313円	21,440円
土佐	302円	11,241円
土佐宇佐	158円	5,147円

高知県

今治	378円	23,093円
伊予桜井2	657円	61,608円
宇和島	527円	21,678円
八幡浜	355円	15,411円
新居浜3	539円	14,198円
泉川	362円	6,383円
多喜浜	305円	13,184円
伊予西条	628円	29,788円
大洲	326円	36,771円
新谷	311円	26,150円
川之江	642円	25,564円
伊予三島西	748円	15,158円
伊予2	575円	22,098円
伊予北条	477円	18,758円
壬生川2	340円	10,578円
伊予土居	266円	39,228円
大西	800円	28,371円
重信	967円	32,241円
松前2	878円	41,134円
砥部	1,387円	28,375円
宇和	319円	5,880円
広見	255円	24,767円
御荘2	133円	23,711円
湯山	2,030円	18,461円
波止浜交換2	380円	17,606円
茶	538円	26,457円
日土	597円	18,100円
穴井	478円	6,297円
伊予水見	570円	23,064円
伊予豊岡	730円	8,463円
伊予三芳	469円	6,527円
粟井	357円	13,962円
伊予小松	661円	29,300円
丹原	388円	35,895円
伊予玉川	347円	33,013円
菊間	164円	46,088円
吉海	346円	12,684円
伯方	793円	11,127円
伊予川内	523円	14,655円
久万	162円	15,302円
保内	375円	7,471円
伊予吉田	378円	23,916円
伊予津島	371円	31,135円
今治支店旧	384円	10,083円
大洲新棟	280円	5,595円
伊予長浜	252円	42,859円
内子	572円	24,043円
伊予三瓶	318円	6,030円
愛媛野村	448円	28,886円
三間	163円	27,743円
伊予朝倉	263円	28,077円
宮窪	72円	18,149円
伊予上浦	48円	11,942円
伊予小田	212円	9,151円
伊予中山機械	637円	21,769円
伊予松野	58円	19,757円
一本松	48円	13,137円
生名	107円	8,069円
伊予弓削	94円	21,340円
双海	565円	5,254円
伊方	183円	133,432円
城川交換機	52円	35,735円
重信2	985円	14,330円
伊予中島	377円	7,728円
岩城	52円	21,247円
城川土居	28円	(略)
興居島	60円	7,204円
大三島	(略)	27,813円
睦月	148円	(略)
神和	140円	20,886円
伊予三崎	111円	21,216円
伊予西海	101円	23,725円
高知東	1,030円	64,214円
潮江	947円	39,152円
土佐朝倉	863円	25,932円
土佐一宮	986円	15,073円
種崎	387円	20,220円
土佐大津	832円	11,218円
安芸	144円	19,942円
南園	407円	40,451円
須崎	364円	11,853円
土佐中村	232円	20,646円
赤岡	341円	8,093円
土佐山田	269円	42,115円
伊野	661円	49,592円
池川	358円	8,093円
土佐春野	86円	13,338円
土佐羽根	368円	12,131円
片山	773円	8,334円
土佐国府	635円	12,413円
戸波	260円	8,082円
具同	307円	7,432円
宿毛	349円	17,206円
片島	53円	28,494円
土佐長浜	282円	8,311円
介良	1,079円	14,182円
室戸	335円	21,709円
土佐	327円	13,113円
土佐宇佐	167円	5,578円

高知県

野市	477円	11,106円
美良布	404円	9,885円
中土佐	331円	15,984円
佐川	238円	45,328円
芸西	572円	13,051円
香川	330円	12,695円
越知	308円	7,549円
土佐日高	429円	61,196円
吉良川	70円	8,393円
大橋	71円	12,565円
吾北	76円	17,529円
仁淀	49円	4,890円
高知	688円	39,083円
大杉	71円	24,258円
土佐平田	52円	7,850円
土佐清水	208円	56,955円
窪川	210円	29,237円
大方	158円	6,484円
土佐大月	125円	38,544円
野根	59円	8,412円
嶺北	134円	70,525円
土佐佐賀	94円	11,185円
土佐田野	95円	31,414円
東津野	71円	8,213円
土佐下田	60円	8,086円
江川崎	49円	36,484円
十和	38円	8,522円
小筑紫	80円	12,196円
足摺岬	36円	20,603円
土佐大正	85円	10,591円
東又	48円	15,547円
橋原	98円	14,501円
本山	153円	9,643円
竜串	98円	12,776円
母島	26円	24,500円
福岡県		
門司2	629円	7,921円
門司恒見	365円	43,313円
門司大里	950円	11,105円
福岡若松	619円	23,042円
若松二島	594円	6,842円
戸畑	705円	12,739円
小倉南	1,126円	17,352円
小倉西	928円	7,250円
北九州古船場	666円	14,816円
北九州1	667円	32,757円
北九州2	1,031円	11,493円
北九州3	1,031円	19,352円
小倉南曾根	767円	7,411円
小倉南徳力	1,562円	8,399円
八幡橋田	492円	6,370円
北九州八幡2	431円	13,117円
折尾3	590円	4,492円
八幡黒崎	554円	12,938円
八幡上津役	676円	5,484円
八幡香月別館	884円	5,651円
福岡東	5,402円	37,408円
香椎	7,602円	23,584円
二股瀬	2,753円	17,284円
和白	1,796円	14,027円
博多	23,568円	14,958円
土居町	4,046円	20,360円
福岡南	2,511円	14,733円
福岡中央2	25,757円	21,162円
福岡平尾	4,795円	15,620円
筑紫ヶ丘	4,517円	8,602円
屋形原	981円	6,943円
姪浜	2,260円	18,201円
金武	2,034円	8,210円
今宿2	1,973円	9,555円
七隈	2,204円	11,998円
福岡西新	4,907円	15,882円
大牟田	306円	8,637円
久留米	594円	14,210円
荒木	576円	20,637円
御井町	814円	18,227円
久留米上津	828円	5,552円
久留米2	910円	8,950円
直方2	220円	15,165円
飯塚3	308円	18,039円
田川	257円	9,165円
福岡山田	68円	36,256円
甘木	493円	11,739円
八女	141円	7,854円
筑後	333円	13,760円
福岡大川	646円	10,204円
行橋2	323円	12,089円
中間	234円	10,169円
福岡小郡	621円	15,141円
二日市	956円	13,235円
二日市原田	871円	6,635円
福岡南大野	2,082円	10,638円
乙金	2,007円	9,575円
宗像	465円	5,590円
日の里	1,345円	7,212円
前原営業所	433円	37,485円
宇美	861円	7,348円
志免	1,535円	8,870円
古賀新宮	855円	11,285円
古賀	803円	10,758円

野市	488円	10,467円
美良布	416円	9,440円
中土佐	334円	15,517円
佐川	248円	47,025円
芸西	603円	14,047円
香川	409円	10,496円
越知	321円	7,120円
土佐日高	448円	28,495円
吉良川	72円	9,686円
大橋	80円	12,243円
吾北	88円	11,138円
仁淀	68円	6,302円
高知	668円	42,119円
大杉	78円	24,190円
土佐平田	51円	9,052円
土佐清水	262円	39,252円
窪川	221円	26,883円
大方	171円	7,674円
土佐大月	136円	47,164円
野根	65円	13,498円
嶺北	143円	55,675円
土佐佐賀	109円	10,716円
土佐田野	123円	31,205円
東津野	79円	8,042円
土佐下田	65円	9,819円
江川崎	61円	31,902円
十和	44円	5,901円
小筑紫	76円	9,980円
足摺岬	53円	12,807円
土佐大正	90円	4,346円
東又	57円	7,869円
橋原	108円	11,314円
本山	157円	10,714円
竜串	101円	11,100円
母島	27円	23,690円
福岡県		
門司2	633円	10,389円
門司恒見	363円	24,042円
門司大里	984円	9,226円
福岡若松	636円	22,934円
若松二島	599円	43,115円
戸畑	713円	32,320円
小倉南	1,417円	40,421円
小倉西	937円	8,071円
北九州古船場	688円	14,894円
北九州1	664円	32,089円
北九州2	974円	11,171円
北九州3	974円	15,753円
小倉南曾根	716円	7,243円
小倉南徳力	1,594円	12,619円
八幡橋田	566円	6,227円
北九州八幡2	430円	13,322円
折尾3	639円	5,336円
八幡黒崎	553円	14,229円
八幡上津役	714円	5,310円
八幡香月別館	981円	10,372円
福岡東	6,296円	26,040円
香椎	8,542円	25,084円
二股瀬	3,244円	16,893円
和白	2,024円	13,876円
博多	24,540円	16,389円
土居町	4,392円	21,411円
福岡南	3,198円	14,806円
福岡中央2	25,526円	22,143円
福岡平尾	3,584円	15,384円
筑紫ヶ丘	4,851円	8,427円
屋形原	1,015円	13,080円
姪浜	2,307円	34,573円
金武	2,090円	8,114円
今宿2	1,732円	9,417円
七隈	2,365円	12,457円
福岡西新	5,006円	32,945円
大牟田	358円	10,166円
久留米	649円	13,732円
荒木	588円	20,154円
御井町	897円	18,032円
久留米上津	873円	12,943円
久留米2	952円	9,869円
直方2	249円	31,070円
飯塚3	399円	14,479円
田川	235円	9,085円
福岡山田	71円	21,541円
甘木	550円	17,650円
八女	151円	8,137円
筑後	339円	13,680円
福岡大川	660円	12,735円
行橋2	332円	13,523円
中間	245円	10,088円
福岡小郡	630円	14,889円
二日市	991円	15,802円
二日市原田	899円	6,447円
福岡南大野	2,126円	10,455円
乙金	2,118円	10,075円
宗像	475円	5,517円
日の里	1,416円	13,077円
前原営業所	442円	31,180円
宇美	876円	6,331円
志免	1,683円	8,754円
古賀新宮	721円	22,837円
古賀	868円	20,108円

長者原	3,903円	16,576円
福岡	529円	14,046円
福岡芦屋	361円	8,986円
折尾水巻	286円	7,627円
折尾海老津	333円	3,805円
直方鞍手	(略)	6,792円
田主丸	279円	11,020円
瀬高	318円	9,814円
柳川	275円	11,334円
刈田	745円	10,138円
行橋犀川	262円	23,827円
行橋豊津	372円	15,796円
門司黒川	346円	12,772円
若松小島	231円	61,240円
西谷石原	106円	18,035円
多々良	842円	10,173円
早良内野	563円	38,729円
倉永	258円	42,979円
普導寺	242円	13,611円
福岡三国	356円	4,939円
篠栗	1,027円	24,299円
久山	580円	13,027円
折尾遠賀川	433円	22,815円
柳川大和	255円	14,690円
江浦	252円	15,300円
西戸崎	373円	13,490円
北崎	898円	12,598円
直方小竹	176円	93,973円
直方宮田	263円	4,731円
稲築	254円	11,474円
前原志摩	272円	11,642円
田主丸吉井	374円	11,158円
大刀洗	116円	7,222円
広川	282円	17,133円
豊前	382円	27,223円
津屋崎	434円	10,757円
宗像玄海	250円	8,941円
直方若宮	89円	13,476円
飯塚桂川	200円	19,615円
飯塚碓井	100円	25,958円
飯塚大隈	259円	23,213円
飯塚筑穂	226円	14,556円
飯塚庄内	242円	12,459円
杷木	384円	7,555円
甘木朝倉	205円	9,132円
夜須	266円	18,768円
二丈	384円	14,911円
福吉	180円	9,007円
芥屋	193円	11,692円
浮羽	127円	13,396円
久留米北野	780円	49,427円
大木	485円	33,517円
三浦	371円	6,535円
黒木	197円	18,775円
瀬高山川	283円	11,625円
田川香春	334円	11,063円
田川添田	179円	14,595円
田川金田	401円	7,502円
田川糸田	349円	16,467円
田川豊前川崎	(略)	5,242円
田川赤池	113円	12,085円
田川大任	271円	20,153円
田川油須原	294円	18,078円
友枝	198円	11,848円
直方東	306円	35,572円
福岡大川2	646円	4,589円
那珂川別	498円	6,875円
若宮吉川	45円	15,999円
城島	425円	10,141円
行橋勝山	490円	17,683円
行橋築城	341円	11,320円
上陽	305円	65,454円
光友	123円	41,174円
星野	183円	10,854円
行橋権田	254円	21,116円
八女大洲	155円	8,890円
福岡矢部	60円	17,611円
芦辺	225円	22,136円
巻岐石田	(略)	24,333円
勝本	178円	54,721円
小船越	142円	11,597円
小茂田	43円	61,335円
仁田	139円	31,892円
対馬佐賀	279円	16,102円
比田勝	512円	68,538円
豊玉交換送	294円	19,926円
高木瀬	615円	33,469円
唐津	323円	16,945円
佐賀鳥栖	734円	24,461円
多久	284円	19,820円
伊万里	201円	8,210円
伊万里黒川	123円	10,520円
武雄	164円	14,647円
佐賀鹿島	246円	11,124円
川副南	226円	11,461円
神埼	412円	20,099円
基山	439円	13,931円
小城	343円	20,499円
牛津	362円	28,218円

佐賀県

長者原	3,973円	16,148円
福岡	540円	13,869円
福岡芦屋	347円	8,944円
折尾水巻	325円	11,925円
折尾海老津	359円	9,499円
直方鞍手	(略)	6,603円
田主丸	302円	14,611円
瀬高	327円	10,432円
柳川	288円	11,141円
刈田	794円	12,695円
行橋犀川	286円	23,189円
行橋豊津	381円	15,261円
門司黒川	396円	11,079円
若松小島	248円	49,905円
西谷石原	118円	20,234円
多々良	866円	10,169円
早良内野	612円	28,285円
倉永	289円	27,543円
普導寺	266円	14,171円
福岡三国	379円	10,455円
篠栗	1,124円	23,467円
久山	584円	13,561円
折尾遠賀川	449円	19,849円
柳川大和	276円	13,931円
江浦	257円	14,857円
西戸崎	381円	20,285円
北崎	922円	17,788円
直方小竹	175円	91,676円
直方宮田	299円	8,830円
稲築	270円	10,031円
前原志摩	788円	11,097円
田主丸吉井	393円	18,382円
大刀洗	124円	6,943円
広川	287円	17,377円
豊前	371円	15,437円
津屋崎	437円	10,487円
宗像玄海	270円	8,730円
直方若宮	96円	11,773円
飯塚桂川	218円	17,501円
飯塚碓井	106円	57,145円
飯塚大隈	282円	21,988円
飯塚筑穂	237円	13,498円
飯塚庄内	248円	10,245円
杷木	374円	52,372円
甘木朝倉	233円	21,707円
夜須	274円	39,910円
二丈	403円	14,398円
福吉	192円	8,761円
芥屋	199円	11,354円
浮羽	139円	12,933円
久留米北野	809円	29,651円
大木	501円	77,503円
三浦	379円	40,704円
黒木	200円	18,601円
瀬高山川	291円	11,321円
田川香春	333円	99,110円
田川添田	197円	12,955円
田川金田	408円	7,416円
田川糸田	338円	14,908円
田川豊前川崎	(略)	5,521円
田川赤池	114円	10,729円
田川大任	284円	18,479円
田川油須原	306円	19,813円
友枝	206円	10,515円
直方東	342円	29,706円
福岡大川2	660円	4,496円
那珂川別	555円	12,346円
若宮吉川	56円	13,871円
城島	453円	12,585円
行橋勝山	523円	19,214円
行橋築城	356円	10,887円
上陽	348円	65,176円
光友	146円	40,408円
星野	209円	10,492円
行橋権田	246円	20,142円
八女大洲	202円	8,648円
福岡矢部	80円	17,135円
芦辺	207円	17,816円
巻岐石田	(略)	19,420円
勝本	192円	44,781円
小船越	147円	10,167円
小茂田	46円	50,524円
仁田	174円	26,219円
対馬佐賀	288円	13,544円
比田勝	491円	55,113円
豊玉交換送	351円	15,432円
高木瀬	643円	39,097円
唐津	350円	16,624円
佐賀鳥栖	756円	17,807円
多久	281円	19,261円
伊万里	219円	7,890円
伊万里黒川	129円	10,478円
武雄	186円	14,325円
佐賀鹿島	251円	11,063円
川副南	246円	20,847円
神埼	457円	20,324円
基山	456円	13,666円
小城	353円	20,411円
牛津	373円	27,561円

佐賀県

玄海	311円	19,294円
嬉野電交局舎	414円	11,676円
有田	296円	18,723円
蓮池	97円	7,356円
川久保	83円	8,020円
唐津山本	343円	18,663円
唐津鏡	404円	12,642円
東多久	95円	18,472円
久原	125円	7,404円
波多津	126円	16,174円
伊万里松浦	72円	12,214円
大川野	42円	41,200円
南波多	51円	14,891円
諸富	361円	14,827円
佐賀千代田	554円	11,115円
鳥栖中原	630円	13,240円
北茂安	403円	16,485円
呼子	174円	11,125円
西有田	225円	46,984円
武雄北方	423円	20,379円
佐賀大町	318円	9,353円
佐賀白石	303円	13,565円
鹿島塩田	305円	10,923円
久保田	584円	50,324円
佐賀大和	413円	55,138円
江北	339円	24,222円
佐賀福富	345円	12,472円
有明	450円	15,769円
太良	419円	62,493円
若木	207円	8,676円
浜崎	371円	9,096円
武雄山内	172円	11,422円
三根	560円	10,768円
入野	199円	13,715円
西川登	270円	25,498円
七山	180円	12,769円
湊	188円	23,106円
巖木	124円	10,889円
相知	100円	12,508円
太良大浦	160円	10,267円
浦上	1,771円	28,433円
新長	3,005円	25,166円
小ヶ倉	381円	53,792円
稲佐	1,950円	9,553円
深堀	297円	26,325円
東長崎	1,189円	30,851円
滑石	1,742円	189,701円
佐世保別	993円	39,148円
早岐	344円	11,750円
佐世保大和	383円	18,606円
佐世保大野	523円	28,917円
柚木	306円	13,756円
相浦	298円	16,446円
島原	297円	35,307円
諫早	512円	12,218円
西諫早	448円	10,944円
大村	279円	9,320円
福江	149円	25,306円
長崎平戸	364円	24,615円
時津	962円	24,479円
有川	247円	21,855円
香岐	346円	12,165円
巖原	339円	24,188円
大瀬戸	181円	30,128円
長崎小浜	174円	35,989円
豆酸	52円	23,349円
竹松	458円	40,253円
長崎茂木	592円	10,966円
木鉢	638円	20,700円
長崎三重	298円	19,559円
鹿子前	263円	8,926円
針尾	297円	54,226円
松浦	331円	30,528円
御厨	208円	6,433円
長崎三和	286円	29,838円
多良見	423円	36,919円
長与	770円	11,307円
琴海	285円	44,500円
西彼	210円	36,750円
東彼杵	253円	33,813円
川棚	246円	11,520円
波佐見	168円	9,359円
湯江	264円	10,533円
小長井	186円	29,461円
島原有明	160円	28,477円
島原園見	145円	11,016円
諫早吾妻	245円	12,086円
愛野森山	1,092円	36,371円
千々石	198円	8,894円
有家	246円	15,400円
島原深江	574円	11,980円
田平	85円	13,919円
江迎	156円	11,953円
佐々	399円	36,825円
佐世保吉井	109円	14,989円
黒口	155円	14,058円
飯盛	600円	10,576円
島原瑞穂	455円	11,381円
鹿町	278円	14,151円

長崎県

玄海	326円	19,027円
嬉野電交局舎	443円	28,297円
有田	313円	18,405円
蓮池	103円	7,090円
川久保	94円	8,886円
唐津山本	360円	17,775円
唐津鏡	429円	12,343円
東多久	103円	17,915円
久原	140円	7,480円
波多津	153円	16,129円
伊万里松浦	73円	11,990円
大川野	54円	40,885円
南波多	59円	12,528円
諸富	379円	14,225円
佐賀千代田	599円	11,546円
鳥栖中原	664円	12,758円
北茂安	408円	16,110円
呼子	171円	10,144円
西有田	246円	29,831円
武雄北方	457円	41,724円
佐賀大町	343円	8,911円
佐賀白石	281円	12,891円
鹿島塩田	364円	10,309円
久保田	633円	49,202円
佐賀大和	436円	41,018円
江北	367円	14,922円
佐賀福富	353円	12,047円
有明	504円	15,079円
太良	415円	37,451円
若木	233円	8,863円
浜崎	380円	8,698円
武雄山内	203円	10,875円
三根	597円	10,354円
入野	230円	13,485円
西川登	300円	26,885円
七山	208円	12,820円
湊	217円	22,142円
巖木	136円	10,319円
相知	108円	12,113円
太良大浦	189円	10,107円
浦上	1,786円	23,618円
新長	3,096円	24,693円
小ヶ倉	394円	32,577円
稲佐	2,065円	10,346円
深堀	314円	30,291円
東長崎	1,244円	31,418円
滑石	1,824円	183,202円
佐世保別	947円	27,338円
早岐	410円	11,584円
佐世保大和	403円	18,131円
佐世保大野	592円	27,614円
柚木	319円	9,685円
相浦	302円	44,538円
島原	344円	37,868円
諫早	548円	11,972円
西諫早	479円	12,107円
大村	280円	26,599円
福江	155円	19,257円
長崎平戸	389円	25,060円
時津	971円	14,479円
有川	257円	22,956円
香岐	360円	19,101円
巖原	362円	24,375円
大瀬戸	186円	28,304円
長崎小浜	173円	20,861円
豆酸	66円	22,428円
竹松	465円	38,041円
長崎茂木	627円	9,165円
木鉢	663円	14,308円
長崎三重	335円	21,627円
鹿子前	304円	8,850円
針尾	314円	53,228円
松浦	341円	27,347円
御厨	209円	4,914円
長崎三和	299円	25,206円
多良見	465円	22,301円
長与	825円	10,286円
琴海	286円	40,746円
西彼	229円	33,104円
東彼杵	258円	30,858円
川棚	249円	9,874円
波佐見	174円	8,194円
湯江	274円	9,121円
小長井	185円	27,679円
島原有明	170円	28,315円
島原園見	154円	10,718円
諫早吾妻	265円	15,747円
愛野森山	961円	23,329円
千々石	218円	12,635円
有家	241円	15,398円
島原深江	627円	11,588円
田平	90円	11,708円
江迎	151円	11,430円
佐々	402円	30,374円
佐世保吉井	106円	14,475円
黒口	158円	16,914円
飯盛	577円	9,207円
島原瑞穂	491円	10,147円
鹿町	268円	12,751円

長崎県

小佐々	261円	41,353円
楠泊	185円	11,399円
式見	558円	44,775円
三川内	781円	53,559円
紐差	193円	27,768円
津吉	75円	17,579円
今福	153円	34,498円
西彼大串	299円	22,017円
南風崎	601円	14,371円
有喜	122円	17,117円
鶏知	653円	37,707円
崎戸	72円	12,224円
雲仙	62円	34,380円
伊万里福島	213円	20,998円
鷹島	107円	19,877円
野母崎	456円	18,246円
加津佐	104円	13,740円
長崎口之津	169円	9,258円
南有馬	580円	14,649円
富江	192円	9,089円
青方	258円	10,231円
五島栂島	39円	33,645円
長崎高島	42円	12,088円
三井楽	144円	13,975円
小櫃賀別	98円	53,218円
新魚目交換局	290円	16,945円
生月電交	317円	9,548円
大瀬戸黒崎	301円	21,979円
長崎岐宿	234円	15,681円
長崎奈留	978円	13,288円
奈良尾	78円	19,425円
南串山	193円	13,135円
肥前大島	83円	77,769円
平戸大島	91円	18,392円
北有馬	247円	43,587円
有川若松	89円	38,236円
池島	64円	61,438円
熊本県	2,008円	19,271円
健軍	899円	13,165円
立田	681円	22,459円
田迎	1,271円	11,984円
桜町	1,957円	31,239円
熊本清水	954円	19,563円
北部	512円	20,108円
帯山	1,110円	30,657円
託麻別館	1,017円	19,522円
新川尻	804円	17,533円
熊本南部	337円	15,302円
郡築	157円	25,792円
人吉別館	116円	60,384円
水俣	1,034円	11,519円
玉名	263円	13,298円
本渡	476円	10,260円
山鹿	183円	8,469円
牛深	127円	9,594円
菊池	399円	9,139円
松橋	429円	16,703円
松橋小川	104円	6,680円
植木岩野	605円	11,332円
熊本大津	193円	9,487円
西合志	192円	7,848円
一の宮	185円	12,141円
熊本小国	475円	30,389円
高森	439円	19,875円
南阿蘇	60円	25,648円
木山	795円	32,223円
矢部別館	265円	16,906円
荒尾	143円	7,576円
宇土	326円	13,053円
合志	123円	8,926円
熊本小島	611円	12,670円
天明	87円	19,768円
日奈久	272円	5,975円
府本	83円	7,245円
荒尾緑ヶ丘	353円	53,713円
網田	199円	14,420円
三角	348円	8,837円
松橋城南	313円	15,113円
壱志田	148円	13,068円
砥用	77円	14,426円
岱明	42円	7,372円
天水	223円	14,706円
南関	253円	12,306円
熊本長洲	180円	7,584円
鹿本	339円	17,414円
菊陽	970円	10,280円
泗水	249円	14,501円
南小国	419円	24,437円
熊本西原	431円	16,499円
嘉島	267円	27,517円
甲佐	511円	9,466円
坂本	47円	38,229円
熊本鏡	161円	16,520円
宮原	170円	11,934円
東陽	166円	33,144円
湯浦	163円	32,987円
津奈木	237円	17,247円
鏡	233円	25,086円
多良木	166円	22,390円

小佐々	281円	40,593円
楠泊	187円	10,252円
式見	587円	43,102円
三川内	789円	51,737円
紐差	217円	27,334円
津吉	98円	16,895円
今福	156円	32,763円
西彼大串	308円	19,986円
南風崎	621円	14,189円
有喜	131円	16,219円
鶏知	665円	24,420円
崎戸	75円	12,547円
雲仙	69円	31,963円
伊万里福島	217円	20,135円
鷹島	128円	18,985円
野母崎	472円	24,980円
加津佐	92円	13,838円
長崎口之津	150円	7,665円
南有馬	648円	13,071円
富江	186円	7,816円
青方	262円	8,728円
五島栂島	62円	34,199円
長崎高島	53円	23,485円
三井楽	155円	10,503円
小櫃賀別	109円	43,163円
新魚目交換局	308円	15,120円
生月電交	326円	7,923円
大瀬戸黒崎	313円	24,832円
長崎岐宿	212円	12,526円
長崎奈留	1,020円	10,306円
奈良尾	108円	15,946円
南串山	221円	11,412円
肥前大島	90円	60,169円
平戸大島	96円	14,439円
北有馬	275円	52,449円
有川若松	95円	32,420円
池島	76円	59,897円
熊本県	1,709円	21,652円
健軍	837円	12,559円
立田	668円	23,915円
田迎	1,373円	13,083円
桜町	1,954円	28,009円
熊本清水	1,007円	17,941円
北部	524円	19,293円
帯山	1,191円	29,638円
託麻別館	1,174円	18,130円
新川尻	837円	16,930円
熊本南部	377円	16,457円
郡築	158円	24,777円
人吉別館	134円	67,849円
水俣	1,101円	13,566円
玉名	283円	12,879円
本渡	504円	18,565円
山鹿	202円	8,355円
牛深	137円	17,382円
菊池	525円	9,339円
松橋	431円	21,586円
松橋小川	112円	6,298円
植木岩野	649円	10,716円
熊本大津	206円	8,596円
西合志	196円	7,637円
一の宮	181円	11,793円
熊本小国	578円	29,313円
高森	460円	23,526円
南阿蘇	63円	25,461円
木山	841円	31,567円
矢部別館	368円	16,616円
荒尾	148円	7,174円
宇土	328円	11,905円
合志	135円	8,499円
熊本小島	627円	12,464円
天明	88円	17,650円
日奈久	295円	5,748円
府本	85円	6,991円
荒尾緑ヶ丘	466円	28,978円
網田	228円	13,614円
三角	433円	8,561円
松橋城南	323円	14,665円
壱志田	163円	11,343円
砥用	106円	17,221円
岱明	46円	16,929円
天水	275円	13,737円
南関	248円	11,786円
熊本長洲	184円	7,327円
鹿本	369円	16,848円
菊陽	979円	9,988円
泗水	257円	14,041円
南小国	440円	23,786円
熊本西原	435円	14,470円
嘉島	277円	26,449円
甲佐	480円	8,869円
坂本	148円	311,798円
熊本鏡	166円	14,412円
宮原	174円	11,762円
東陽	209円	32,692円
湯浦	173円	33,906円
津奈木	294円	16,861円
鏡	253円	24,768円
多良木	215円	22,866円

大矢野	861円	7,387円
本渡松島	326円	94,679円
赤崎	208円	18,935円
飽田	495円	59,110円
竜峰	298円	8,132円
松橋豊野	24円	9,354円
玉東	301円	53,176円
菊水	213円	6,385円
坊中	137円	18,138円
御船	265円	29,856円
千丁	428円	14,794円
水俣田浦	156円	13,485円
熊本河内	379円	36,544円
水瀬	84円	17,664円
郡浦	95円	12,610円
鹿北	171円	11,685円
菊鹿	118円	11,694円
鹿央	78円	57,974円
旭志	174円	28,966円
矢部清和	62円	21,476円
芦北	415円	12,633円
湯前	122円	30,187円
姫戸	218円	76,962円
三加和	99円	13,383円
阿蘇	175円	50,237円
本渡富岡	321円	26,505円
河浦	197円	29,575円
蘇陽	150円	37,888円
免田	218円	10,889円
一勝地	72円	35,767円
竜ヶ岳	250円	12,005円
五和	489円	16,838円
玉名大浜	208円	38,589円
横島	134円	16,730円
松合	156円	17,284円
栖本	196円	15,328円
倉岳	288円	47,094円
天草	263円	36,200円
本渡新和	168円	16,992円
御所浦	141円	21,625円
大分	2,090円	36,379円
鶴崎	268円	21,837円
大分東	760円	16,591円
大分滝尾	337円	18,669円
大分大道	1,054円	23,688円
大分市外	713円	25,236円
大分別府	409円	12,705円
別府北	466円	7,213円
如水	64円	11,980円
新中津	280円	13,115円
日田三本松	279円	21,951円
佐伯	471円	35,265円
臼杵	313円	24,170円
津久見	221円	15,537円
大分竹田	157円	29,457円
豊後高田	199円	18,969円
杵築別館	236円	20,618円
大分宇佐	201円	19,123円
國東	212円	17,994円
日出	538円	7,341円
由布院	532円	36,338円
大分三重	198円	22,873円
玖珠	446円	16,919円
大分種田	640円	5,063円
大分中津	283円	24,875円
大分戸次	581円	28,361円
鶴崎松岡	360円	18,070円
長洲	251円	13,948円
豊後高田田原	43円	9,409円
大分賀来	769円	17,576円
坂ノ市別館	440円	11,746円
海崎	73円	7,830円
保戸島	105円	65,286円
宇佐八幡	206円	6,942円
山香	257円	9,186円
大分挾間	286円	11,046円
大分庄内	190円	52,966円
佐賀間	121円	11,361円
幸崎	141円	22,572円
佐伯弥生	429円	21,496円
野津	291円	16,941円
緒方	143円	12,703円
三重大野	231円	11,929円
三重千歳	46円	14,318円
天ヶ瀬	462円	22,599円
三光	158円	15,096円
大分野津原	289円	15,932円
直川	177円	25,569円
本耶馬溪	257円	18,867円
院内	105円	17,171円
安心院	186円	7,818円
真玉	102円	14,240円
國東国見	107円	18,019円
國東富来	145円	12,378円
佐伯鶴見	344円	13,282円
竹田萩	73円	11,971円
日田大山	328円	30,623円
大分犬飼	282円	12,204円
大分吉野	51円	11,336円

大分県

大矢野	894円	7,193円
本渡松島	363円	93,428円
赤崎	246円	20,390円
飽田	515円	58,448円
竜峰	338円	7,783円
松橋豊野	33円	9,142円
玉東	317円	27,671円
菊水	240円	5,959円
坊中	150円	17,501円
御船	268円	29,957円
千丁	458円	14,034円
水俣田浦	187円	14,600円
熊本河内	430円	34,488円
水瀬	129円	17,754円
郡浦	125円	12,291円
鹿北	188円	60,992円
菊鹿	135円	11,330円
鹿央	87円	30,680円
旭志	197円	28,342円
矢部清和	78円	20,534円
芦北	428円	12,348円
湯前	131円	29,677円
姫戸	263円	40,102円
三加和	122円	12,753円
阿蘇	200円	49,067円
本渡富岡	354円	25,431円
河浦	246円	28,883円
蘇陽	180円	23,729円
免田	246円	10,460円
一勝地	90円	36,214円
竜ヶ岳	307円	101,797円
五和	519円	16,258円
玉名大浜	223円	36,737円
横島	157円	12,255円
松合	178円	15,261円
栖本	241円	13,411円
倉岳	326円	45,962円
天草	275円	28,468円
本渡新和	176円	13,523円
御所浦	152円	20,689円
大分	2,093円	31,951円
鶴崎	290円	21,397円
大分東	783円	17,304円
大分滝尾	365円	19,375円
大分大道	1,096円	23,767円
大分市外	707円	24,640円
大分別府	425円	12,431円
別府北	458円	7,103円
如水	75円	11,694円
新中津	329円	10,432円
日田三本松	299円	21,106円
佐伯	511円	37,466円
臼杵	384円	33,736円
津久見	247円	15,446円
大分竹田	198円	19,963円
豊後高田	273円	17,214円
杵築別館	271円	24,754円
大分宇佐	245円	16,186円
國東	191円	18,795円
日出	557円	6,087円
由布院	493円	34,986円
大分三重	195円	23,387円
玖珠	456円	14,889円
大分種田	812円	14,275円
大分中津	277円	35,606円
大分戸次	699円	27,864円
鶴崎松岡	376円	16,034円
長洲	244円	13,456円
豊後高田田原	58円	9,160円
大分賀来	794円	19,740円
坂ノ市別館	538円	10,632円
海崎	80円	7,314円
保戸島	227円	45,120円
宇佐八幡	205円	6,444円
山香	265円	7,035円
大分挾間	311円	14,647円
大分庄内	220円	29,545円
佐賀間	134円	10,745円
幸崎	164円	22,231円
佐伯弥生	454円	19,493円
野津	302円	16,237円
緒方	168円	11,194円
三重大野	261円	11,168円
三重千歳	55円	13,678円
天ヶ瀬	445円	21,019円
三光	177円	14,699円
大分野津原	333円	14,324円
直川	210円	25,327円
本耶馬溪	254円	18,602円
院内	117円	15,574円
安心院	194円	6,319円
真玉	127円	12,699円
國東国見	119円	17,130円
國東富来	161円	10,796円
佐伯鶴見	363円	11,605円
竹田萩	83円	10,701円
日田大山	361円	30,251円
大分犬飼	247円	11,772円
大分吉野	70円	10,649円

大分県

	安岐	145円	16,347円
	武蔵	290円	8,650円
	宇目	170円	10,932円
	蒲江	174円	16,896円
	那馬溪下郷	181円	29,845円
	山国	107円	29,902円
	香々地	58円	14,025円
	三重清川	36円	16,100円
	久住	240円	9,205円
	恵良	207円	16,406円
	津江	147円	12,651円
	那馬溪	211円	14,765円
	合河	138円	21,571円
	新畑之浦	163円	54,268円
	朝地	60円	49,040円
	長瀨	82円	14,081円
	城原	72円	13,654円
	田染	80円	11,340円
	佐伯上浦	189円	22,981円
	東中浦	86円	39,159円
宮崎県	生目	280円	18,547円
	宮崎大淀	630円	17,073円
	木花	664円	27,939円
	都城	462円	15,660円
	都城荘内	61円	7,691円
	沖水	155円	17,237円
	都城中郷	69円	16,917円
	土々呂	436円	10,521円
	延岡市外	425円	13,786円
	日南	185円	12,938円
	宮崎小林	273円	17,097円
	日向別館	206円	22,310円
	西都	340円	9,144円
	高城	172円	18,892円
	宮崎住吉	518円	10,299円
	柳瀬	271円	26,196円
	宮崎本郷	446円	11,991円
	志和池	68円	28,736円
	大堂津	111円	27,326円
	鉄肥	139円	12,899円
	西小林	131円	13,860円
	串間	206円	17,294円
	三財	224円	10,443円
	えびの宮機械	159円	13,251円
	飯野駅前	148円	13,688円
	清武	676円	42,169円
	宮崎田野	194円	10,200円
	佐土原	268円	17,695円
	西佐土原	200円	26,411円
	日南北郷	280円	12,019円
	日南南郷	203円	20,189円
	三股	187円	13,631円
	都城高崎	106円	8,200円
	高原	127円	15,875円
	小林野尻	199円	8,808円
	紙屋	75円	14,599円
	宮崎高岡	168円	9,623円
	園富	243円	24,641円
	綾	158円	44,443円
	高鍋営業所1	229円	6,991円
	新富	216円	8,946円
	木城	305円	15,186円
	川南	138円	21,176円
	都農	158円	14,253円
	門川	260円	8,326円
	大東	67円	11,724円
	都城山田	141円	12,908円
	高千穂別館	142円	13,293円
	都城高野	73円	17,819円
	美々津	224円	13,150円
	岩脇	165円	33,020円
	真幸	180円	15,774円
	山陰	101円	12,665円
	神門	151円	11,399円
	日向西郷	89円	12,866円
	宇納間	47円	11,351円
	曾木	109円	11,334円
	北川	142円	17,173円
	延岡北浦	234円	19,914円
	宮崎東	764円	37,729円
	青島	210円	26,930円
	都城山之口	139円	10,269円
	日之影	100円	17,224円
	五ヶ瀬	112円	7,465円
	宮崎内海	217円	14,487円
	諸塚	97円	26,989円
	都井	129円	17,858円
	市木	116円	17,656円
	南浦	176円	20,612円
	須木	112円	19,454円
	天の岩戸	267円	53,198円
鹿児島県	鴨池甲南新館	3,040円	24,820円
	谷山	1,094円	21,974円
	伊敷	995円	15,415円
	原良	2,994円	13,592円
	広木	2,422円	14,873円
	坂之上	1,275円	7,397円
	鹿児島川内	569円	17,073円
	鹿屋	182円	14,678円

	安岐	163円	16,039円
	武蔵	279円	7,920円
	宇目	198円	10,784円
	蒲江	183円	16,433円
	那馬溪下郷	208円	29,347円
	山国	133円	28,874円
	香々地	98円	12,494円
	三重清川	45円	15,823円
	久住	308円	62,854円
	恵良	209円	14,761円
	津江	220円	11,472円
	那馬溪	256円	14,465円
	合河	172円	21,229円
	新畑之浦	213円	40,318円
	朝地	77円	39,797円
	長瀨	122円	10,354円
	城原	77円	12,705円
	田染	88円	35,559円
	佐伯上浦	196円	22,217円
	東中浦	92円	36,325円
宮崎県	生目	298円	18,609円
	宮崎大淀	650円	41,839円
	木花	700円	26,944円
	都城	518円	23,854円
	都城荘内	70円	7,252円
	沖水	168円	16,888円
	都城中郷	80円	15,842円
	土々呂	445円	9,916円
	延岡市外	448円	13,733円
	日南	200円	13,160円
	宮崎小林	263円	22,526円
	日向別館	221円	36,816円
	西都	330円	9,449円
	高城	165円	18,381円
	宮崎住吉	544円	10,133円
	柳瀬	286円	25,387円
	宮崎本郷	490円	10,808円
	志和池	74円	57,271円
	大堂津	117円	26,903円
	鉄肥	142円	12,204円
	西小林	153円	13,364円
	串間	220円	23,610円
	三財	235円	23,123円
	えびの宮機械	177円	12,600円
	飯野駅前	157円	13,114円
	清武	696円	35,920円
	宮崎田野	213円	9,703円
	佐土原	281円	16,751円
	西佐土原	208円	25,249円
	日南北郷	285円	67,919円
	日南南郷	180円	19,844円
	三股	195円	13,284円
	都城高崎	127円	7,872円
	高原	142円	15,220円
	小林野尻	217円	22,420円
	紙屋	95円	13,900円
	宮崎高岡	184円	9,158円
	園富	259円	24,452円
	綾	171円	32,865円
	高鍋営業所1	257円	5,811円
	新富	293円	8,276円
	木城	321円	14,679円
	川南	146円	19,002円
	都農	167円	13,681円
	門川	269円	7,827円
	大東	95円	11,189円
	都城山田	148円	12,322円
	高千穂別館	197円	14,691円
	都城高野	122円	17,122円
	美々津	242円	12,342円
	岩脇	181円	31,331円
	真幸	195円	14,959円
	山陰	132円	12,191円
	神門	182円	10,880円
	日向西郷	106円	12,714円
	宇納間	56円	10,904円
	曾木	132円	10,897円
	北川	192円	16,338円
	延岡北浦	315円	19,873円
	宮崎東	744円	62,270円
	青島	221円	26,310円
	都城山之口	132円	9,773円
	日之影	127円	16,719円
	五ヶ瀬	152円	7,428円
	宮崎内海	306円	14,283円
	諸塚	112円	17,915円
	都井	146円	91,345円
	市木	133円	14,047円
	南浦	197円	16,639円
	須木	117円	18,125円
	天の岩戸	275円	48,881円
鹿児島県	鴨池甲南新館	3,127円	19,996円
	谷山	1,150円	23,386円
	伊敷	1,025円	15,696円
	原良	3,142円	14,982円
	広木	2,683円	14,165円
	坂之上	1,534円	8,580円
	鹿児島川内	568円	21,654円
	鹿屋	273円	13,684円

椋崎	168円	12,424円
名瀬	714円	18,978円
出水	156円	10,765円
指宿	308円	11,483円
加世田	168円	6,876円
園分	478円	12,775円
種子島	111円	21,014円
加治木	491円	20,416円
帖佐	344円	17,139円
丸尾	49円	12,134円
志布志	89円	8,596円
屋久島	77円	19,597円
徳之島	190円	25,762円
鹿児島吉野	348円	11,943円
鹿児島春日	1,715円	14,495円
鹿児島大口	234円	12,251円
隼人	366円	54,874円
河頭	86円	13,414円
高須	39円	15,452円
大始良	63円	13,989円
鹿屋南	17円	17,423円
串木野	145円	15,486円
阿久根	145円	12,367円
米之津	84円	15,746円
宮ヶ浜	57円	8,968円
鹿児島垂水	107円	27,326円
指宿山川	45円	18,539円
開聞	51円	13,012円
知覧	209円	28,700円
知覧瀬世	22円	8,729円
加世田川辺	178円	13,946円
市来	147円	10,478円
東市来	164円	13,777円
伊集院	259円	18,033円
松元	149円	35,553円
伊集院郡山	319円	28,434円
金峰	153円	9,274円
入来	36円	64,001円
宮之城	90円	31,810円
高尾野	79円	11,782円
菱刈	52円	8,975円
蒲生	97円	10,581円
十三塚原	59円	12,166円
加治木横川	68円	35,320円
栗野	217円	12,434円
吉松	47円	16,517円
霧島	43円	11,153円
岩川	113円	8,644円
財部	40円	12,327円
都城末吉	315円	23,321円
志布志有明	117円	13,331円
蓬原	74円	17,180円
志布志大崎	48円	11,955円
菱田	26円	17,878円
串良	39円	13,025円
鹿屋高山	98円	15,251円
善平	61円	16,158円
大根占	108円	11,022円
根占	75円	16,459円
古江	171円	9,356円
川内東郷	228円	61,606円
牧ノ原	95円	11,530円
百引	87円	54,264円
志布志松山	21円	14,026円
大根占田代	43円	61,288円
川内西方	14円	13,231円
城上	41円	11,736円
高隈	114円	12,086円
阿久根臨本	88円	14,119円
阿久根大川	34円	13,476円
鹿屋新城	38円	16,577円
牛根	183円	15,179円
西桜島	160円	23,560円
喜入	163円	27,790円
瀬々串	79円	12,198円
穎娃	105円	8,610円
石垣	42円	6,994円
笠沙	50円	9,776円
加世田大浦	146円	15,946円
種籾	52円	54,691円
市比野	108円	15,065円
宮野城鶴田	203円	28,968円
薩摩	129円	51,829円
那答院	(略)	16,225円
出水野田	187円	13,204円
牧園	83円	16,433円
細山田	33円	12,779円
内の浦	157円	21,375円
佐多	98円	49,617円
喜界島	238円	43,194円
鹿児島吉田	151円	12,404円
伊集院吹上	(略)	7,975円
出水鹿巢	239円	13,044円
指江	202円	14,305円
竜郷	(略)	16,231円
笠利	432円	25,238円
天城	84円	24,556円
伊仙	273円	24,331円
与論島	41円	12,832円
川内羽島	152円	13,057円

椋崎	148円	17,655円
名瀬	754円	16,701円
出水	153円	10,658円
指宿	328円	12,312円
加世田	198円	11,112円
園分	475円	14,651円
種子島	138円	20,679円
加治木	488円	17,294円
帖佐	379円	17,145円
丸尾	57円	11,471円
志布志	97円	8,497円
屋久島	78円	19,890円
徳之島	227円	29,871円
鹿児島吉野	364円	11,793円
鹿児島春日	1,664円	18,341円
鹿児島大口	261円	12,652円
隼人	381円	50,770円
河頭	96円	15,848円
高須	67円	14,110円
大始良	79円	12,465円
鹿屋南	23円	17,031円
串木野	170円	14,493円
阿久根	180円	9,182円
米之津	90円	14,678円
宮ヶ浜	58円	8,731円
鹿児島垂水	113円	25,946円
指宿山川	48円	21,949円
開聞	59円	12,568円
知覧	215円	19,023円
知覧瀬世	25円	8,299円
加世田川辺	174円	17,666円
市来	178円	10,156円
東市来	169円	16,764円
伊集院	279円	19,286円
松元	118円	34,506円
伊集院郡山	346円	27,816円
金峰	165円	9,207円
入来	43円	61,087円
宮之城	100円	31,205円
高尾野	83円	10,506円
菱刈	62円	7,876円
蒲生	108円	10,210円
十三塚原	67円	12,033円
加治木横川	80円	32,025円
栗野	236円	10,759円
吉松	50円	15,888円
霧島	50円	9,442円
岩川	128円	7,742円
財部	46円	11,790円
都城末吉	317円	52,608円
志布志有明	143円	12,271円
蓬原	93円	15,633円
志布志大崎	61円	9,327円
菱田	35円	17,609円
串良	47円	11,148円
鹿屋高山	124円	13,534円
善平	76円	14,983円
大根占	135円	9,901円
根占	84円	14,823円
古江	183円	10,742円
川内東郷	254円	35,031円
牧ノ原	100円	11,552円
百引	102円	29,142円
志布志松山	25円	12,567円
大根占田代	67円	58,927円
川内西方	17円	12,055円
城上	57円	19,544円
高隈	162円	11,141円
阿久根臨本	104円	12,275円
阿久根大川	36円	11,809円
鹿屋新城	43円	14,236円
牛根	207円	14,286円
西桜島	178円	29,393円
喜入	168円	31,545円
瀬々串	92円	11,003円
穎娃	111円	8,330円
石垣	39円	12,984円
笠沙	61円	9,426円
加世田大浦	162円	15,218円
種籾	74円	29,131円
市比野	119円	13,631円
宮野城鶴田	217円	27,872円
薩摩	151円	27,495円
那答院	(略)	14,846円
出水野田	199円	11,969円
牧園	95円	14,931円
細山田	39円	12,284円
内の浦	200円	18,170円
佐多	125円	27,100円
喜界島	297円	39,509円
鹿児島吉田	219円	11,135円
伊集院吹上	(略)	12,420円
出水鹿巢	285円	11,425円
指江	216円	14,433円
竜郷	(略)	16,085円
笠利	472円	22,478円
天城	93円	22,521円
伊仙	326円	23,424円
与論島	46円	25,417円
川内羽島	178円	12,017円

山門野	131円	12,441円
瀬戸内	1,045円	24,367円
知名	145円	23,265円
木暮	55円	76,163円
勝能	55円	210,022円
管絃	68円	28,796円
与路島	57円	153,031円
讀島	58円	189,575円
節子	153円	56,615円
生見	57円	6,077円
中種子	160円	30,863円
南種子	340円	19,081円
母間	35円	13,857円
沖之永良部	159円	38,157円
坊	136円	12,130円
伊集院日吉	47円	14,104円
現和	52円	19,950円
國上	84円	24,088円
早町	26円	29,979円
中瓶	224円	35,013円
寄宮	2,486円	15,872円
牧志	2,322円	16,999円
小椋	2,815円	19,144円
首里	5,384円	14,674円
田場	300円	6,822円
大謝名	2,618円	12,010円
普天間	1,185円	16,527円
沖繩宮古	531円	14,520円
八重山	733円	15,047円
浦添別	2,237円	20,070円
名護別館	583円	21,179円
照屋	720円	7,739円
コザ	703円	35,191円
胡屋	1,202円	10,352円
コザ北谷	1,921円	12,615円
豊見城	1,127円	20,805円
与那原	950円	8,394円
南風原	1,159円	18,637円
久辺	101円	48,341円
嘉手納	2,226円	19,632円
沖繩石川別	339円	19,129円
具志川	633円	79,562円
仲尾次	131円	22,657円
米須	242円	43,659円
今帰仁	449円	15,907円
本部	330円	9,171円
コザ金武	512円	39,446円
与那城	363円	6,611円
読谷	614円	13,237円
中城	799円	9,763円
東風平	635円	11,584円
与那原玉城	143円	28,672円
佐敷	283円	11,059円
本部山川	173円	15,116円
北中城	1,458円	12,874円
南大東	44円	44,831円
北大東	32円	699,384円
久米島	489円	40,212円
城辺	207円	19,332円
沖繩上野	182円	21,390円
平安座	101円	15,764円
座間味	6円	28,819円
伊良部	198円	21,899円
波照間	68円	14,248円
与那国	218円	98,467円
国頭別	215円	17,385円
伊江	478円	59,845円
伊是名	64円	22,430円
伊平屋	46円	58,505円
多良間	(略)	27,275円
国頭安田	31円	69,700円
粟国	50円	16,676円
渡名喜	48円	16,163円
八重山黒島	(略)	47,919円
八重山小浜	116円	24,679円

沖縄県

山門野	162円	11,155円
瀬戸内	1,114円	22,157円
知名	167円	19,964円
木暮	64円	58,465円
勝能	68円	204,740円
管絃	86円	26,470円
与路島	85円	340,013円
讀島	117円	325,626円
節子	238円	41,963円
生見	58円	12,654円
中種子	201円	30,654円
南種子	390円	18,754円
母間	46円	12,170円
沖之永良部	152円	35,278円
坊	152円	12,952円
伊集院日吉	51円	17,933円
現和	80円	16,035円
國上	74円	18,317円
早町	34円	24,770円
中瓶	217円	32,114円
寄宮	2,176円	19,016円
牧志	2,852円	17,063円
小椋	2,871円	17,429円
首里	5,969円	12,154円
田場	331円	6,686円
大謝名	2,917円	9,117円
普天間	1,280円	13,524円
沖繩宮古	574円	17,045円
八重山	849円	17,423円
浦添別	2,110円	18,036円
名護別館	724円	23,288円
照屋	704円	7,309円
コザ	742円	35,258円
胡屋	1,324円	8,957円
コザ北谷	1,946円	11,641円
豊見城	1,217円	19,596円
与那原	1,032円	8,042円
南風原	1,305円	27,697円
久辺	104円	11,045円
嘉手納	2,316円	16,561円
沖繩石川別	378円	20,548円
具志川	665円	78,083円
仲尾次	148円	22,215円
米須	278円	28,074円
今帰仁	520円	15,620円
本部	403円	9,723円
コザ金武	543円	38,601円
与那城	398円	5,747円
読谷	713円	12,851円
中城	863円	8,980円
東風平	648円	11,184円
与那原玉城	166円	17,524円
佐敷	317円	10,872円
本部山川	188円	14,779円
北中城	1,558円	33,734円
南大東	50円	44,241円
北大東	48円	681,093円
久米島	438円	63,132円
城辺	211円	18,699円
沖繩上野	191円	33,879円
平安座	130円	26,360円
座間味	15円	26,136円
伊良部	288円	31,269円
波照間	75円	12,983円
与那国	283円	99,095円
国頭別	270円	15,400円
伊江	471円	47,728円
伊是名	74円	20,137円
伊平屋	54円	58,964円
多良間	(略)	27,035円
国頭安田	33円	73,123円
粟国	54円	14,203円
渡名喜	50円	14,271円
八重山黒島	(略)	118,476円
八重山小浜	125円	21,988円

沖縄県

第2 とう道又は管路に係る負担額
(略)

- 1 (略)
2 とう道又は管路に係る料金額
2-1 とう道に係る料金額

1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
富山県	36,043円
石川県	39,910円
福井県	30,012円
岐阜県	32,533円
静岡県	54,818円
愛知県	53,600円
三重県	37,232円
滋賀県	42,016円
京都府	41,283円
大阪府	64,208円
兵庫県	57,345円
奈良県	36,216円
和歌山県	19,780円
鳥取県	73,537円
島根県	27,826円
岡山県	64,541円
広島県	61,243円
山口県	38,954円
徳島県	71,724円
香川県	46,065円
愛媛県	56,753円
高知県	34,679円
福岡県	67,753円
佐賀県	22,715円
長崎県	20,404円
熊本県	38,287円
大分県	51,929円
宮崎県	39,290円
鹿児島県	55,266円
沖縄県	46,387円

2-2 管路に係る料金額

1条あたり1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
富山県	165円
石川県	169円
福井県	175円
岐阜県	206円
静岡県	239円
愛知県	218円
三重県	204円
滋賀県	214円
京都府	303円
大阪府	252円
兵庫県	278円
奈良県	240円
和歌山県	270円
鳥取県	203円
島根県	206円
岡山県	198円
広島県	207円
山口県	173円
徳島県	216円
香川県	205円
愛媛県	193円
高知県	172円
福岡県	254円
佐賀県	190円
長崎県	176円
熊本県	243円
大分県	237円
宮崎県	162円
鹿児島県	226円
沖縄県	262円

第3 電柱に係る負担額

電柱に係る負担額は、1使用箇所ごとに年額775円とします。

第2 とう道又は管路に係る負担額
(略)

- 1 (略)
2 とう道又は管路に係る料金額
2-1 とう道に係る料金額

1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
富山県	33,822円
石川県	37,215円
福井県	27,993円
岐阜県	30,680円
静岡県	51,746円
愛知県	49,671円
三重県	36,394円
滋賀県	54,693円
京都府	40,642円
大阪府	59,725円
兵庫県	53,742円
奈良県	34,819円
和歌山県	18,934円
鳥取県	69,238円
島根県	26,612円
岡山県	61,554円
広島県	59,295円
山口県	36,540円
徳島県	67,861円
香川県	42,910円
愛媛県	52,587円
高知県	37,875円
福岡県	65,241円
佐賀県	23,252円
長崎県	19,248円
熊本県	36,213円
大分県	48,554円
宮崎県	38,068円
鹿児島県	50,874円
沖縄県	52,043円

2-2 管路に係る料金額

1条あたり1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
富山県	158円
石川県	160円
福井県	164円
岐阜県	199円
静岡県	224円
愛知県	204円
三重県	203円
滋賀県	205円
京都府	301円
大阪府	238円
兵庫県	264円
奈良県	234円
和歌山県	262円
鳥取県	195円
島根県	199円
岡山県	189円
広島県	200円
山口県	162円
徳島県	207円
香川県	193円
愛媛県	181円
高知県	169円
福岡県	245円
佐賀県	182円
長崎県	166円
熊本県	233円
大分県	225円
宮崎県	160円
鹿児島県	212円
沖縄県	304円

第3 電柱に係る負担額

電柱に係る負担額は、1使用箇所ごとに年額1,023円とします。

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額

1 (略)
2 負担額

	区分	単位	料金額	備考
(1) 光信号引込等設備維持負担額	当社が光信号引込等設備を維持等するために要する負担額 (7) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）が設置されているもの (4) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）が設置されていないもの ① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等とその光信号引込等設備が収容等されているもの ② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等とその光信号引込等設備が収容等されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	475円 479円 474円	—
(2) 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額	1 光信号引込等設備ごとに月額	75円	—

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

(略)

(1) (略)

未償却残高＝〔（光信号引込等設備の取得固定資産価額（22,410円）－光信号引込等設備の残存価額）×光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率＋光信号引込等設備の残存価額〕×（1＋貸倒率）

ア 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率は、次の算出式により算定します。
耐用年数残存期間比率＝光信号引込等設備の耐用年数経過までの日数／（光信号引込等設備の耐用年数（20年）×365（閏年にあつては366とします。））

イ (略)

(2) (略)

1 光信号引込等設備ごとに

区分	内容	料金額
ア 光信号引込等設備を撤去する場合		16,368円
イ 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合		308円

第5表 (略)

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額

1 (略)
2 負担額

	区分	単位	料金額	備考
(1) 光信号引込等設備維持負担額	当社が光信号引込等設備を維持等するために要する負担額 (7) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）が設置されているもの (4) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）が設置されていないもの ① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等とその光信号引込等設備が収容等されているもの ② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等とその光信号引込等設備が収容等されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	458円 463円 458円	—
(2) 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額	1 光信号引込等設備ごとに月額	76円	—

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

(略)

(1) (略)

未償却残高＝〔（光信号引込等設備の取得固定資産価額（22,266円）－光信号引込等設備の残存価額）×光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率＋光信号引込等設備の残存価額〕×（1＋貸倒率）

ア 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率は、次の算出式により算定します。
耐用年数残存期間比率＝光信号引込等設備の耐用年数経過までの日数／（光信号引込等設備の耐用年数（25年）×365（閏年にあつては366とします。））

イ (略)

(2) (略)

1 光信号引込等設備ごとに

区分	内容	料金額
ア 光信号引込等設備を撤去する場合		17,111円
イ 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合		315円

第5表 (略)

様式第8（第11条第2項関係）

事前調査申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

氏名
所属(法人名等)

貴社接続約款第11条（事前調査の申込み）第2項の規定により、貴社の網との接続を行いたい（変更したい）ので、事前調査を申し込みます。

接続（変更）の概要	
協議事項に関する具体的内容	
接続（変更）希望時期	
連絡先 (担当者氏名、電話番号)	

協議事項に関する具体的内容

1. 接続箇所				
接続約款記載の接続箇所	公表約款第5条第1項標準的接続箇所表中第 欄とする。			
接続約款記載以外の接続箇所	別紙1 接続約款適用以外の技術的条件のとおり。			
2. 電気通信設備の分界点				
(1) 相互接続点設置希望場所				
3. 接続対象地域				
(14) 弊社接続対象地域	(NTT東日本／NTT西日本網との新規の接続の場合に記入。)			
(2) 相互接続点ごとの接続対象地域	弊社網接続エリア： NTT東日本／NTT西日本網接続エリア：			
4. 接続の技術的条件（物理的、電気的、論理的条件）				
新たな技術的条件の有無	有 無			
接続約款記載の技術的条件での接続の場合	公表約款第11章技術的条件 技術的条件集第2章形態別技術的条件第 節形態 のとおりとする。			
	信号網構成	対応網	準対応網	
	信号速度	4.8kb/s	48kb/s	
	回線留保	優先発ユ一ザ留保回線制御機能	有	無
		両方向留保回線制御機能	有	無
接続約款記載の技術的条件以外での接続の場合	別紙1 接続約款適用以外の場合の技術的条件のとおり。			

様式第8（第11条第2項関係）

事前調査申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

氏名
所属(法人名等)

貴社接続約款第11条（事前調査の申込み）第2項の規定により、貴社の網との接続を行いたい（変更したい）ので、事前調査を申し込みます。

接続（変更）の概要	
協議事項に関する具体的内容	
接続（変更）希望時期	
連絡先 (担当者氏名、電話番号)	

協議事項に関する具体的内容

1. 接続箇所				
接続約款記載の接続箇所	公表約款第5条第1項標準的接続箇所表中第 欄とする。			
接続約款記載以外の接続箇所	別紙1 接続約款適用以外の技術的条件のとおり。			
2. 電気通信設備の分界点				
(1) 相互接続点設置希望場所				
3. 接続対象地域				
(1) 弊社接続対象地域	(NTT東日本／NTT西日本網との新規の接続の場合に記入。)			
(2) 相互接続点ごとの接続対象地域	弊社網接続エリア： NTT東日本／NTT西日本網接続エリア：			
4. 接続の技術的条件（物理的、電気的、論理的条件）				
新たな技術的条件の有無	有 無			
接続約款記載の技術的条件での接続の場合	公表約款第11章技術的条件 技術的条件集第2章形態別技術的条件第 節形態 のとおりとする。			
	信号網構成	対応網	準対応網	
	信号速度	4.8kb/s	48kb/s	
	回線留保	優先発ユ一ザ留保回線制御機能	有	無
		両方向留保回線制御機能	有	無
接続約款記載の技術的条件以外での接続の場合	別紙1 接続約款適用以外の場合の技術的条件のとおり。			
5. 電気通信設備の建設に係る事項				

5. 電気通信設備の建設に係る事項		
(1)相互接続点ごとの交換設備／回線設備の設備量 (2)NTT東日本／NTT西日本ビル内に設置を希望する弊社設備の有無 ・設置設備の種類、数量、寸法 ・電力量 ・その他の設置条件 等	(2. 電気通信設備の分界点(1)相互接続点の設置希望場所が、NTT東日本／NTT西日本ビル内である場合のみ記入。)	
6. 接続形態		
接続約款記載の接続形態の場合	公表約款	第7章接続形態 別表2の2第号～第号とする。
	任意約款	第6章接続形態 別表2の2第号～第号とする。
接続約款記載の接続形態以外の場合		別紙2接続形態のとおり。
7. 網改造料の対象となる機能		
網改造料の対象となる機能のうち利用を希望する機能	接続約款料金表第1表第2網改造料1-1網改造料の対象となる機能第号とする。	
網改造料の対象となる機能以外利用を希望する機能概要		
8. 業務遂行上の協力事項		
(1)NTT東日本／NTT西日本に協力依頼する事項		
9. 事業者識別番号及びその種別		
事業者識別番号	() () ()	
国内基本かつ国内付加サービス共用		
国内付加かつ国際付加サービス共用		
国内基本かつ国際基本サービス共用		
国際基本サービス専用		
事業者識別番号ごとに第1欄から第4欄のいずれかに○印を記入。なお、国内基本サービス専用の場合は第1欄に、国内付加サービス専用又は国際付加サービス専用の場合は第2欄に○印を記入。		
10. 優先接続機能		
優先接続機能の利用	有 無	
通話区分	市内通話 県内市外通話 県間市外通話 国際通話	
優先接続番号		
提供区域		
11. その他		

(1)相互接続点ごとの交換設備／回線設備の設備量 (2)NTT東日本／NTT西日本ビル内に設置を希望する弊社設備の有無 ・設置設備の種類、数量、寸法 ・電力量 ・その他の設置条件 等	(2. 電気通信設備の分界点(1)相互接続点の設置希望場所が、NTT東日本／NTT西日本ビル内である場合のみ記入。)		
6. 接続形態			
接続約款記載の接続形態の場合	公表約款	第7章接続形態 別表2の2第号～第号とする。	
	任意約款	第6章接続形態 別表2の2第号～第号とする。	
接続約款記載の接続形態以外の場合		別紙2接続形態のとおり。	
7. 網改造料の対象となる機能			
網改造料の対象となる機能のうち利用を希望する機能	接続約款料金表第1表第2網改造料1-1網改造料の対象となる機能第号とする。		
網改造料の対象となる機能以外利用を希望する機能概要			
8. 業務遂行上の協力事項			
(1)NTT東日本／NTT西日本に協力依頼する事項			
9. 事業者識別番号及びその種別			
事業者識別番号	()	()	()
国内基本かつ国内付加サービス共用			
国内付加かつ国際付加サービス共用			
国内基本かつ国際基本サービス共用			
国際基本サービス専用			
事業者識別番号ごとに第1欄から第4欄のいずれかに○印を記入。なお、国内基本サービス専用の場合は第1欄に、国内付加サービス専用又は国際付加サービス専用の場合は第2欄に○印を記入。			
10. その他			

別表4 違約金

第1～5 (略)

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区分		違約金の額
接続申込者が、第34条の13（複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い）第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合の違約金	(1) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から1年を経過する日までに、接続を終了した場合	接続を終了した日（以下、この表において「終了日」といいます。）から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額（以下、この表において「低減額」といいます。）及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息（0.36%の割合で計算し、複利計算を行うものとします。以下、この表において同じとします。）を加算した額
(2)～(3) (略)		—

別表5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区分	単位	精算額	備考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1回線ごとに	1,730円	

別表4 違約金

第1～5 (略)

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区分		違約金の額
接続申込者が、第34条の13（複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い）第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合の違約金	(1) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から1年を経過する日までに、接続を終了した場合	接続を終了した日（以下、この表において「終了日」といいます。）から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額（以下、この表において「低減額」といいます。）及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息（0.33%の割合で計算し、複利計算を行うものとします。以下、この表において同じとします。）を加算した額
(2)～(3) (略)		—

別表5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区分	単位	精算額	備考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1回線ごとに	1,570円	

附 則（令和3年6月2日西設相制第000216号）

1～2（略）

（光信号引込等設備の撤去に係る負担額についての経過措置）

3 平成31年3月31日までに設置された光信号引込等設備を撤去する場合は、料金表第4表（光信号引込等設備に係る負担額）第2（光信号引込等設備の撤去に係る負担額）に規定する負担額の算定における光信号引込等設備の未償却残高は、料金表第4表第2第1号の算出式に替えて、次の算出式により算定するものとします。ただし、その算定結果が負の数となる場合は、光信号引込等設備の未償却残高を零とします。また、平成20年4月1日から平成31年3月31日までに設置されたものであって、令和2年4月1日以降に撤去する光信号引込等設備については、次の算出式における平成19年度以前における光信号引込等設備の償却累計額を零とし、平成20年度以降平成30年度以前における光信号引込等設備の償却累計額の算出式において「平成20年4月1日」とあるのは「当該光信号引込等設備の利用を開始した日」と読み替えるものとします。

未償却残高＝（光信号引込等設備の取得固定資産価額－平成19年度以前における光信号引込等設備の償却累計額－平成20年度以降平成30年度以前における光信号引込等設備の償却累計額－平成31年度以降における光信号引込等設備の償却累計額）×（1＋貸倒率）

ア 光信号引込等設備の償却累計額は、次の算出式により算定します。

（ア）平成19年度以前における光信号引込等設備の償却累計額

＝（光信号引込等設備の取得固定資産価額－平成19年度以前の光信号引込等設備の残存価額）×当該光信号引込等設備の利用を開始した日から平成20年3月31日までの日数／（平成19年度以前の光信号引込等設備の耐用年数（10年）×365（閏年にあつては366とします。））

（イ）平成20年度以降平成30年度以前における光信号引込等設備の償却累計額

＝（光信号引込等設備の取得固定資産価額－平成20年度以降平成30年度の光信号引込等設備の残存価額）×平成20年4月1日から平成31年3月31日までの日数／（平成30年度以前の光信号引込等設備の耐用年数（15年）×365（閏年にあつては366とします。））

（ウ）平成31年度以降における光信号引込等設備の償却累計額

＝（光信号引込等設備の取得固定資産価額－光信号引込等設備の残存価額）×平成31年4月1日から当該光信号引込等設備を撤去した日の前日までの日数／（光信号引込等設備の耐用年数（20年）×365（閏年にあつては366とします。））

イ 光信号引込等設備の取得固定資産価額については、料金表第4表第2第1号に規定する算出式中の金額とします。

ウ 貸倒率については、第1表（接続料金）第2（網改造料）2（料金額）2－3（年額料金の算定に係る比率）によります。

附 則（令和5年3月24日西設相制第000134号）

1～2（略）

（特定光信号端末回線管理機能に関する実績に基づく精算に関する特例措置）

3 当社は、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2－11第27欄について、令和3年度に適用した網使用料と次に掲げる令和3年度の実績によって算定した精算用料金との差額に、令和3年度の需要の実績値を乗じて得た額を、協定事業者と精算するものとします。

区分	単位	料金額	備考
特定光信号端末回線管理機能	1回線ごとに月額	269円	

4～5（略）

附 則（令和3年6月2日西設相制第000216号）

1～2（略）

（光信号引込等設備の撤去に係る負担額についての経過措置）

3 平成31年3月31日までに設置された光信号引込等設備を撤去する場合は、料金表第4表（光信号引込等設備に係る負担額）第2（光信号引込等設備の撤去に係る負担額）に規定する負担額の算定における光信号引込等設備の未償却残高は、料金表第4表第2第1号の算出式に替えて、次の算出式により算定するものとします。ただし、その算定結果が負の数となる場合は、光信号引込等設備の未償却残高を零とします。また、平成20年4月1日から平成31年3月31日までに設置されたものであって、令和2年4月1日以降に撤去する光信号引込等設備については、次の算出式における平成19年度以前における光信号引込等設備の償却累計額を零とし、平成20年度以降平成30年度以前における光信号引込等設備の償却累計額の算出式において「平成20年4月1日」とあるのは「当該光信号引込等設備の利用を開始した日」と読み替えるものとします。

未償却残高＝（光信号引込等設備の取得固定資産価額－平成19年度以前における光信号引込等設備の償却累計額－平成20年度以降平成30年度以前における光信号引込等設備の償却累計額－平成31年度以降における光信号引込等設備の償却累計額）×（1＋貸倒率）

ア 光信号引込等設備の償却累計額は、次の算出式により算定します。

（ア）平成19年度以前における光信号引込等設備の償却累計額

＝（光信号引込等設備の取得固定資産価額－平成19年度以前の光信号引込等設備の残存価額）×当該光信号引込等設備の利用を開始した日から平成20年3月31日までの日数／（平成19年度以前の光信号引込等設備の耐用年数（10年）×365（閏年にあつては366とします。））

（イ）平成20年度以降平成30年度以前における光信号引込等設備の償却累計額

＝（光信号引込等設備の取得固定資産価額－平成20年度以降平成30年度の光信号引込等設備の残存価額）×平成20年4月1日から平成31年3月31日までの日数／（平成30年度以前の光信号引込等設備の耐用年数（15年）×365（閏年にあつては366とします。））

（ウ）平成31年度以降における光信号引込等設備の償却累計額

＝（光信号引込等設備の取得固定資産価額－光信号引込等設備の残存価額）×平成31年4月1日から当該光信号引込等設備を撤去した日の前日までの日数／（光信号引込等設備の耐用年数（20年）×365（閏年にあつては366とします。））

イ 光信号引込等設備の取得固定資産価額については、料金表第4表第2第1号に規定する算出式中の金額とします。

ウ 貸倒率については、第1表（接続料金）第2（網改造料）2（料金額）2－3（年額料金の算定に係る比率）によります。

附 則（令和5年3月24日西設相制第000134号）

1～2（略）

（特定光信号端末回線管理機能に関する実績に基づく精算に関する特例措置）

3 当社は、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2－11第27欄について、令和4年度に適用した網使用料と次に掲げる令和4年度の実績によって算定した精算用料金との差額に、令和4年度の需要の実績値を乗じて得た額を、協定事業者と精算するものとします。

区分	単位	料金額	備考
特定光信号端末回線管理機能	1回線ごとに月額	220円	

4～5（略）

(接続料金等の実績に基づく精算用料金)

6 第74条の2(手数料の実績に基づく精算)の規定により精算を行う令和3年度の精算用料金は以下のとおりです。

区 分	単 位	料金額	備考		
みなし契約者に関する宛名情報提供手数料	1件ごとに	37.74円	—		
優先接続受付手数料	1変更ごとに	120円	—		
光回線設備線路条件調査費	ウ欄	(7)	1 番号 又は 1 住所ご との 1 成功検 索ごと に	0.04円	—
		(イ)		0.01円	—
光配線区域情報調査費	ア欄	1通信用建物ごとに	9,509円	—	
	イ欄	1通信用建物ごとに	16,179円	—	
ルーティング番号登録工事等受付手数料	ア(イ)欄	1件ごとに	61円	—	
	イ欄	1件ごとに	101円	—	
同一番号移転可否情報調査費	ア欄	1電気通信番号ごとの1件ごとに	745円	—	
	イ欄	1電気通信番号ごとの1件ごとに	301円	—	

附 則 (令和6年3月21日相制第 155500000195号)

1 (略)

(接続料金等の実績に基づく精算用料金)

2 第74条の2(手数料の実績に基づく精算)の規定により精算を行う令和4年度の精算用料金は以下のとおりです。

区 分	単 位	料金額	備考		
みなし契約者に関する宛名情報提供手数料	1件ごとに	21.14円	—		
優先接続受付手数料	1変更ごとに	110円	—		
光回線設備線路条件調査費	ウ欄	(7)	1 番号 又は 1 住所ご との 1 成功検 索ごと に	0.03円	—
		(イ)		0.01円	—

光配線区域情報調査費	ア欄	1 通信用建物ごとに	13,460 円	—
	イ欄	1 通信用建物ごとに	4,573 円	—
ルーティング番号登録工事等受付手数料	ア(イ)欄	1 件ごとに	58 円	—
	イ欄	1 件ごとに	96 円	—
同一番号移転可否情報調査費	ア欄	1 電気通信番号ごとの 1 件ごとに	743 円	—
	イ欄	1 電気通信番号ごとの 1 件ごとに	295 円	—

(優先接続受付手数料に係る経過措置)

3 令和5年度に協定事業者が利用した料金表第2表第2(手数料)に規定する優先接続受付手数料については、第75条(工事費及び手数料等の遡及適用)の規定にかかわらず、令和5年4月1日に遡及して以下の料金額を適用します。

区分		単位	手数料の額	備考
優先接続受付手数料	優先接続の受付に要する費用	1 変更ごとに	159円	—

(光信号引込等設備の撤去に係る負担額についての経過措置)

4 令和5年3月31日までに設置された光信号引込等設備を撤去する場合は、料金表第4表(光信号引込等設備に係る負担額)第2(光信号引込等設備の撤去に係る負担額)に規定する負担額の算定における光信号引込等設備の未償却残高は、料金表第4表第2第1号の算出式にかかわらず、次の算出式により算定するものとします。ただし、その算定結果が負の数となる場合は、光信号引込等設備の未償却残高を零とします。また、平成20年4月1日から平成31年3月31日までに設置された光信号引込等設備であって、令和5年4月1日以降に撤去するものについては、次の算出式におけるア(ア)の値を零とし、ア(イ)の算出式において「平成20年4月1日」とあるのを「当該光信号引込等設備の利用を開始した日」と読み替えるものとし、平成31年4月1日から令和5年3月31日までに設置された光信号引込等設備であって、令和5年4月1日以降に撤去するものについては、次の算出式におけるア(ア)及び(イ)の値を零とし、ア(ウ)の算出式において「平成31年4月1日」とあるのは「当該光信号引込等設備の利用を開始した日」と読み替えるものとします。

未償却残高＝(光信号引込等設備の取得固定資産価額－平成19年度以前における光信号引込等設備の償却累計額－平成20年度以降平成30年度以前における光信号引込等設備の償却累計額－平成31年度以降令和4年度以前における光信号引込等設備の償却累計額－令和5年度以降における光信号引込等設備の償却累計額)×(1＋貸倒率)

ア 光信号引込等設備の償却累計額は、次の算出式により算定します。

(ア) 平成19年度以前における光信号引込等設備の償却累計額
 ＝(光信号引込等設備の取得固定資産価額－平成19年度以前の光信号引込等設備の残存価額)×当該光信号引込等設備の利用を開始した日から平成20年3月31日までの日数／(平成19年度以前の光信号引込等設備の耐用年数(10年)×365(閏年にあっては366とします。))

(イ) 平成20年度以降平成30年度以前における光信号引込等設備の償却累計額
 ＝(光信号引込等設備の取得固定資産価額－平成20年度以降平成30年度の光信号引込等設備の残存価額)×平成20年4月1日から平成31年3月31日までの日数／(平成30年度以前の光信号引込等設備の耐用年数(15

年) × 365 (閏年にあつては 366 とします。))

(ウ) 平成 31 年度以降令和 4 年度以前における光信号引込等設備の償却累計額

= (光信号引込等設備の取得固定資産価額 - 平成 31 年度以降令和 4 年度の光信号引込等設備の残存価額) × 平成 31 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの日数 / (令和 4 年度以前の光信号引込等設備の耐用年数 (20 年) × 365 (閏年にあつては 366 とします。))

(エ) 令和 5 年度以降における光信号引込等設備の償却累計額

= (光信号引込等設備の取得固定資産価額 - 光信号引込等設備の残存価額) × 令和 5 年 4 月 1 日から当該光信号引込等設備を撤去した日の前日までの日数 / (光信号引込等設備の耐用年数 (25 年) × 365 (閏年にあつては 366 とします。))

イ 光信号引込等設備の取得固定資産価額については、料金表第 4 表第 2 第 1 号に規定する算出式中の金額と

します。

ウ 貸倒率については、第 1 表 (接続料金) 第 2 (網改造料) 2 (料金額) 2 - 3 (年額料金の算定に係る比率) によります。